

東大阪市一般廃棄物処理基本計画

令和8年度～令和17年度



令和8年3月

第1部 総論

第1章 計画策定の基本的事項.....	3
1 計画策定の目的.....	3
2 計画の位置付け.....	4
3 計画期間.....	6
4 東大阪市の状況.....	7

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状.....	14
1 ごみ処理量などの推移.....	14
2 ごみ処理の体系.....	16
3 ごみ質の実態.....	17
4 ごみ処理体制.....	20
5 中間処理の現状.....	22
6 最終処分の現状.....	24
7 事業費.....	25
第2章 東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第7期）の総括.....	27
1 前計画の概要.....	27
2 前計画の目標達成状況.....	28
3 前計画における施策の実施状況.....	30
4 大阪府内の他都市との比較.....	34
5 現状を踏まえた課題の整理.....	36
第3章 将来予測.....	38
1 人口の見通し.....	38
2 排出量の将来推計.....	39
第4章 ごみ処理基本計画.....	40
1 基本理念・基本方針.....	40
2 数値目標.....	42
3 基本施策.....	44
4 計画の進行管理.....	60

第3部 食品ロス削減推進計画

第1章 食品ロスについて	63
1 計画策定の趣旨	63
2 計画の位置付け	63
第2章 食品ロスの現状と課題	64
1 食品ロスの発生量（全国の状況）	64
2 本市における食品ロスの発生量	64
3 家庭ごみの中に含まれる食品廃棄物の内訳	65
4 市民の食品ロスに関する意識	66
第3章 基本理念・基本方針・基本目標	67
1 基本理念	67
2 基本方針	67
3 基本目標	68
第4章 目標達成に向けた取り組み	70
1 施策の体系	70
2 施策の内容	71
3 各主体の役割	74
4 計画の進捗管理	76

第4部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と基本的課題	79
1 はじめに	79
2 東大阪市の地理的特性	79
3 生活排水処理の現状	80
4 計画策定に当たっての基本的課題	84
第2章 生活排水処理基本計画	85
1 基本方針	85
2 基本計画	85

資料編

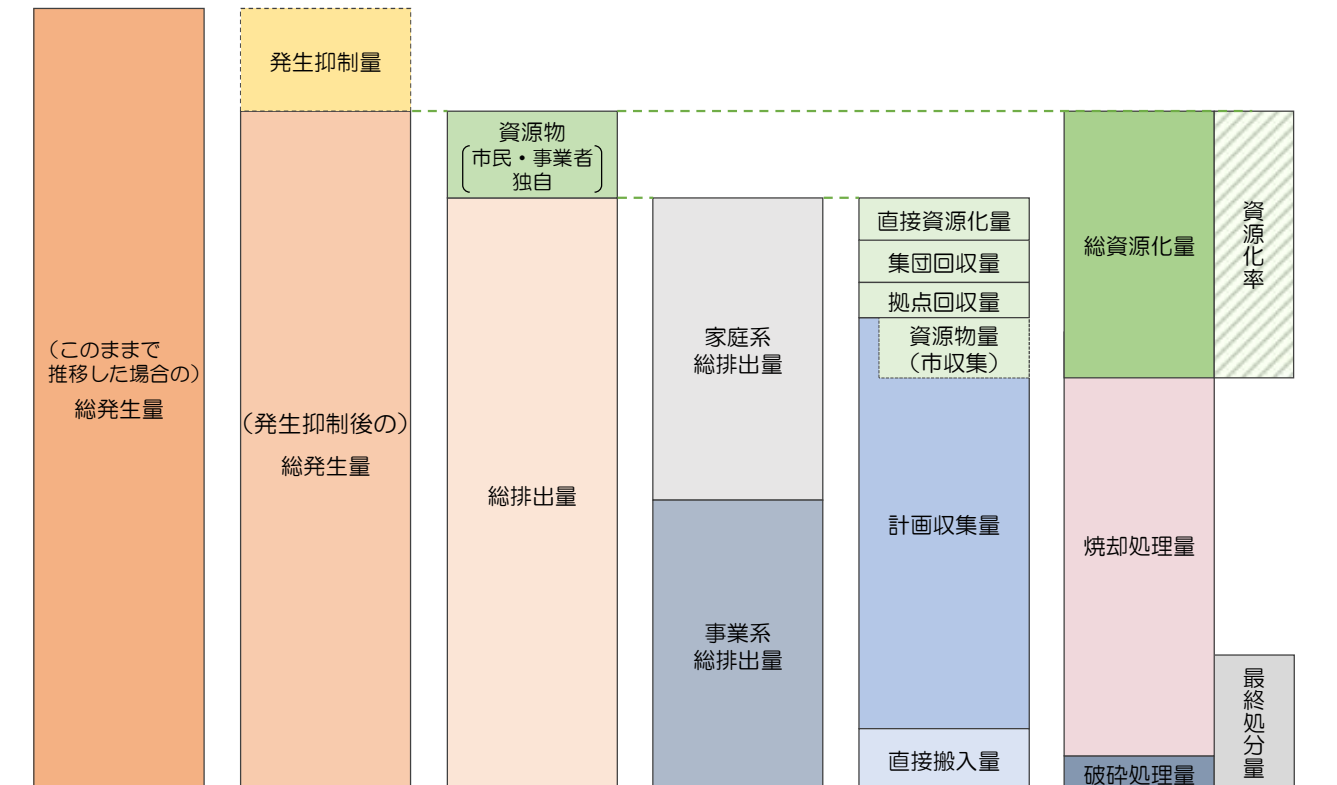
資料1 ごみ処理実績	92
資料2 ごみ減量フレーム	94
資料3 計画フレームの考え方	108
資料4 用語の説明	110
資料5 SDGs（エス・ディー・ジーズ、Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）	116
資料6 諮問	117
資料7 東大阪市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿	118
資料8 東大阪市廃棄物減量等推進審議会 開催状況	119
資料9 答申	120
資料10 東大阪市一般廃棄物処理基本計画策定委員会（庁内組織）委員名簿	121
資料11 東大阪市一般廃棄物処理基本計画策定委員会（庁内組織）開催状況	122

第1部

総論

ごみ量の定義

総発生量	「総排出量＋資源物（市民・事業者独自）※」 ※ 市民、事業者独自の取り組みによる資源化量
総排出量	「計画収集量＋拠点回収量＋直接搬入量＋集団回収量＋直接資源化量（剪定枝）」 <ul style="list-style-type: none"> ・計画収集量は、実際にごみの収集を行っている区域の収集量 ・拠点回収量は、古紙、蛍光管、乾電池、小型家電などのうち、地域の回収拠点で回収された量 ・直接搬入量は、ごみ処理施設に直接搬入されたごみ量 ・集団回収は、自治会などが自主的に再生資源（古紙類など）を回収し、リサイクルする活動
総排出量（家庭系）	「計画収集量＋拠点回収量＋集団回収量」
総排出量（事業系）	「計画収集量＋直接搬入量＋直接資源化量（剪定枝）」 <ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの計画収集量は、許可業者が実際にごみの収集を行っている区域の収集量
焼却処理量	「総排出量」のうち焼却処理された量（家庭ごみ（燃えるもの）、事業系ごみと大型ごみの破碎残さなど）
破碎処理量	「総排出量」のうち破碎処理された量（もえない小物（不燃の小物）、大型ごみ、事業系ごみなど）
総資源化量	「資源物量（市収集）＋拠点回収量＋集団回収量＋直接資源化量（剪定枝）＋資源物の量（市民・事業者独自）」
資源化率	ごみの総発生量に占める総資源化量の割合
最終処分量	埋め立て処分した量 「焼却処理後の残灰発生量」＋「不燃残さ量」 <ul style="list-style-type: none"> ・不燃残さは、缶、びんの選別過程で発生する不燃物の残さ



(注) 上図はごみ量の定義を模式図化したものであるため、各量の比率は実際とは異なります

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の目的

国は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めることとしています。これに基づき、東大阪市では令和3年3月に「東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第7期）」を策定し、その中で『「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」の実現』を基本理念としたうえで、3R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））に関する取り組みを含め、各種施策に取り組んでまいりました。この間、市民・事業者のみなさまのご協力のもとごみの減量に取り組んだ結果、着実にごみの量は減少してきています。一方で、大阪府内市町村との比較ではごみの排出量が多い傾向が続いており、これまで以上に社会情勢を踏まえた取り組みを進めていくことが必要です。

一般廃棄物に関する動向としては、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」における、自治体でのプラスチック使用製品の分別収集、再商品化が努力義務となったことをはじめとする資源循環体制の強化、令和6年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」における国家戦略としての循環経済への移行、令和7年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」における食品ロス削減に向けた各種施策や目標の見直しなどが見られ、世界的な課題でもあるごみの減量について国を挙げた取り組みが進められています。

東大阪市ではこれらの動向を考慮したうえで、このたび、さらなる循環型社会形成の推進を目指し、次世代を担う子どもたちのためによりよい環境を保持するため「東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第8期）」を策定しました。本計画のうち「ごみ処理基本計画」では「みんなで取り組み 次世代につなぐ 循環型都市 ひがしおおさか」を基本理念とし、市民・事業者・行政の各主体の協働をより深め、各種施策に取り組むこととしています。また、食品ロス削減を推進するため策定した「東大阪市食品ロス削減推進計画」を本計画に組み込むことにより、ごみの減量や資源化に関する取り組みを一体的に進めてまいります。

「生活排水処理基本計画」では、今後も引き続き、下水道を中心として生活排水の処理を進めるとともに、市民のみなさまのご協力を得ながら、生活排水の処理を計画的かつ適正に実施していくものです。

本計画で定めた取り組みを着実に実施し、循環型都市の実現を推進してまいりたいと考えておりますので、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

2 計画の位置付け

本計画は、一般廃棄物処理や循環型社会形成に関わる法律や条例と整合を保ちつつ、図 1-1 に示すように、東大阪市第3次総合計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）や東大阪市第3次環境基本計画を上位計画として、本市の今後の循環型社会形成に向け、ごみ処理行政全般にかかる取り組みや、食品ロスの削減、生活排水におけるさらなる水質保全を図るための基本方針を定めたものです。

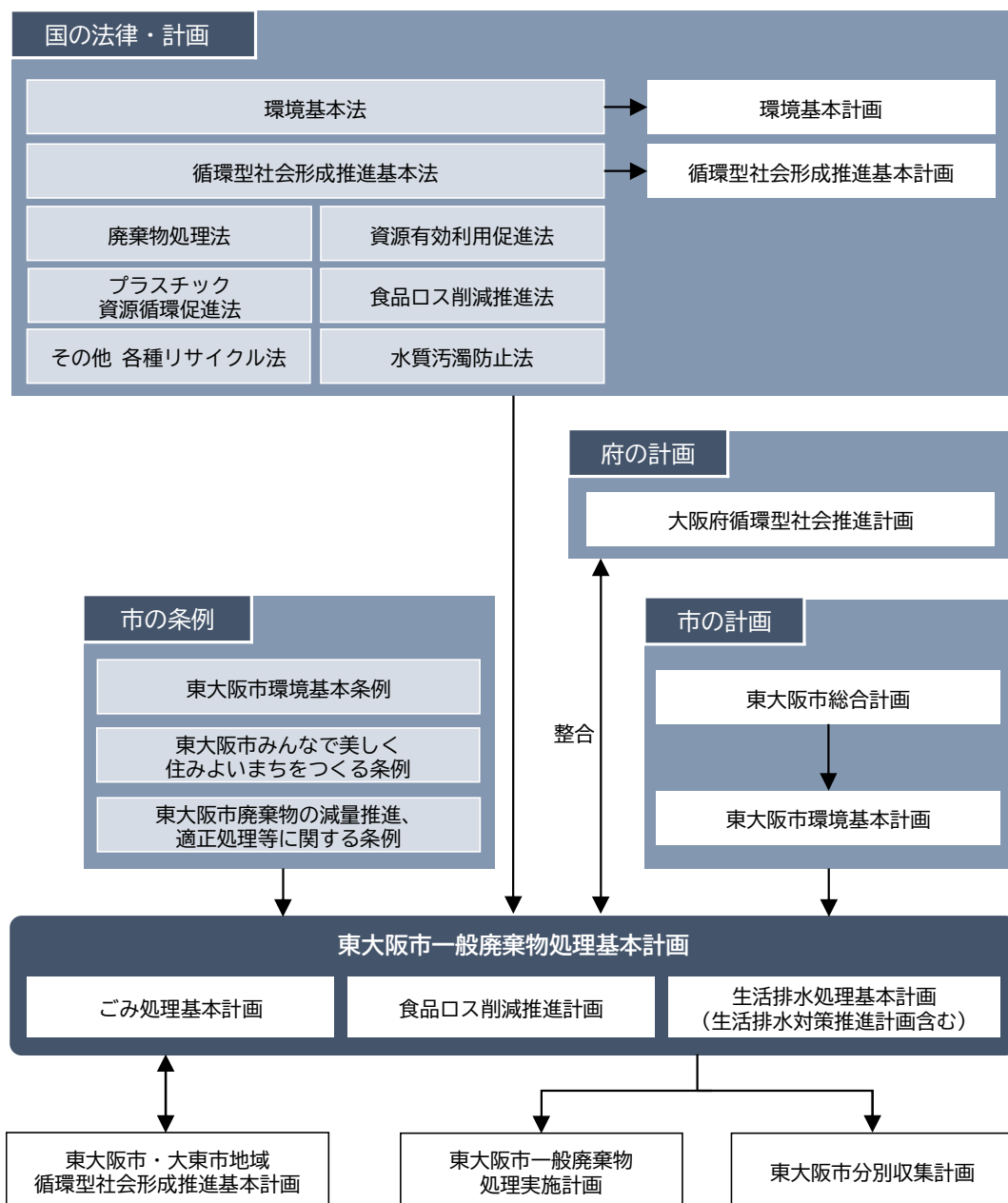


図 1-1 東大阪市一般廃棄物処理基本計画の位置付け

環境基本法
環境基本計画

循環型社会形成推進基本法（基本的枠組み法）
循環型社会形成推進基本計画

製品の ライフサイクル	循環関連法制度		
生産段階	資源有効利用促進法 <ul style="list-style-type: none"> ●3R（リデュース・リユース・リサイクル）に配慮した設計・製造 ●分別回収のための表示 ●副産物等の発生抑制・リサイクル 	食品ロス削減推進法 <ul style="list-style-type: none"> ●消費者による食品ロス抑制 ●食品関連事業者等による食品ロス削減、再資源化 ●市町村による食品ロス削減の推進 	プラスチック資源循環促進法 <ul style="list-style-type: none"> ●プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計 ●ワンウェイプラスチックの使用の合理化 ●プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化
消費 使用段階	グリーン購入法 <ul style="list-style-type: none"> ●調達方針に基づく環境物品（サービス含む）の調達 		
回収 リサイクル 段階	容器包装リサイクル法 <ul style="list-style-type: none"> ●消費者による分別排出 ●市町村による分別収集 ●製造事業者等による再資源化 	家電リサイクル法 <ul style="list-style-type: none"> ●消費者による費用の負担 ●小売店による引取 ●製造業者等による再商品化 	
	食品リサイクル法 <ul style="list-style-type: none"> ●食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物を再資源化 	小型家電リサイクル法 <ul style="list-style-type: none"> ●使用済小型電子機器等を認定事業者等が再資源化 	
	建設リサイクル法 <ul style="list-style-type: none"> ●一定規模以上の解体・新築工事での分別解体・再資源化の義務づけ 	自動車リサイクル法 <ul style="list-style-type: none"> ●自動車所有者等による費用負担 ●製造業者等によるリサイクル 	
	資源有効利用促進法（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ●使用済製品等の回収・再利用・再資源化 	再資源化事業等高度化法 <ul style="list-style-type: none"> ●高度な再資源化事業等の認定 ●認定を受けた事業は廃棄物処理法の許認可が不要 	
	廃棄物処理法 <ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の発生抑制 ●廃棄物の適正処理 ●廃棄物処理施設の設置許可 	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物処理業者に対する許可 ●廃棄物処理基準の設定 等 	
廃棄段階			

[経済産業省ウェブサイトをもとに作成]

図 1-2 循環型社会の形成を推進するための法体系

3 計画期間

環境省の『ごみ処理基本計画策定指針』では「一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である」とされています。本市においては前計画を令和3年3月に策定し、5年が経過しました。

本計画は、令和8年度を初年度、令和17年度を最終目標年度として改定するものです。

なお、計画期間内であっても社会情勢の変化など、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

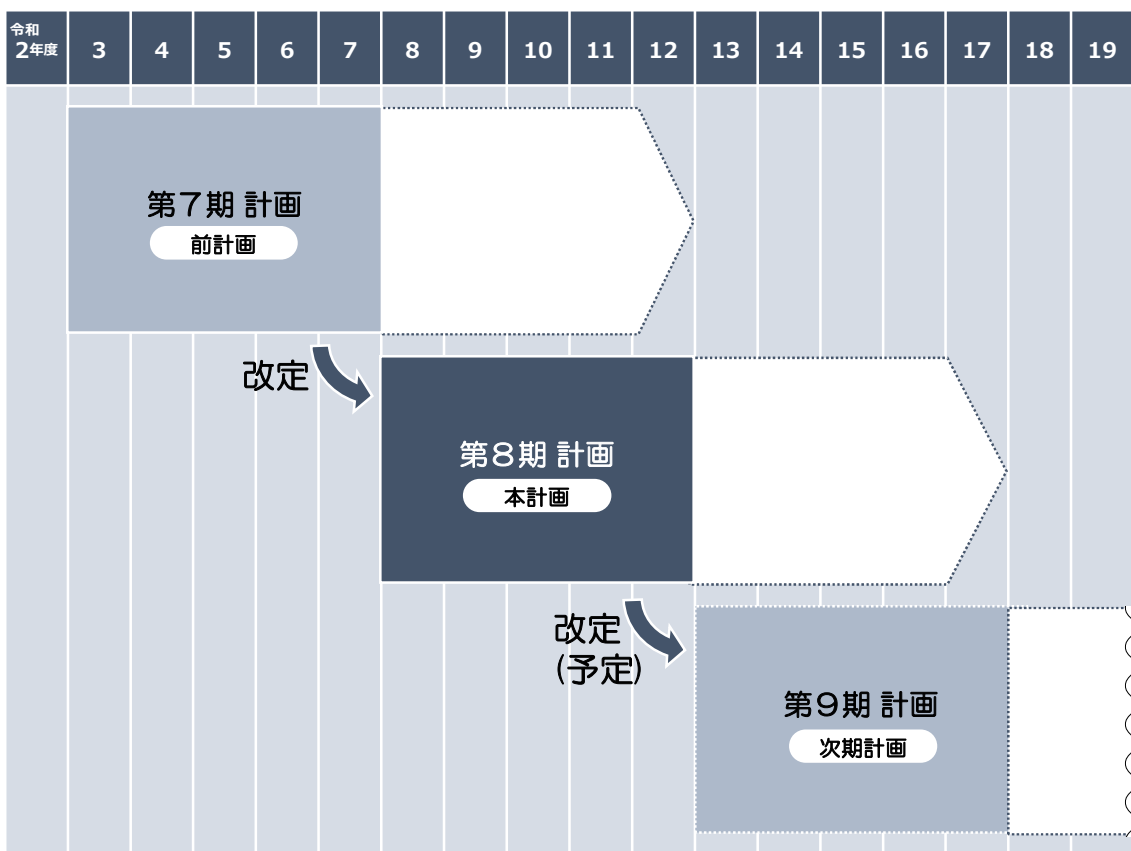


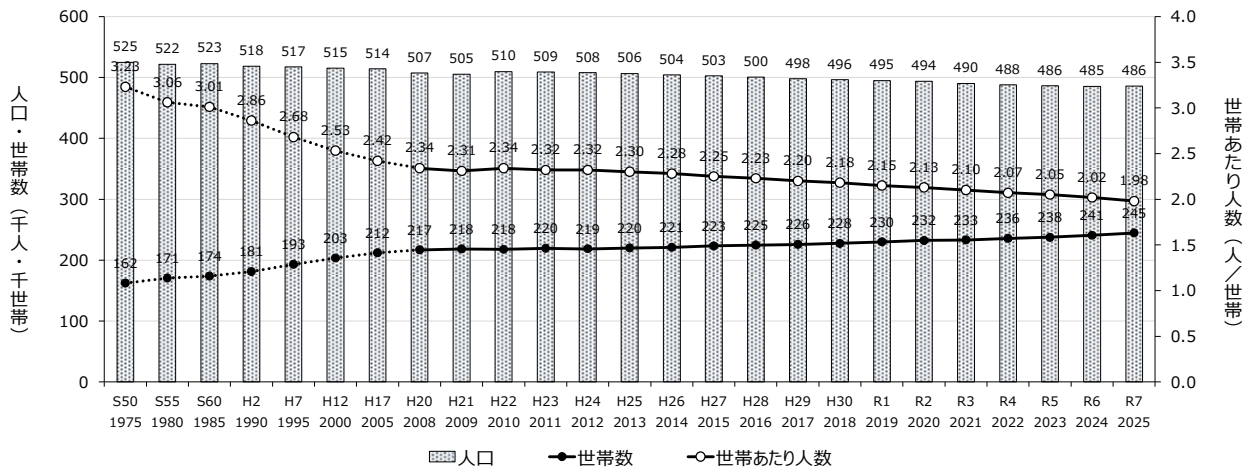
図 1-3 東大阪市一般廃棄物処理基本計画の計画期間

4 東大阪市の状況

(1) 人口と世帯数の推移

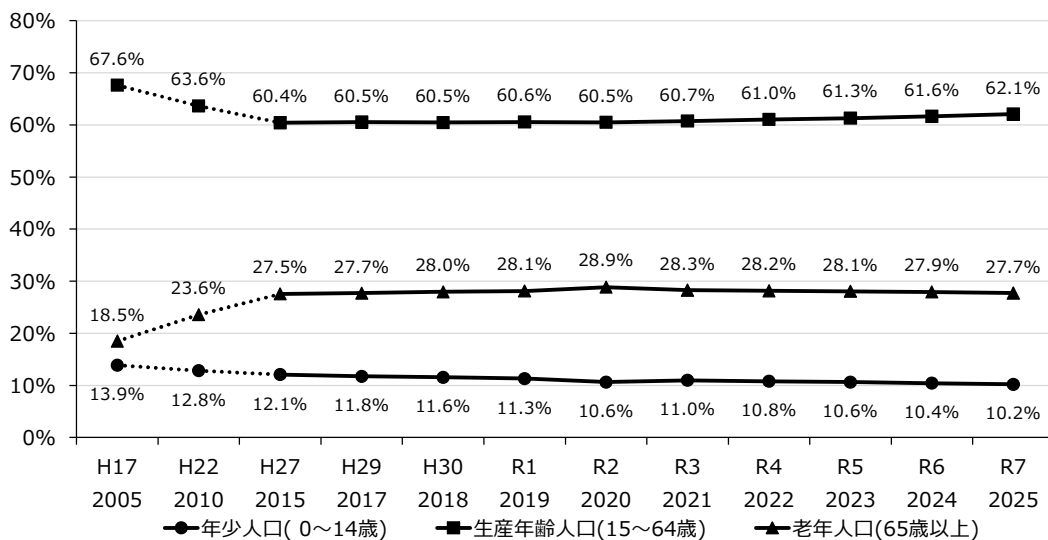
我が国の人口は平成 20 (2008) 年をピークに減少が進んでいますが、本市の人口は昭和 50 (1975) 年をピークに減少傾向にあります。(図 1-4)

令和 7 年 10 月 1 日現在の人口は約 48 万 6 千人、世帯数は約 24 万 5 千世帯となっています。また、本市の高齢化率は令和 7 年度で 27.7% となっています。(図 1-5)



[出典：～R6 東大阪市統計書 各年 10 月 1 日推計人口、R7～大阪府推計人口 10 月 1 日現在]

図 1-4 人口・世帯数の推移

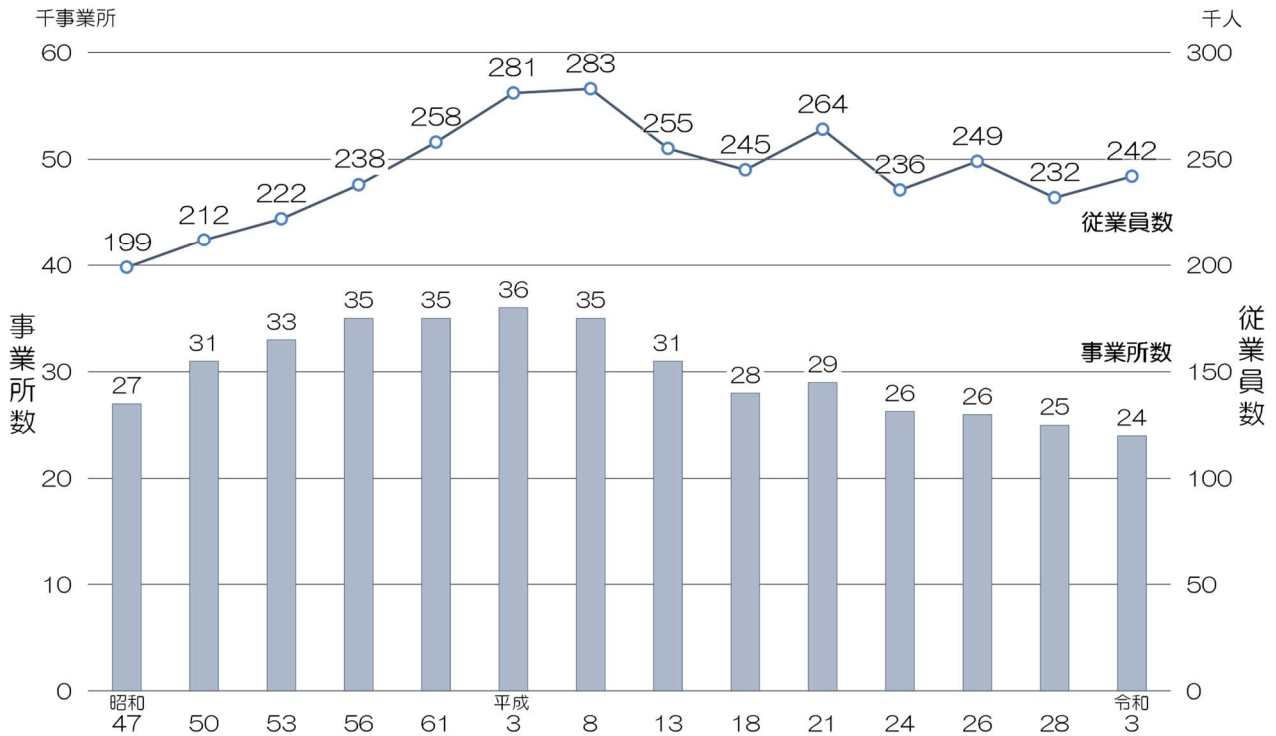


[出典：～H27 国勢調査結果、H29～大阪府毎月推計人口(補正值)、各年 10 月 1 日現在]

図 1-5 高齢者数・高齢化率の推移

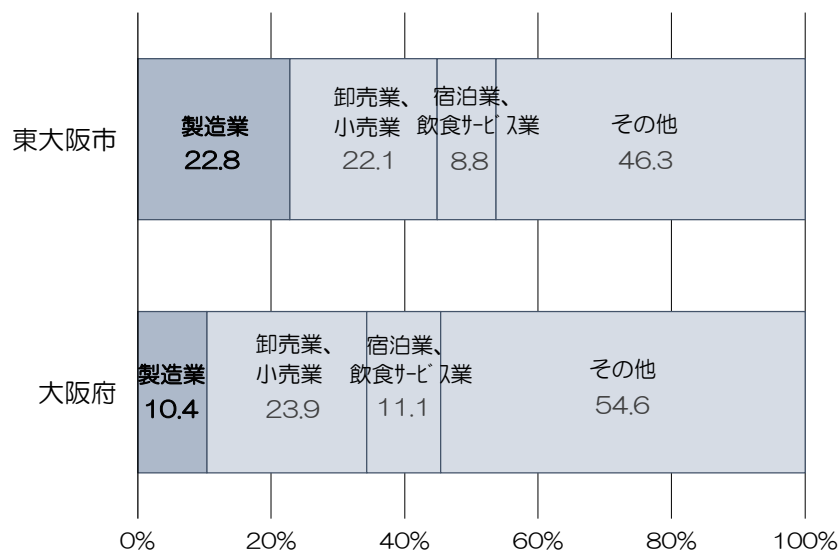
(2) 事業所数と従業員数

本市の事業所数は、令和3年時点で約2万4千事業所（図1-6）、そのうち22.8%が製造業です。モノづくり企業の集積地として、鉄線・ボルト・ナット・作業工具などの地場産業や、金属・機械・電気部門などの製造加工業が多く立地しており、大阪府平均（10.4%）と比べても割合が高くなっています。（図1-7）



[出典 東大阪市統計書]

図1-6 事業所数と従業員数の推移



[令和3年経済センサス-活動調査をもとに作成]

図1-7 業種別の事業所数割合（東大阪市・大阪府）

(3) 災害への対応

我が国では、近年、地震や風水害などの自然災害が頻発、また激甚化しています。本市でも、平成30年9月に襲来した台風21号により家屋の倒壊被害等が数多く発生しました。(図1-8)

東大阪市地域防災計画で今後想定している地震のうち、最も大きな影響を及ぼすとされている「生駒断層帯地震」では、市内中心部で震度7、広範囲で震度6強を想定しています。(図1-9)

表 1-1 想定する災害(地震)

項目	内容
想定地震	生駒断層帯地震
地震の規模	マグニチュード7.3~7.7 (最大震度7)
建物被害 (全壊・半壊棟数)	99,252棟
避難所生活者数	97,444人

出典：「東大阪市地域防災計画」より作成



図 1-8 平成 30 年台風 21 号の被害によって発生した災害廃棄物

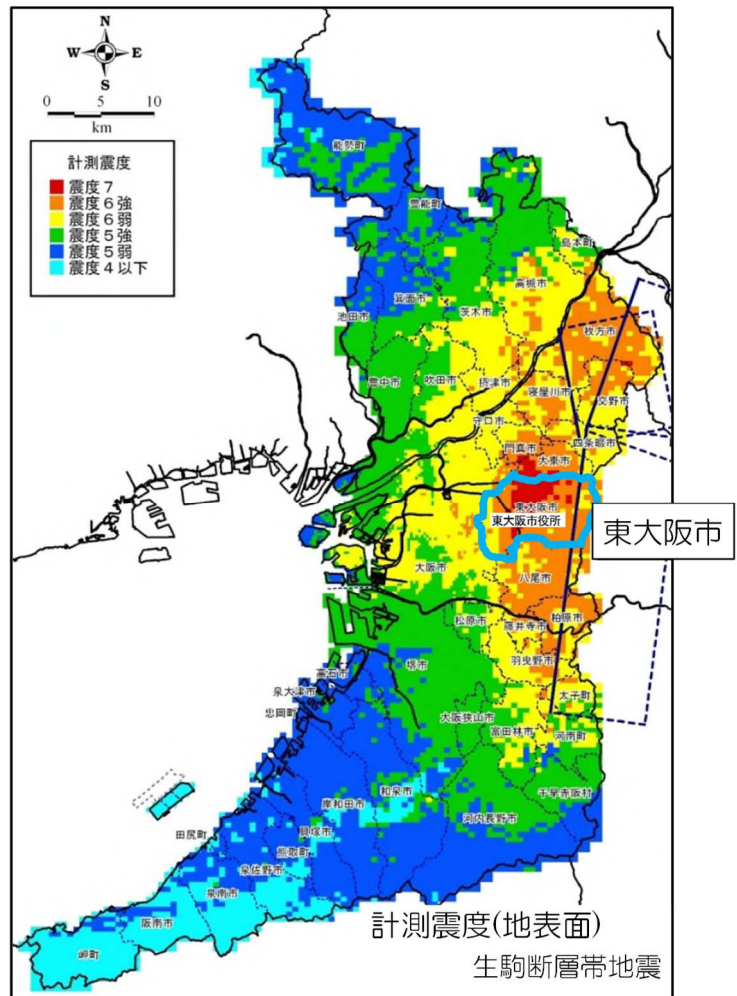


図 1-9 生駒断層帯地震 震度分布図

[出典：「大阪府地震被害想定」平成 19 年 3 月、大阪府]

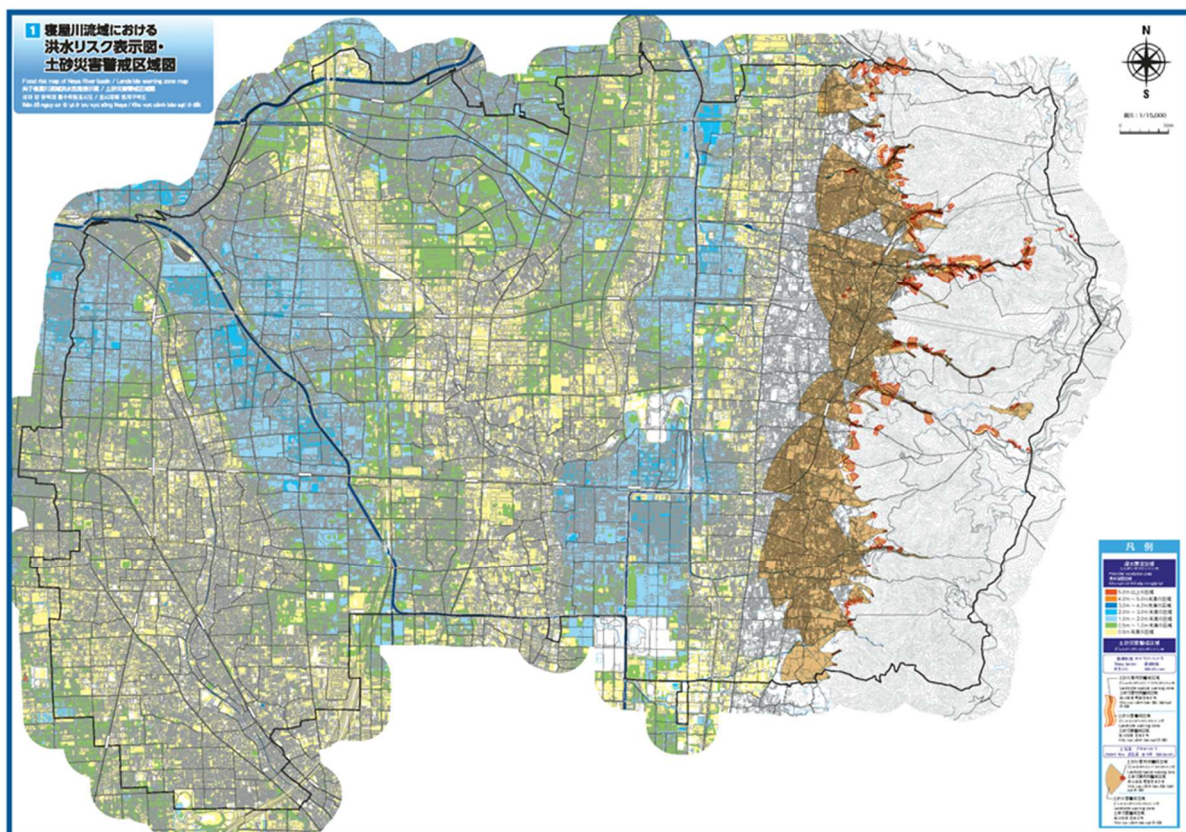
また、東大阪市地域防災計画では、対象風水害として台風と大雨を挙げており、台風は昭和36年度の第2室戸台風と同等規模を想定、大雨は1,000年に1度の確率で発生する最大規模の降雨を想定しています。

台風や豪雨の際には広い範囲で浸水の可能性があり、河川近傍では2m以上の浸水も想定していることから、大量の災害廃棄物の発生を想定しています。(図1-10・図1-11)

表1-2 想定する災害(風水害)

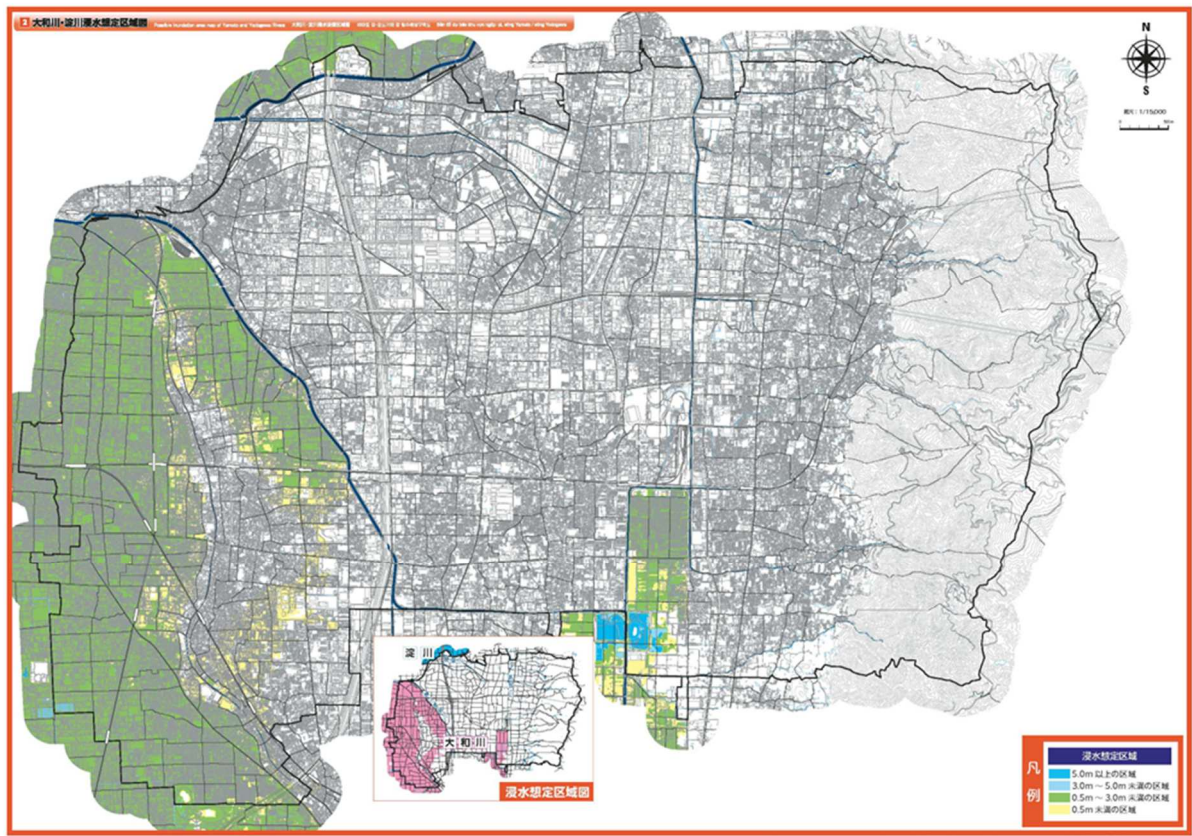
項目		内容
想定風水害	台風	本市が位置する寝屋川流域における台風被害では過去最大である第2室戸台風(昭和36年9月16日中心気圧925ヘクトパスカル、最大風速60メートル、室戸岬で最大瞬間風速84.5メートル)と同等規模の台風を想定
	大雨	平成30年度末時点での対象河川の河道や対象流域における治水施設等の整備状況等を勘案したうえで、想定される最大規模の降雨(138.1mm/hr、683mm/24hr 概ね1000年以上に一度発生する確率の降雨)の浸水予測(シミュレーション)と同等規模の降雨を想定

出典:「東大阪地域防災計画」(令和6年度修正)より



[出典: 東大阪市ハザードマップ 寝屋川流域地図面]

図1-10 寝屋川流域浸水想定区域



[出典：東大阪市ハザードマップ 大和川・淀川地図面]

図 1-11 大和川・淀川浸水想定区域

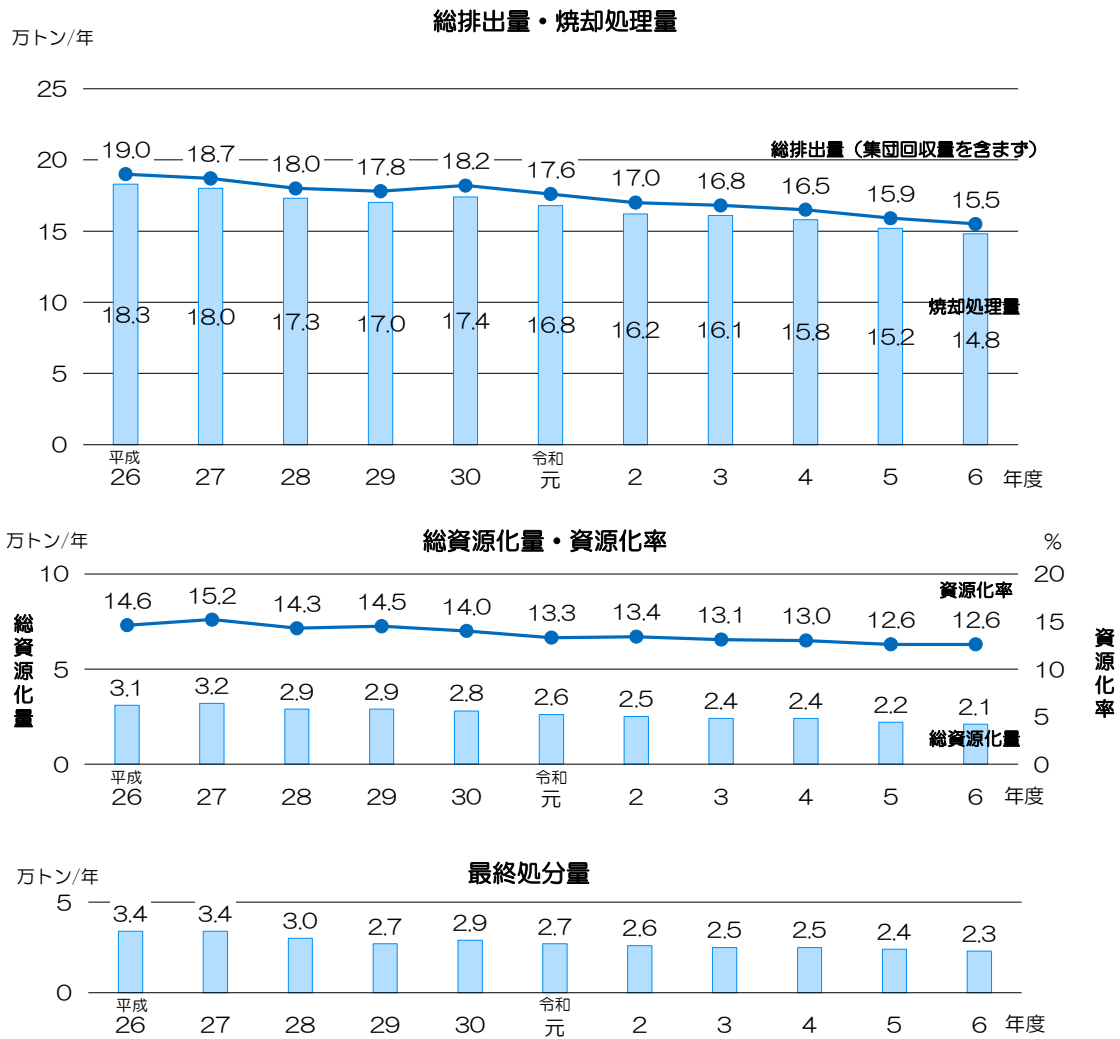
第2部

ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

1 ごみ処理量などの推移

ごみの総排出量は令和6（2025）年度で約15.5万トンになっており、「東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第7期）」（以下「第7期計画」という。）の基準年度である令和元年度と比較して約2.0万トン（11.6%）減少しています。同様に焼却処理量も減少傾向です。（図2-1）

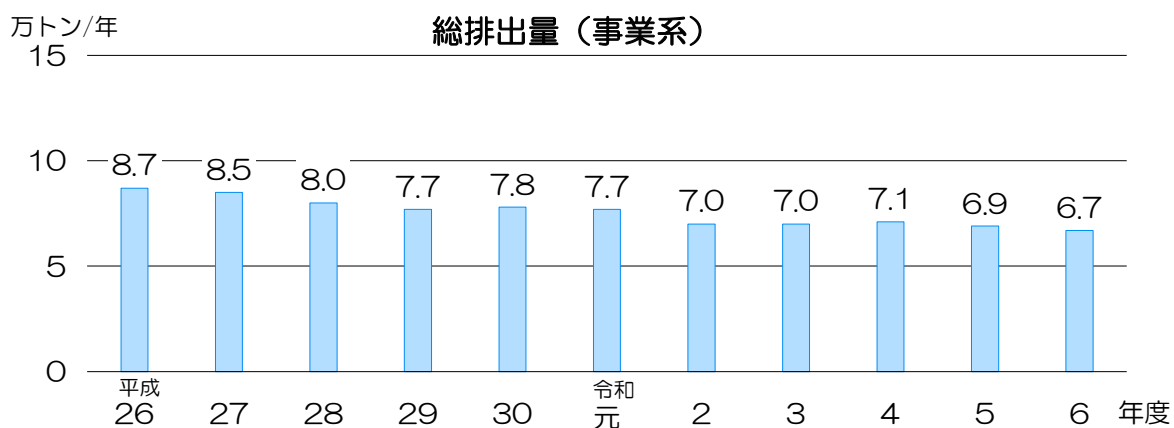
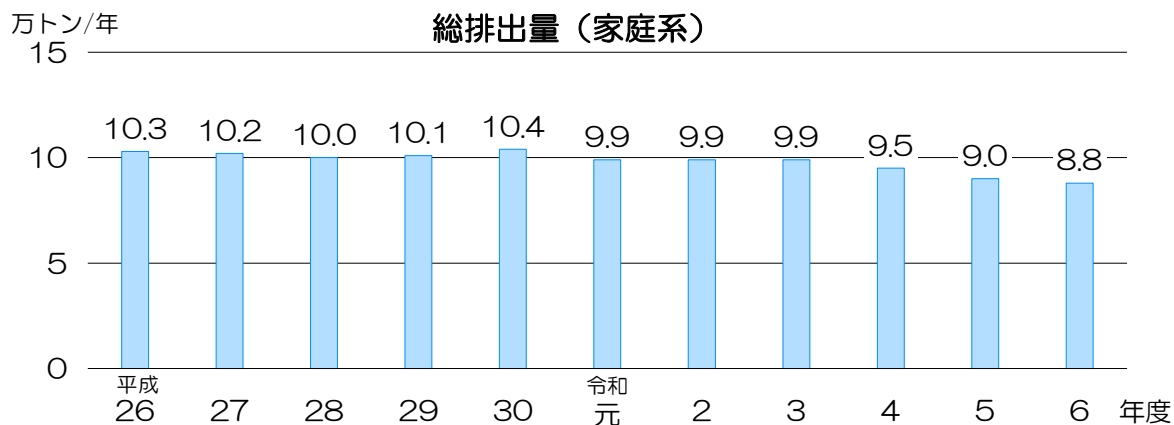


[東大阪市 資料]

図2-1 総排出量・焼却処理量・総資源化量・資源化率・最終処分量の推移

家庭系ごみの総排出量は令和6（2025）年度で約8.8万トンになっており、第7期計画の基準年度である令和元年度と比較して約1万トン（10.1%）減少しています。

また、事業系ごみの総排出量は令和6（2025）年度で約6.7万トンになっており、第7期計画の基準年度である令和元年度と比較して約1万トン（13.4%）減少しています。（図2-2）



[東大阪市 資料]

図2-2 総排出量（家庭系）・総排出量（事業系）の推移

2 ごみ処理の体系

本市のごみ処理体系を図 2-3 に示します。

家庭ごみ（燃えるもの）は、焼却施設で焼却されます。また、もえない小物（不燃の小物）、大型ごみは焼却もしくは破碎され、金属類などは資源化されています。あきかん・あきびんやプラスチック製容器包装、ペットボトルは選別後に資源化され、拠点回収されたものは、主に民間事業者施設にて資源化されています。事業系ごみは、直接または許可業者がごみ処理施設に搬入しており、公共施設（一部）などのごみは、市が収集・運搬しています。

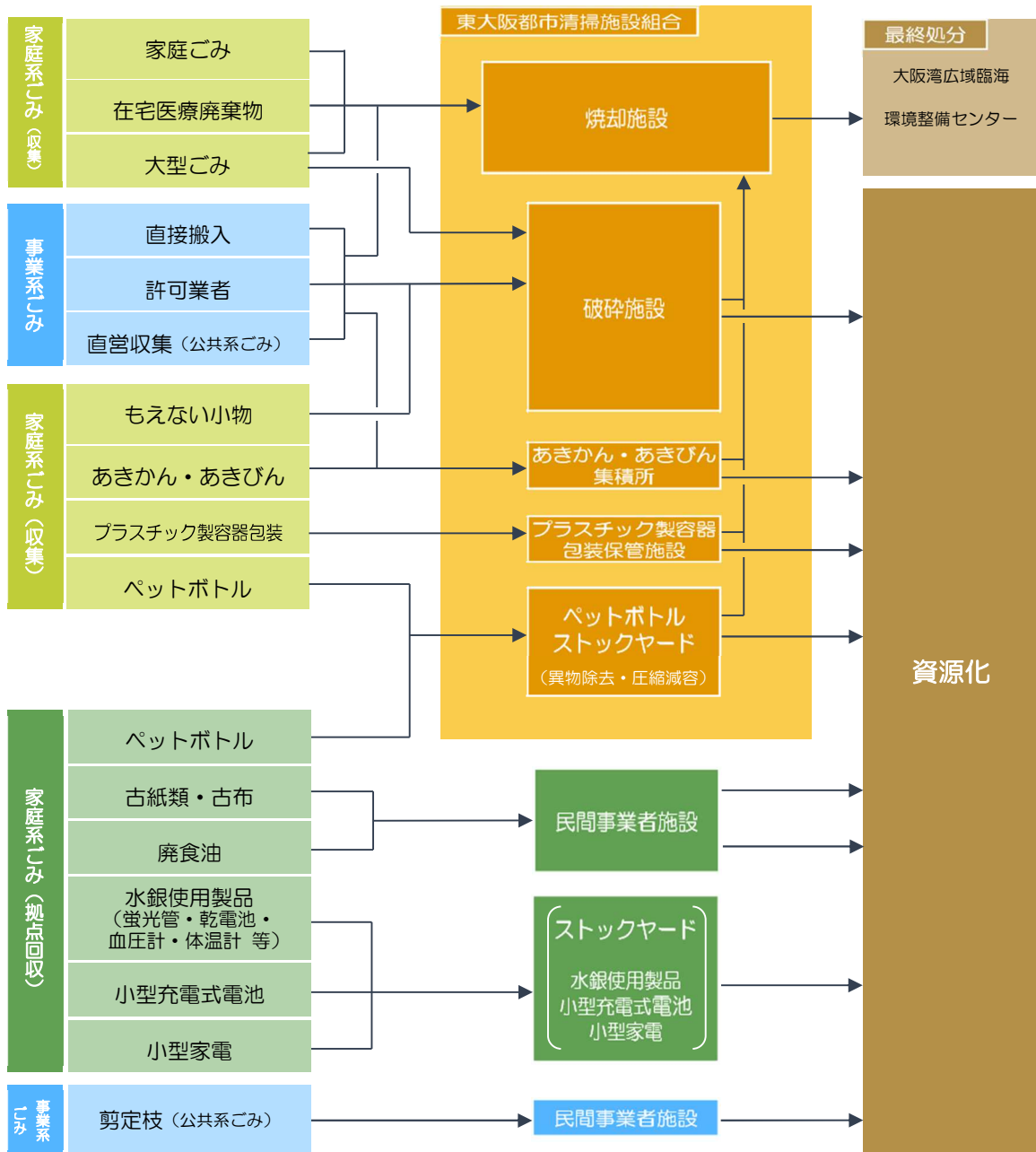


図 2-3 ごみ処理体系の現状

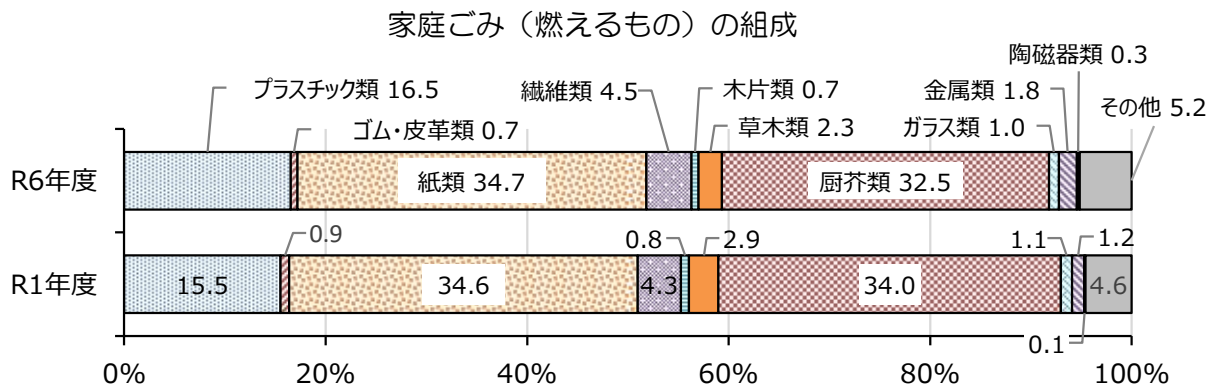
3 ごみ質の実態

(1) 家庭ごみのごみ質

令和6年9月に市内の3地区で「家庭ごみ（燃えるもの）」「プラスチック製容器包装」「もえない小物（不燃の小物）」のごみ質調査を実施しました。（図2-4）

家庭ごみのごみ質は、重量比で「紙類」が34.7%、「厨芥類（流出水分含む。以下同じ）」が32.5%、「プラスチック類」が16.5%でした。

平成元年度調査結果（9月のほぼ同じ時期に、ほぼ同じ地点で調査実施）と比較すると、令和6年度の調査結果では、厨芥類の割合が1.5%減少しました。



（注）小数点第2位で四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります。

[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書]

図2-4 家庭ごみの成分別ごみ組成（重量比）

(2) 家庭ごみ中に含まれる資源化可能なもの・食品ロスの割合

家庭ごみ中には、資源化できるものが32.5%含まれており、前回調査と比較して約1.4%減少しています。その中で、プラスチック製容器包装(11.4%)やリサイクルが可能な紙類(16.0%)は比較的大きな割合で含まれています。また、特に減量が可能なものである食品ロス(本来食べられるのに捨てられてしまう食品)は、16.6%含まれていました。

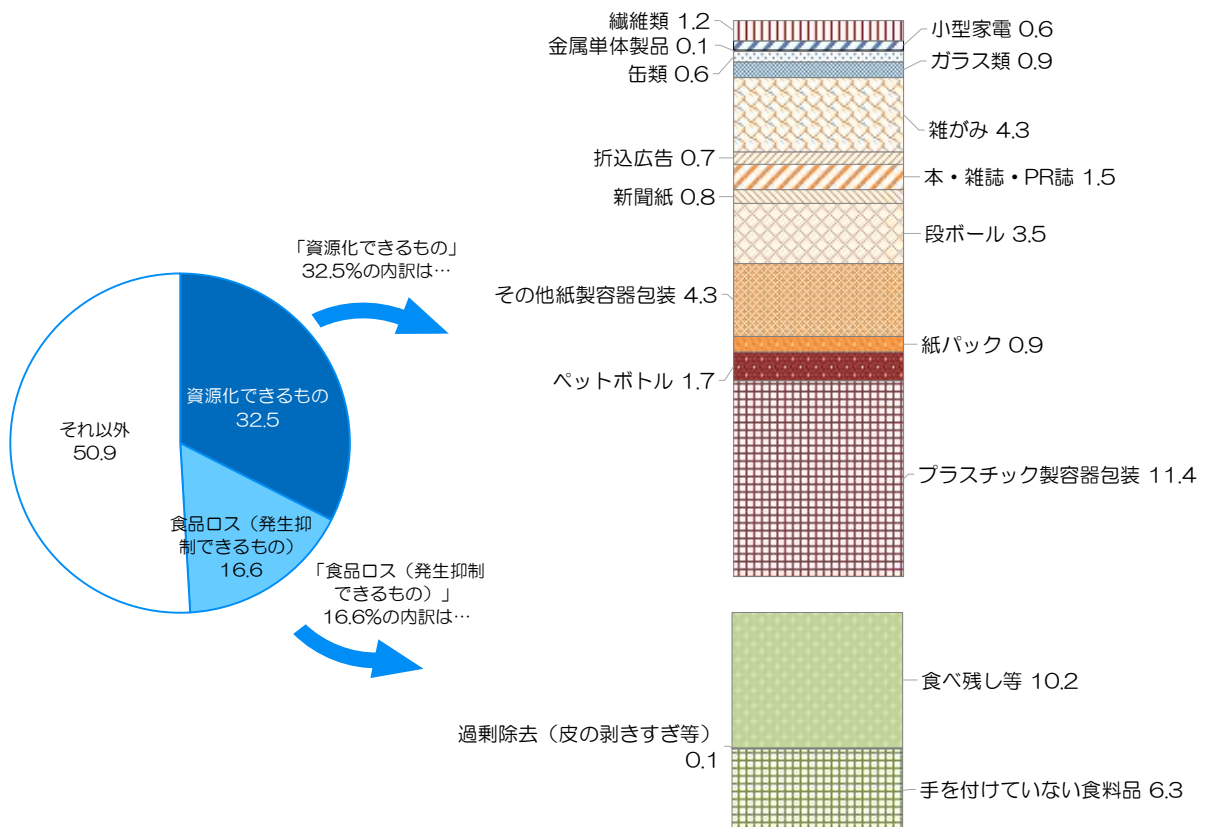


図 2-5 家庭ごみ中の資源化可能物及び食品ロスの割合(重量比)

			東大阪市		
			R6 (今回)	R1 (前回)	
			%	%	
資源化 可能物	プラ スチック類	ペットボトル (PET収集の対象品目)		1.69	1.17
		容器包装 ★法対象物のみ	プラスチック製 プラボトル	1.25	0.92
			白色発泡トレイ	0.11	0.07
			容器類 (ボトル、白色発泡トレイ除く)	3.50	3.55
			袋、シート等包装類	6.27	6.61
			緩衝材、その他	0.31	0.37
		計	11.43	11.52	
	小計		13.13	12.69	
	★リサイクル可 ★リサイクル可 のみ	紙類	紙パック (飲料水、アルミコーティングなし)	0.90	1.01
		段ボール	3.51	1.64	
		その他紙製容器包装 (法律対象物のみ)	4.27	4.79	
		新聞紙 (そのまま排出)	0.81	1.81	
		本・雑誌・PR誌	1.48	1.94	
		折込広告	0.73	2.20	
		雑紙	4.33	4.59	
	小計		16.02	17.98	
	ガラス類	リターナブルびん	—	—	
		ワンウェイびん	0.92	0.90	
	小計		0.92	0.90	
	金属類	缶類	飲料水のアルミ缶	0.37	0.15
			飲料水のスチール缶	0.11	0.04
			缶詰、缶箱	0.12	0.12
		計	0.61	0.31	
簡易ガスボンベ・スプレー缶		0.03	0.03		
金属単体製品		0.05	0.07		
小型家電		0.55	0.12		
小計		1.24	0.53		
繊維類 (衣類)		1.18	1.74		
資源化可能物の合計			32.48	33.84	
食品ロス	手を付けていない食料品 (半分以上原形残存食料品)		6.28	5.88	
	過剰除去		0.08	—	
	一般厨芥 (食べ残し、分類不能、流失水分を含む)		10.21	11.91	
食品ロスの合計			16.57	17.79	
資源化可能物・食品ロスの総合計			49.05	51.63	

(注) 四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書]

表 2-1 家庭ごみ中の資源化可能物及び食品ロスの割合 (重量比)

4 ごみ処理体制

(1) 分別区分及び収集方法

本市では、ごみと資源物を以下の区分で収集し、処理をしています。なお、事業活動に伴って排出されるごみについては、許可業者が収集・運搬し、その処理は本市あるいは民間の処理施設で行っています。なお、公共施設（一部）などのごみは市が収集・運搬しています。

表 2-2 分別区分・収集方法

分別・収集区分		収集回数	収集場所	収集主体
家庭系	家庭ごみ（燃えるもの）※	週2回	決められた場所	委託業者 直営（東部環境事業所）
	あきかん・あきびん※	月2回		
	もえない小物※ （不燃の小物）	月2回		
	プラスチック製容器包装※	週1回	資源ステーション	直営（中部環境事業所）
	ペットボトル※	月2回	資源ステーション 回収拠点	
	大型ごみ※	随時	決められた場所	直営（西部環境事業所）
	水銀使用製品 （蛍光灯・乾電池・血圧計・ 体温計 など）	—	回収拠点	直営（北部環境事業所）
	小型充電式電池			
	小型家電			
	古紙類			
直接搬入	随時	—	自己搬入	
在宅医療廃棄物	月1回 程度	戸別収集	直営（北部環境事業所）	
事業系	一般ごみ	契約による	契約時に決められた場所	許可業者
	直接搬入	随時	—	自己搬入
	公共施設（一部）などのごみ	施設による	—	直営（北部環境事業所）
	剪定枝	随時	公共施設などから排出される臨時ごみが対象	

※ふれあい収集対象

自主回収他	古紙類・古布（古着） アルミ缶 リターナブルびん	集団回収（自治会や子ども会、マンション管理組合などが資源物を回収する活動）実施団体により異なる		集団回収実施団体が 契約した業者
	家庭用廃食用油	随時	回収スポット	植田油脂(株)
	家庭用パソコン・小型家電 宅配便回収	随時	自宅（宅配便業者が集配）	リネットジャパン リサイクル(株)

(2) 収集車両・収集職員

本市のごみ収集は4つの環境事業所を拠点とし、収集車両 79 台、収集職員 144 人（大型マシオンを除く家庭ごみは委託：収集車両 69 台、収集職員 207 人）で実施しています。

一方、事業系ごみの収集を担う許可業者は、許可業者 25 社が 171 台の車両で、市内事業所のごみ収集を行っています。

なお、本市の一般廃棄物排出量の推移から、既存許可業者の収集・運搬能力で適正な収集・運搬が可能となっています。

表 2-3 収集車両・収集職員の現状（令和7年4月現在）

収集車両						収集職員数
2トン パッカー	3.5トン パッカー	2トン ダンプ	1トン ダンプ	軽 トラック	合計	
43	16	11	2	7	79	144

[東大阪市 資料]

表 2-4 許可業者数（令和7年4月現在）

許可業者数	許可車両数
25	171

[東大阪市 資料]

(3) ごみ処理手数料

ごみ処理手数料は次のとおりです。

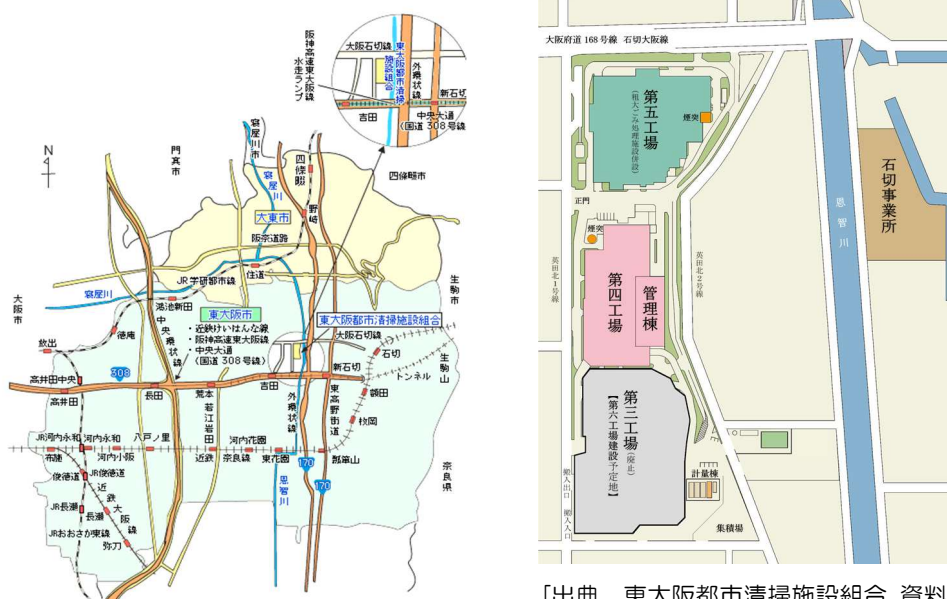
表 2-5 ごみ処理手数料

種類	取扱区分	手数料
ごみ	事業系一般廃棄物であるごみを収集し、運搬し、及び処分するとき	100kg につき 1,350 円
	ごみ処理施設に自己で搬入する場合	10kg につき 90 円
小動物 の死体	小動物の死体を収集し、運搬し、及び処分するとき	1 体につき 2,000 円
	ごみ処理施設に自己で搬入する場合	1 体につき 1,000 円

5 中間処理の現状

本市の焼却処理は大東市と共に設立した一部事務組合である東大阪都市清掃施設組合の焼却工場（東大阪市水走4丁目）で実施しています。

昭和56年3月に竣工した第四工場は築後40年が経過し、これまで施設の計画的な整備や適正な維持管理などに努めてきました。しかし、老朽化に伴い、建て替えが必要となったため現在、第三工場（廃止）跡地に新清掃工場（第六工場）を建設中です。（図2-6）



[出典 東大阪都市清掃施設組合 資料]

図2-6 東大阪都市清掃施設組合の位置と場内図

表2-6 処理施設の設備状況(1)

	第四工場	第五工場
処理能力	300トン/日×2基	200トン/日×2基
竣工	昭和56年3月	平成29年3月
形式	全連続ストーカ式	全連続ストーカ式
設計発熱量	4.20~10.50MJ/kg	7.98~13.44MJ/kg
炉内温度	800~900℃	850℃以上
排ガス対策	乾式有害ガス除去方式、ろ過式集じん器、炉内尿素噴霧	乾式有害ガス除去方式、ろ過式集じん器、触媒脱硝方式
飛灰処理方式	薬剤処理	薬剤処理
排水処理	無機排水 凝集沈殿+ろ過→活性炭吸着→下水放流	無機排水 凝集沈殿+ろ過→再生利用、下水放流

[出典 東大阪都市清掃施設組合 ゴミ処理施設概要]

表 2-7 処理施設の設備状況 (2)

粗大ごみ処理施設	
処理能力	50 トン/5h
竣工	平成 29 年 3 月
形式	破碎選別方式
設備	[破碎設備] 切断機、低速回転式破碎机、高速回転式破碎机 [選別設備] 磁選機、アルミ選別機、粒度選別機

ペットボトル減容施設	
設備	集積場、ホッパー、破除袋機、手選別コンベヤー、減容機、ボール置場
減容機	能力 4.9 トン/5h×1 基
竣工	平成 23 年 3 月

その他プラスチック受入設備	
用途	その他プラスチックの一時堆積
建築面積	896.52 m ²
竣工	平成 22 年 3 月

[出典 東大阪都市清掃施設組合 ごみ処理施設概要]

表 2-8 焼却処理量・残灰発生量・総発電量 (令和 6 年度)

		焼却処理量 (t)	灰量 (t)	残灰発生率 (%)	総発電量 (kWh)
焼却施設	第四工場	71,042	10,357	14.6	7,127,900
	第五工場	109,283	16,950	15.5	76,897,615
計		180,325 (148,151)	27,308 (22,439)	15.1	84,025,515

※1 残灰発生量は焼却灰中の金属を含まない、大阪湾広域臨海環境整備センター排出量です。

※2 第四工場、第五工場の量は按分値です。なお、大東市処理分を含みます。()内は東大阪市の処理量です。

[出典 東大阪都市清掃施設組合 資料 一般廃棄物処理実態調査結果]

表 2-9 破碎処理量・破碎残さ・破碎後金属 (令和 5 年度)

	破碎処理量 (t)	破碎残さ (t)	破碎後金属 (t)
破碎施設 ※量を含む	5,479 (4,331)	4,436 (3,508)	1,044 (823)

(注) 大東市処理分を含みます。()内は東大阪市の処理量です。

[出典 東大阪都市清掃施設組合 資料]

6 最終処分の現状

大阪湾広域臨海環境整備センターは、広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿2府4県のうち169市町村（令和7年10月現在）の廃棄物の受け入れ対象となっています。平成2年に尼崎沖処分場が受け入れを開始し、泉大津沖、神戸沖、大阪沖が順次受け入れを開始しました。

本市の残灰及び不燃残さは、堺基地で運搬船に積み替えられ、大阪沖埋め立て処分場で埋め立て処理されています。



▲大阪沖埋め立て処分場

令和14年度までは、現在設置されている埋め立て処分場での最終処分の受け入れが決定しています。それ以降については、現在運用中の処分場の延命化を図り、令和32年度までの受入を予定しています。廃棄物の受け入れに限りがある埋め立て処分場をできる限り長く利用できるよう、最終処分量の減量が必要です。

表2-10 大阪湾広域臨海環境整備センターの概要

施設概要	大阪湾広域臨海環境整備センターによる大阪湾フェニックス計画により、9箇所の搬入基地から大阪湾内4箇所に設置された海面埋め立てによる埋め立て処分場へ、輸送船により廃棄物を運搬しています。
埋め立て処分場	尼崎沖（113ha/1,600万m ³ ）・泉大津沖（203ha/3,100万m ³ ） 神戸沖（88ha/1,500万m ³ ）・大阪沖（95ha/1,500万m ³ ）の4箇所
搬入基地	尼崎基地・播磨基地・神戸基地・姫路基地・大阪基地・堺基地 泉大津基地・和歌山基地・津名基地の9箇所
受け入れ対象区域	近畿2府4県169市町村

[出典 大阪湾広域臨海環境整備センター 資料]

表2-11 最終処分量（令和元年度～令和6年度）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終処分量* (トン)	27,233 (117)	26,186 (182)	25,153 (242)	24,829 (83)	23,609 (133)	22,561 (122)

※最終処分量は、残灰及び不燃残さの合計です。（ ）内は不燃残さ（資源物選別後に発生した残さ）の量です。

[東大阪市 資料]

7 事業費

本市のごみ処理関係経費は令和6年度で約57億円（一部事務組合分担金を含む）です。（図2-7）なお、ごみ1トンあたりのごみ処理費用は52,312円、市民1人あたりのごみ処理経費は11,834円となっています。（図2-8）

表 2-12 ごみ処理関係経費の推移（平成元年度～令和6年度）

年度	項目	ごみ処理 経費総額 (千円)	1トン あたり(円)	市民1人 あたり(円)
令和元年度	収集	3,166,224	31,746	6,401
	処分	2,192,178	12,490	4,432
	計	5,358,402	44,235	10,833
令和2年度	収集	3,127,027	31,112	6,349
	処分	2,469,095	14,559	5,014
	計	5,596,122	45,671	11,363
令和3年度	収集	3,073,451	30,818	6,289
	処分	2,508,369	14,924	5,133
	計	5,581,820	45,742	11,421
令和4年度	収集	3,070,973	32,055	6,293
	処分	2,352,200	14,242	4,820
	計	5,423,173	46,297	11,113
令和5年度	収集	3,133,644	34,458	6,444
	処分	2,097,455	13,193	4,313
	計	5,231,099	47,651	10,758
令和6年度	収集	3,197,461	35,865	6,588
	処分	2,546,246	16,447	5,246
	計	5,743,706	52,312	11,834

(注) 推計人口を基に積算。

(注) 四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

[東大阪市 資料]

収集：塵芥処理費＋清掃総務費－負担金（概算）で算出

処分：市負担分＋許可業者負担分

〔市負担分は、精算後の負担金
許可業者負担分は、東大阪都市清掃施設組合の決算書から抽出〕

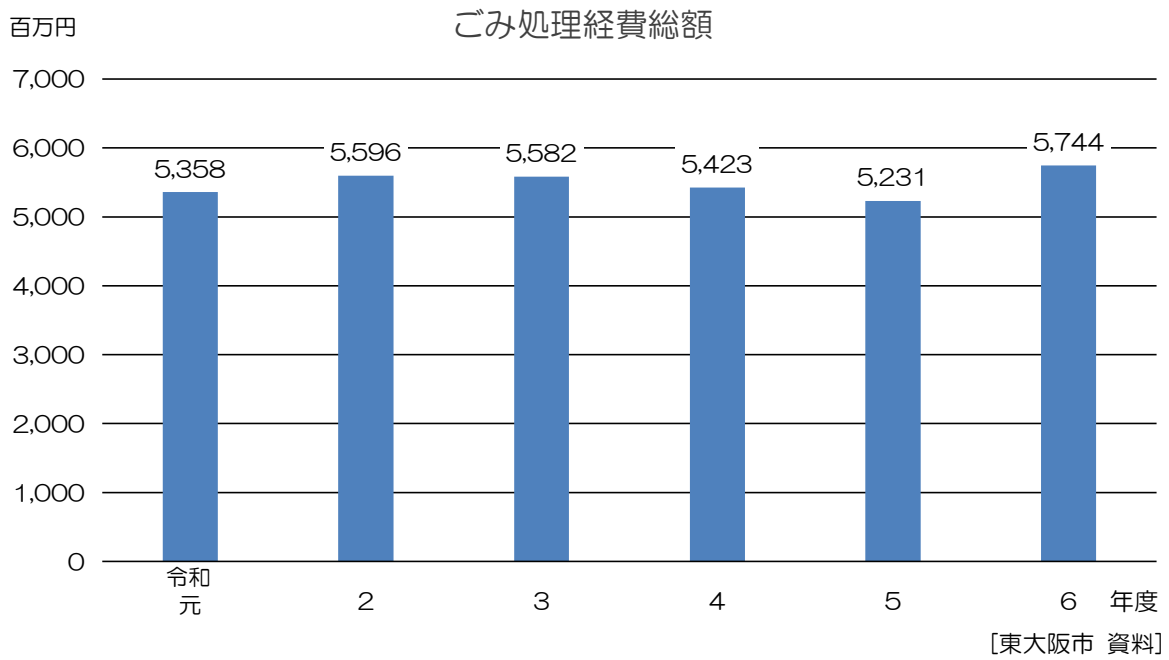


図 2-7 ごみ処理経費の推移（総額）（令和元年度～令和6年度）

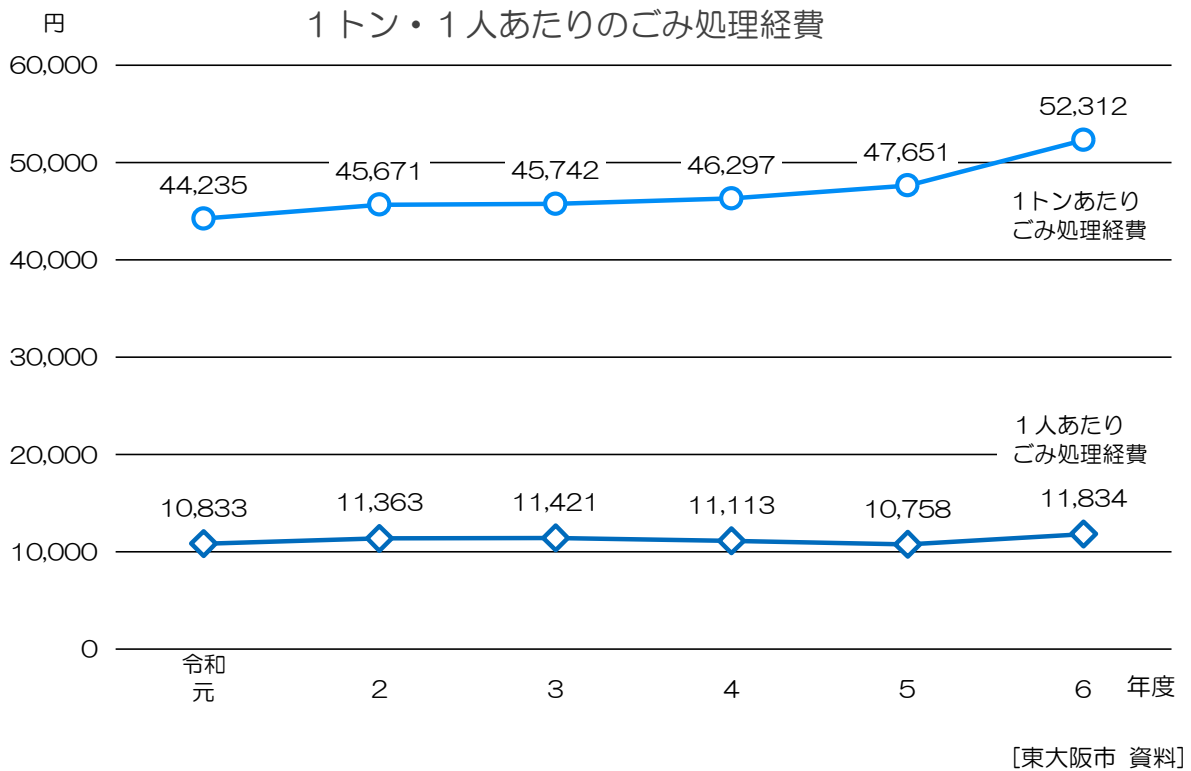


図 2-8 ごみ処理経費の推移（1トンあたり・市民1人あたり）（令和元年度～令和6年度）

第2章 東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第7期）の総括

1 前計画の概要

前計画では、『「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」の実現』を基本理念に、3つの基本方向として「基本方向Ⅰ. もったいない意識の浸透による、ごみの発生抑制と再使用の推進」、「基本方向Ⅱ. 分別・リサイクルの推進」、「基本方向Ⅲ. 環境に配慮した適正処理の推進」を掲げました。

また、取り組み評価のための数値目標では基本目標、個別目標として指標を各3点設定し、上述の3つの基本方向のもと基本施策を定めたほか、比較的大きな減量効果が見込まれる施策を重点プロジェクトとして設定し、取り組みを進めてきました。

本計画では、さらなるごみの減量・資源化に向け、前計画を総括したのち、人口とごみ発生量の将来推計を行ったうえで、ごみ処理の基本方針や数値目標を設定し、その達成に向けた取り組みを市民・事業者のみなさまとともに積極的に推進してまいります。

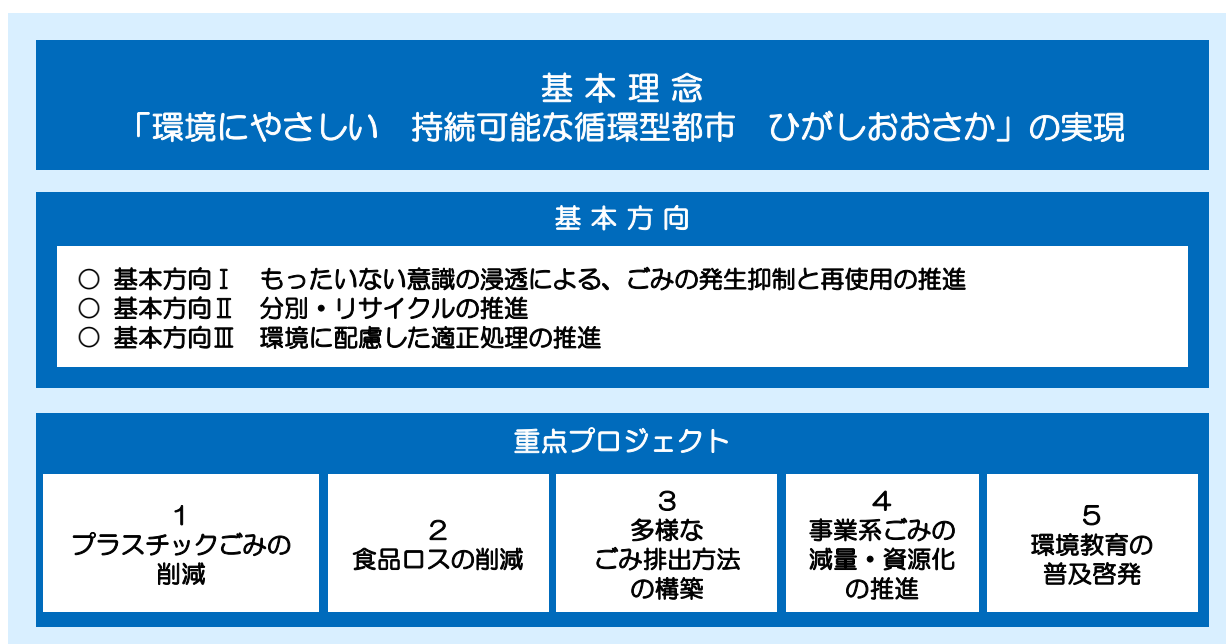


図 2-9 前計画の概要

2 前計画の目標達成状況

市民・事業者のみなさまが高い環境意識を持ち、ごみの減量に取り組んだ結果、家庭系ごみ、事業系ごみともに、ごみ量が減少しました。

焼却処理量、事業系ごみの総排出量及び食品ロス発生量は令和6年度の実績値で既に令和7年度の間目標を達成しており、最終処分量及び家庭系ごみ1人1日あたりの排出量は令和12年度の間目標も達成しています。

一方、資源化率については、集団回収^{※1}量の落ち込みが大きく、あきかん・あきびん、プラスチック製容器包装、ペットボトル等の市による資源物収集をあわせた総資源化量が減少し、未達成となっています。

※1 集団回収とは、自治会や子ども会、マンション管理組合などが再生資源（古紙類など）を回収し、リサイクルする活動です。

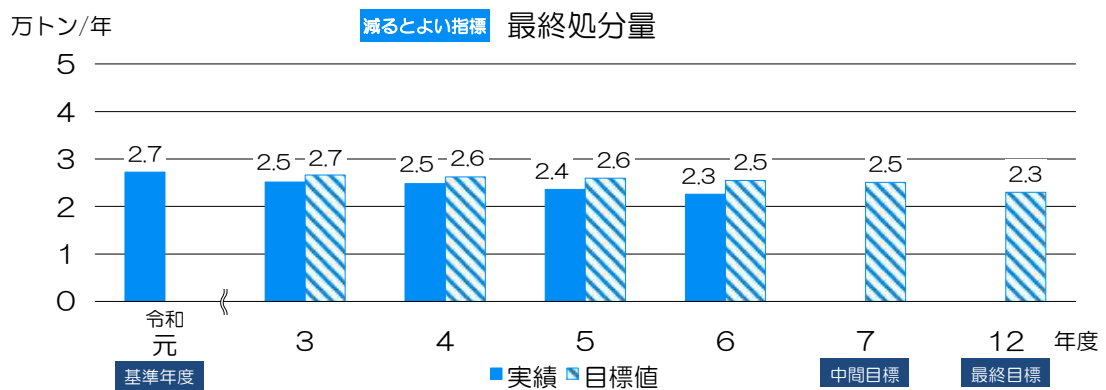
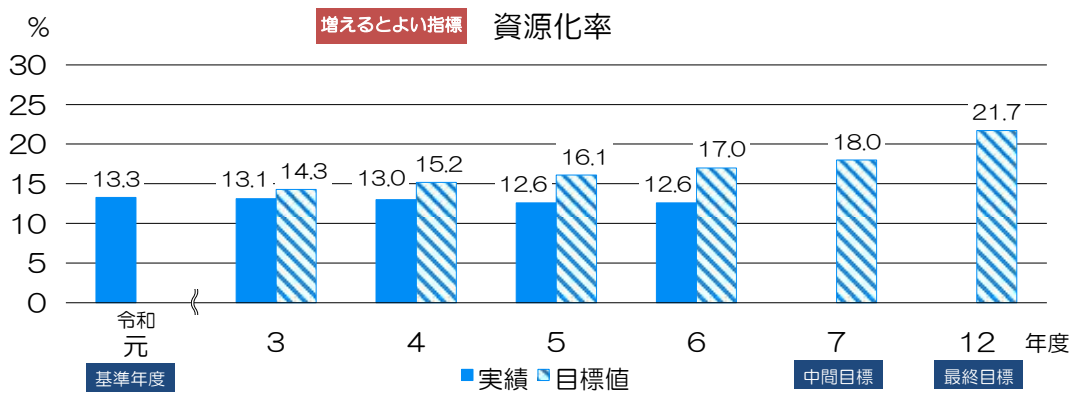
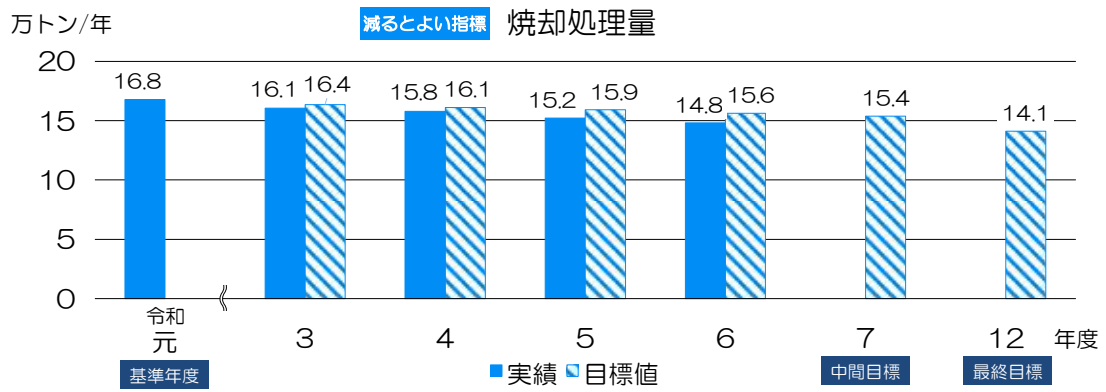
表 2-13 前計画の目標達成状況

目標区分	目標指標	単位	基準年度 令和元年度 (2019年度)	令和6年度(2024年度)			中間目標 令和7年度 (2025年度)	最終目標 令和12年度 (2030年度)
				計画値	実績値	進捗		
基本目標	焼却処理量	万t/年	16.8	15.6	14.8	○	15.4	14.1
	資源化率	%	13.3	17.0	12.6	×	18.0	21.7
	最終処分量	万t/年	2.7	2.5	2.3	◎	2.5	2.3
個別目標	家庭系ごみ1人1日 あたりの排出量	g/人・日	545	534	499	◎	525	501
	事業系ごみの 総排出量	万t/年	7.7	7.0	6.7	○	6.9	6.5
	食品ロス発生量	万t/年	3.0	2.7	2.4	○	2.6	2.2

注1) 令和6年度の計画値は、令和元年度と令和7年度を結ぶ直線上の値。

注2) 1人1日あたり排出量における人口については、推計人口を基に積算。

注3) 進捗>◎：最終目標を達成、○：R6計画値及び中間目標を達成、×：基準年度を下回る



[東大阪市 資料]

図 2-10 前計画の基本目標達成状況

3 前計画における施策の実施状況

基本方向Ⅰ. もったいない意識の浸透による、ごみの発生抑制と再使用の推進

施策1. 環境にやさしい生活の定着

前計画では、「環境教育の普及啓発」を重点プロジェクトに掲げました。幅広い年齢層の市民が環境問題に興味を持てるよう、環境教育のメニューを拡大し啓発を進めたほか、比較的関心の低い若年世代を意識した分別方法や処分方法の周知に努めました。また民間事業者と連携し、市民生活により近い場所での啓発を行うことで、日常におけるごみの減量行動の定着をめざしました。

① 環境教育・環境学習の充実

- ・環境教育出前講座の実施（R3～R6開催数304回、参加者19,841人）
- ・環境教育出前講座のメニュー拡充（R3:13、R4:18、R5:21、R6:21、R7:22）
- ・環境啓発イベント「ECO 東大阪」の開催（R4～R6参加者14,171人）
- ・ECO ポスターコンクールの実施（R3～R6：84学校、2,510作品）
- ・東大阪市豊かな環境創造基金を活用した環境活動団体補助の実施
補助件数 R3：5団体、R4：7団体、R5：7団体、R6：5団体

② ごみに関する情報提供の充実

- ・市政だよりへの掲載（ごみ減量目標、食品ロス削減等）
- ・市広報番組「虹色ねっとわーく」での啓発（ごみの減量、食品ロス削減等）
- ・その他啓発方法の活用
（市ウェブサイト、SNS（LINE、X、Facebook）、ごみ分別アプリ（さんあ〜る））
- ・紙リサイクル講習会開催（東大阪市再生資源集団回収推進協議会主催）R5

③ 環境にやさしい生活様式の定着

- ・マイボトル用給水機の設置（R4民間事業者との連携協定締結）市内4箇所設置
- ・レジ袋辞退率アップキャンペーンの実施（連携先：株式会社光洋）
- ・環境関連イベントでのエコバッグづくり（R4～R6：参加者559人）
- ・フードドライブの推進（本庁舎、イベントでの実施。実施店舗（市内スーパーマーケット等）の周知等）
- ・東大阪市食品ロス削減推進計画の策定（R4.3）
- ・リユース活動の促進に向けた民間事業者との連携協定締結
（リユースのサービス「ジモティー」（R3～）「おいくら」（R5～）の周知）
- ・「デコ活」の推進（R5～）
- ・家庭の省エネ相談会（旧名：エコライフ診断）の実施
受診件数 R3：210件、R4：356件、R5：574件、R6：270件

施策2. 環境にやさしい事業活動の定着

前計画において重点プロジェクトに掲げていた「食品ロスの削減」に関連し、事業者に向けた食品ロス削減に関する研修を実施するとともに、食べきり協力店登録制度による消費者への呼びかけ、事業者との協働による市民への啓発を実施しました。また中小事業者にとって取り組みやすい環境経営システムの導入支援を行いました。

① 発生抑制を優先した経営の浸透

- ・レジ袋辞退率アップキャンペーンの実施（連携先：株式会社光洋）※再掲
- ・事業者への食品ロス研修会の実施（YouTubeによるセミナー）562回再生
- ・食べきり協力店登録制度実施（R4:7店舗→R5:36店舗→R6:75店舗）
- ・民間事業者との連携によるフードシェアリングサービスの利用促進

② 環境配慮型製品の浸透や環境マネジメントシステムの導入促進

- ・東大阪市環境物品等調達基準の策定と取り組み実績の公表
- ・エコアクション21導入説明会及び東大阪市エコアクション21スクールの開催

施策3. ごみ処理費用の適正負担

事業系一般廃棄物に関する処理手数料の減免制度の見直しのほか、平成30年8月に実施した大型ごみ有料化以降の排出量推移から、効果の検証を継続しています。

① 家庭系ごみ

- ・大型ごみ有料化（H30.8）の効果検証（H28:4,701t→R6:2,120t）

② 事業系ごみ

- ・事業系一般廃棄物に係るごみ処理手数料の減額免除制度廃止（R6.4）

基本方向Ⅱ. 分別・リサイクルの推進

施策1. 分別の徹底と排出環境の整備

転入者や外国人向けに、様々な媒体を用いてごみの分別に関する周知を行いました。また前計画において重点プロジェクトとしていた「プラスチックごみの削減」に関連し、家庭ごみに混ぜて捨てられているプラスチック製容器包装の削減や資源ごみの分別徹底をめざした啓発を実施したほか、排出環境の整備に取り組みました。

① 分別の徹底

- ・市政だより、ウェブサイトやSNS、ごみ分別アプリ（さんあ〜る）を活用した分別啓発
- ・外国語版「ごみの分け方・出し方」の作成（英語、中国語、韓国朝鮮語、ベトナム語、ネパール語）
- ・「プラスチック製容器包装・ペットボトルの出し方」パンフレットの作成
- ・分別に関するアンケート結果を用いた啓発の実施
- ・学校で開催される地域フェスタでの資源ステーションの設置及び分別指導（R5:10地域 R6:10地域）

② 排出環境の整備

- ・資源ステーションにおける飛散防止ネット、看板などの設置（R3～R6 配布数）飛散防止ネット 11,846枚、看板 5,175枚
- ・移動式資源拠点回収（キャラバン回収）の実施
R3:2カ所、R4:7カ所、R5:5カ所、R6:6カ所
- ・民間事業者との連携により家庭用廃食油の拠点回収開始（R6.8～）

施策2. 地域と協働によるごみ減量の取り組みの展開

地域住民団体から選任される「地域ごみ減量推進員及び地域ごみ減量協力員」との連携により、分別排出ルールへの啓発を行うとともに、地域における集団回収活動の活性化に努めました。

① 地域での分別排出の徹底

- ・地域自治会との連携活動の推進（R3:648回、R4:572回、R5:366回、R6:421回）
- ・ごみの分別に関する出前講座実施

② 集団回収事業の支援

- ・東大阪市再生資源集団回収推進協議会と連携した集団回収活動の促進
- ・集団回収実施団体に向けた紙リサイクル講習会開催（R5） ※再掲
- ・自治協議会において未実施校区および実施校区に対し、集団回収の実施および活性化について依頼

施策3. 事業者の自主的なごみ減量行動の誘導

前計画で重点プロジェクトとしていた「事業系ごみの減量・資源化の推進」に関連し、事業者に対する一般廃棄物の分別等に関する啓発を行うとともに、一定の規模を有する特定事業者に一般廃棄物の減量や適正処理に関する計画書を提出させ、減量指導に取り組みました。

- ① 事業所での分別排出の徹底
 - ・「事業系ごみのかんたん分別マニュアル」(R3.3)の作成・配布
- ② 特定事業者に対するごみ減量指導の強化
 - ・「事業系一般廃棄物に関するしおり(特定事業者用)」(R2.4)の周知
 - ・「一般廃棄物減量計画書」の集計と公開
(発生量 R3:14,570t、R4:14,708t、R5:14,696t)
- ③ 中小規模事業者における実態把握及び分別排出の促進
 - ・「事業系ごみリーフレット」を中小企業に1,500部配布(R5)
- ④ 自主的なごみ減量行動への支援
 - ・食べきり協力店登録制度実施(R4:7店舗→R5:36店舗→R6:75店舗)※再掲
 - ・事業系食品ロス削減に関するオンラインセミナーの実施(R4)※再掲

施策4. 公共施設における率先行動の充実

市役所で勤める職員のごみの分別や減量に関する意識向上に取り組んだほか、公共施設から発生するごみの減量、再生利用に関する施策を進めました。

- ① 市職員の意識向上
 - ・会議等におけるペットボトルの利用削減(紙パック・缶入りのお茶、湯のみの利用)
 - ・庁内湯茶提供用食器貸出の実施(令和元年9月より)
 - ・マイバッグ、マイボトルの利用促進に向けた呼びかけ
 - ・庁舎内でのごみの分別徹底
- ② 業務で発生するごみの減量、再生利用
 - ・市民ふれあい祭りでマイボトル利用促進給水スポットの設置
 - ・HANAZONO EXPOにて、一部エリアでのリユース食器活用を実施
(R5:活用数 10,940個)
 - ・古紙リサイクル事業の推進(R3:121t、R4:136t、R5:140t、R6:163t)
- ③ 環境配慮型の物品調達
 - ・グリーン購入を基本に、環境配慮物品の購入促進
 - ・使い捨てプラスチック商品の利用抑制について、庁舎内電子掲示板等で周知
- ④ 教育機関との連携
 - ・剪定枝リサイクル事業の推進(R4:136t、R5:159t、R6:129t)
 - ・古紙類の回収・リサイクル促進

基本方向Ⅲ. 環境に配慮した適正処理の推進

施策1. 時代に応じた収集・運搬体制の構築

効率性や安全性を重視しながら、社会情勢にあわせた収集・運搬体制の構築に取り組んだほか、地域課題への対応を図りました。

- ① 収集・運搬体制の充実
 - ・資源物の持ち去り防止対策の啓発と「持ち去り禁止シート」の作成・配布
 - ・大東市、東大阪都市清掃施設組合との意見交換会での製品プラスチック回収事業の検討(R3.10)
- ② 環境負荷の小さい収集車両の導入
 - ・ハイブリッド車等の導入の検討
- ③ 安全・安心なごみ収集の取り組みの推進
 - ・収集・運搬に携わる職員の研修会における安全衛生教育の実施
 - ・ふれあい収集の継続実施(R3:354件、R4:338件、R5:370件、R6:395件)

<p>施策2. (仮称) 環境センターの整備</p>
<p>(仮称) 環境センターの令和11年度の供用開始に向け、取り組みを進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 東大阪市環境事業所再編整備に係る民間活力導入可能性調査 (R6.10) 「東大阪市環境事業所再編整備基本計画」の策定 (R6.12)
<p>施策3. ごみ処理施設の整備・監視体制の強化</p>
<p>東大阪市清掃施設組合、大東市との連携により新たなごみ処理施設の整備に着手するとともに、施設を活用した教育、啓発に取り組みました。また、搬入物等の監視を継続し、必要に応じて適正な排出に向けた指導等を行いました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ごみ処理施設 <ul style="list-style-type: none"> 東大阪市清掃施設組合のごみ焼却施設(第六工場)建設着手 (R5.2) 環境教育・啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> 清掃工場の施設見学 (R3:1,250人、R4:2,626人、R5:2,972人) 資源物の分別・収集・保管 <ul style="list-style-type: none"> 第10期東大阪市分別収集計画 (R4.7策定、R6.2改正) 搬入物の監視体制の強化、排出ルールの周知徹底 <ul style="list-style-type: none"> 東大阪市清掃施設組合の清掃工場における展開検査の実施 産業廃棄物排出状況の立ち入り検査 (R3:223件、R4:222件、R5:200件、R6:152件) 「事業系ごみのかたん分別マニュアル」(R3.3)の作成・配布(再掲)
<p>施策4. 最終処分場の安定的な確保</p>
<p>フェニックス2期神戸沖埋立処分場の延命化が進行中であり、最終処分場の安定的確保に向け、継続的な取り組みが行われています。</p>
<p>施策5. 適正処理が困難な物への対応強化</p>
<ul style="list-style-type: none"> 適正処理が困難な廃棄物の対応について協議中
<p>施策6. きれいなまちづくりの推進</p>
<p>地域との連携により不法投棄の防止に取り組んだほか「市内一斉クリーンアップ大作戦」の継続実施等により、まちの美化推進を図りました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 不法投棄の防止 <ul style="list-style-type: none"> 地域自治会と連携したパトロールの推進 不法投棄禁止看板や監視カメラの設置、休日や夜間を含めた日常的な巡回パトロールによる不法投棄の防止 散乱ごみ防止とまちの美化の推進 <ul style="list-style-type: none"> 市内一斉クリーンアップ大作戦 (R4:2,800人、R5:4,500人、R6:4,800人) 市役所庁舎周辺での早朝清掃の実施 花園中央公園周辺(まちの美化推進重点区域)でクリーンアップ事業を実施
<p>施策7. 災害廃棄物対策の強化</p>
<p>災害発生時の廃棄物処理体制を確保するため、関係団体と廃棄物処理に関する協定を締結しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府産業資源循環協会と災害廃棄物の処理等に関する協定を締結 (R4.5) 東大阪清掃事業協同組合と災害廃棄物の処理等に関する協定を締結 (R4.9)

4 大阪府内の他都市との比較

本市と、大阪府内の人口10万人以上の20市のごみ量や資源化量などの比較を行いました。家庭系ごみの1人1日あたりの量は516gで、少ない順で20市中12位です。府内上位は大阪市（府内1位、369g）、守口市（府内2位、438g）となり、本市は大阪市の1.40倍、守口市の1.18倍多くなっています。

事業系ごみの1人1日あたりの量は396gで府内17位です。府内上位は富田林市（府内1位、114g）、羽曳野市（府内2位、165g）です。

また、「分別収集し資源化されるもの」、「収集後に中間処理を行い資源化されるもの」、「集団回収で集められ資源化されるもの」をあわせた資源化量は1人1日あたり81gで、資源化量が多い順で20市中19位です。府内上位は、茨木市（府内1位、173g）、寝屋川市（府内2位、157g）です。なお、茨木市は資源化量のうち中間処理後の溶融スラグ※を含んでいるため、資源化量が多くなっています。

本市は他市と比較して、ごみ量が多く、資源化量が少ない傾向にあるので、さらなるごみの減量、分別・資源化に向けた取り組みが必要です。

※溶融スラグ：廃棄物の焼却灰などを高温で液体化させたものを冷却し、固めたもの。土木・建設資材として有効利用がなされています。

表 2-14 大阪府内人口10万人以上の20市とのごみ量等の比較

大阪府内 人口10万人 以上の市	総人口 (人)	総排出量（家庭系） （直接搬入含む・集団回収除く）			総排出量（事業系） （直接搬入含む）			資源化量 （分別収集&中間処理後&集団回収量）		
		(トン)	1人1日 あたり (g/人/日)	順位 (少ない順)	(トン)	1人1日 あたり (g/人/日)	順位 (少ない順)	(トン)	1人1日 あたり (g/人/日)	順位 (多い順)
大阪市	2,770,520	374,670	369	1	554,968	547	20	91,777	91	18
堺市	818,220	162,996	544	16	81,809	273	14	43,824	146	3
東大阪市	477,684	90,135	516	12	69,203	396	17	14,236	81	19
豊中市	407,081	71,576	480	6	38,412	258	12	17,339	116	7
枚方市	394,890	68,100	471	4	29,076	201	6	19,421	134	5
吹田市	382,336	69,881	499	9	32,680	234	9	17,247	123	6
高槻市	347,244	66,012	519	13	32,549	256	11	13,761	108	9
茨木市	285,580	47,044	450	3	49,003	469	19	18,057	173	1
八尾市	260,921	47,956	502	10	20,258	212	7	9,488	99	15
寝屋川市	226,083	44,122	533	15	15,822	191	3	12,993	157	2
岸和田市	188,412	33,486	486	7	29,427	427	18	7,087	103	12
和泉市	182,630	31,834	476	5	17,825	267	13	6,683	100	14
守口市	141,255	22,657	438	2	12,312	238	10	7,351	142	4
箕面市	139,120	25,332	498	8	16,177	318	15	5,143	101	13
門真市	117,147	21,926	511	11	16,188	378	16	4,711	110	8
松原市	116,703	23,346	547	17	8,399	197	5	4,550	107	10
大東市	116,615	24,435	573	18	8,204	192	4	3,955	93	17
羽曳野市	108,355	24,060	607	19	6,532	165	2	2,252	57	20
富田林市	106,580	26,647	683	20	4,455	114	1	4,167	107	10
池田市	103,049	19,727	523	14	8,520	226	8	3,748	99	15

（注）四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

〔令和5年度（2023年度）環境省一般廃棄物処理事業実態調査〕

20市のごみ有料化の状況は次のとおりです。家庭ごみ（可燃ごみ）の有料化は20市のうち5市（25%）が実施しており、粗大ごみの有料化は20市のうち14市（70%）が実施している状況です。

表 2-15 大阪府内人口 10 万人以上の 20 市のごみ有料化の状況

大阪府内 人口10万人 以上の市	総人口 (人)	家庭ごみ（可燃ごみ）の袋							粗大ごみ（大型ごみ） 収集	
		単純指定袋		有料指定袋		自由袋	透明・ 半透明袋	推奨袋	有料制	事前 申込
		市から 無料配布	販売店 購入	単純 従量制	超過量 有料制					
大阪市	2,770,520						○		○	○
堺市	818,220						○		○	○
東大阪市	477,684						○		○	○
豊中市	407,081		○						○	○
枚方市	394,890						○		○	○
吹田市	382,336						○			
高槻市	347,244						○			
茨木市	285,580						○			
八尾市	260,921	○							○	○
寝屋川市	226,083						○		○	○
岸和田市	188,412			○					○	○
和泉市	182,630			○					○	○
守口市	141,255						○		○	○
箕面市	139,120				○				○	
門真市	117,147						○		○	○
松原市	116,703						○			○
大東市	116,615						○		○	○
羽曳野市	108,355						○			
富田林市	106,580				○					
池田市	103,049			○					○	

[各市ウェブサイト・東大阪市 資料]

5 現状を踏まえた課題の整理

本計画を策定するにあたり、次の5点を課題として整理しました。

- 課題① プラスチックごみや食品ロス等さらなるごみ減量に向けた取り組みの促進
- 課題② 家庭ごみ中に含まれる資源化可能物の分別排出の徹底
- 課題③ 新たな資源化物への対応
- 課題④ 事業系ごみの減量推進
- 課題⑤ 安全で安定的なごみの収集・処理体制の構築

課題① プラスチックごみや食品ロス等さらなるごみ減量に向けた取り組みの促進

本市のごみの総排出量、焼却処理量、最終処分量については減少傾向ですが、大阪府内の10万人以上の市と比較すると依然として多い状況です。ごみの減量においては、使い捨てされるプラスチックごみの抑制や食品ロスの削減が大きな課題であり、これらを中心としたさらなるごみ排出量の減量を促進する必要があります。

課題② 家庭ごみ中に含まれる資源化可能物の分別排出の徹底

令和6年度に実施したごみ組成調査結果では、家庭ごみ（燃えるもの）にプラスチック類や紙類などの資源化可能物が32.5%（前回 令和元年度調査 33.9%）含まれていました。

プラスチック類では、分別されずに家庭ごみに排出されたプラスチック製容器包装が11.4%含まれていました。

また、紙類では、新聞紙など古紙の分別が比較的進んでいるものもありますが、分別排出が浸透していない雑がみやその他の紙製容器包装とあわせると、リサイクル可能な古紙は16.0%含まれています。

家庭ごみ中に含まれる資源化可能物の割合は、全体的に若干減少はしているものの、依然として多く含まれているため、分別排出の徹底を図る必要があります。

課題③ 新たな資源化物への対応

プラスチック資源循環促進法が令和4年4月に施行され、市町村によるプラスチック使用製品の分別収集・再商品化が努力義務となったことから、本市においても将来的な実施に向けて検討を行う必要があります。

そのほか、現状では回収していない品目についても、リサイクル技術の進展や国の動向などを見極めながら、排出環境の整備等について検討が求められます。

課題④ 事業系ごみの減量推進

事業系ごみは、家庭系ごみと同様に減少傾向にあるものの、1人1日あたりのごみ排出量（事業系）は、396g/人・日で大阪府内の10万人以上の20市の中でも多い方から4番目であり、事業系ごみの減量が必要です。本市では、事業系一般廃棄物のごみ組成調査を行っていませんが、大阪府内で調査を実施する市の調査結果では紙類が多く含まれており、本市も同様の傾向と考えられます。

事業者による分別排出やごみ減量施策の実施には人的、経済的負担が生じるため、実施に伴う負担の軽減につながるような取り組みに関する情報提供や、仕組みづくりの検討が求められます。

課題⑤ 安全で安定的なごみの収集・処理体制の構築

近年は毎年のように大規模な災害が発生しており、大量の災害廃棄物の処理が自治体における大きな課題となっています。本市は令和3（2021）年3月に「東大阪市災害廃棄物処理計画」を策定し、大規模災害に備えています。災害発生時には、平時の体制では処理できないため、国・府・近隣自治体との広範な協力体制が不可欠です。引き続き、協力体制を深めていくことが求められるとともに、災害ごみの排出に関する市民の理解も必要です。

また、ごみ収集車や焼却場のごみピットで、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品に起因すると見られる火災事故等が全国で頻繁に発生（令和5年度 8,543件）しており、ごみ処理の安定運用に支障をきたしています。本市においても、家庭から出されるリチウムイオン電池等の分別回収及び適正処理の徹底について、引き続き取り組んでいく必要があります。

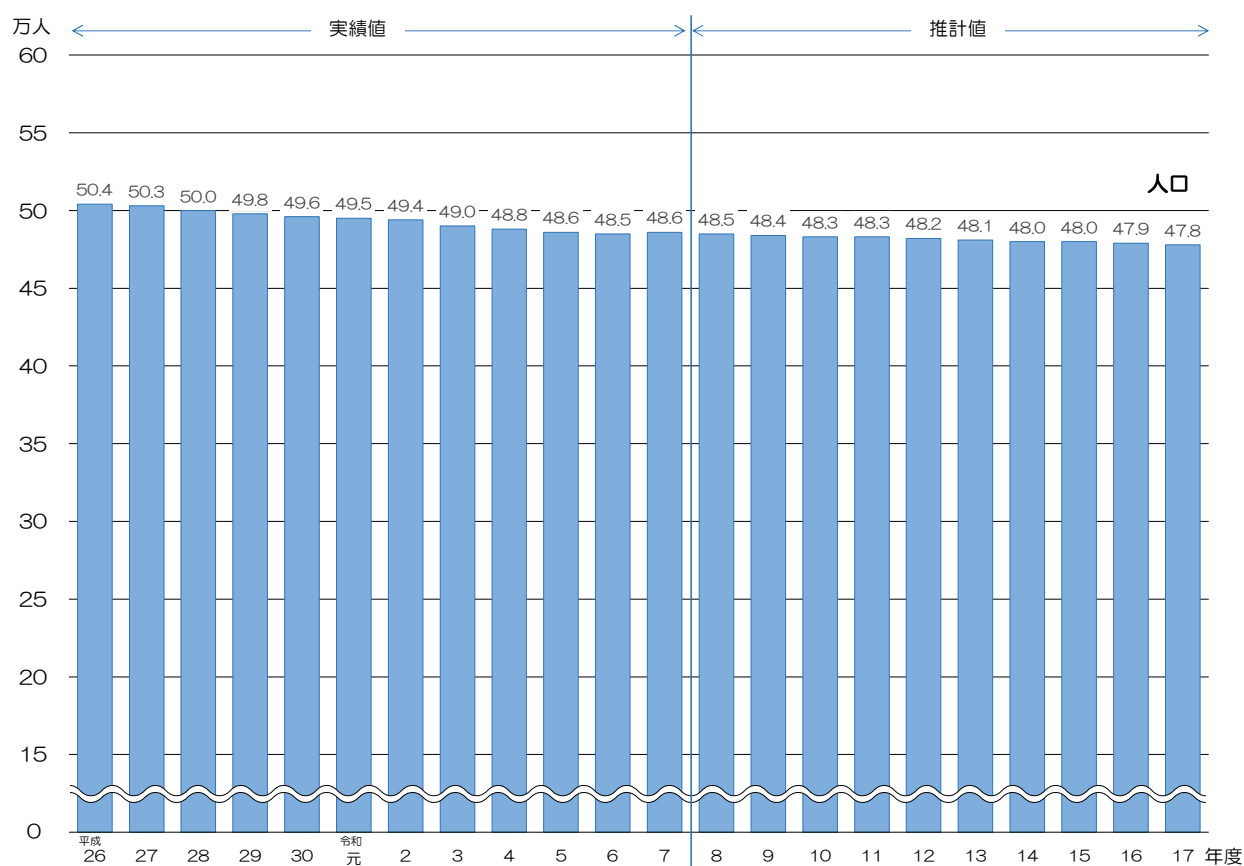
今後も効率性の高いごみ収集拠点として（仮称）環境センターの整備を進めるとともに、社会情勢の変化に応じて効率性や安全性、環境配慮を重視した収集・運搬体制の構築が必要です。

第3章 将来予測

1 人口の見通し

ごみ量の将来予測に用いる将来人口は、東大阪市第3次総合計画の令和12年度目標人口を基に、令和17年度の将来人口を推計しました。

本市の人口は、令和7年10月1日現在で約48万6千人、今後、徐々に人口減が進み、令和17年度には約47万8千人になると推計*されます。(図2-11)



※ 推計値は第3次東大阪市総合計画の令和12年度目標人口と令和7年度の実績人口を直線的に延伸し令和17年度の推計人口を算出。毎年の値は直線式で補間

図2-11 人口の将来推計

2 排出量の将来推計

(1) 将来推計の考え方

家庭系ごみ、事業系ごみの将来推計の考え方は、次のとおりです。将来推計は、本市がこれまで実施してきたごみ減量などの施策を維持し、市民や事業者においてもこれまでと同程度の取り組みが行われ、新たな施策の実施が特にない場合のごみの総発生量になります。

家庭系 ごみ	家庭系ごみの排出区分毎の令和6年度の1人1日あたりのごみ量と第3次東大阪市長官庁総合計画の目標人口を基に推計した将来人口を用い、次の式により推計 $\boxed{\text{令和6年度1人1日当たりの家庭系ごみ量}} \times \boxed{\text{将来人口}} \times \boxed{\text{年間日数}}$
事業系 ごみ	事業系ごみの排出区分毎の令和6年度の1人1日あたりの発生量と第3次東大阪市長官庁総合計画の目標人口を基に推計した将来人口を用い、次の式により推計 $\boxed{\text{令和6年度1人1日当たりの事業系ごみ量}} \times \boxed{\text{将来人口}} \times \boxed{\text{年間日数}}$

(2) 将来推計値

(1)の将来推計の考え方に沿った将来推計の結果、このまま推移した場合の令和17年度のごみの総発生量は、約16.8万トンになります。(図2-12)

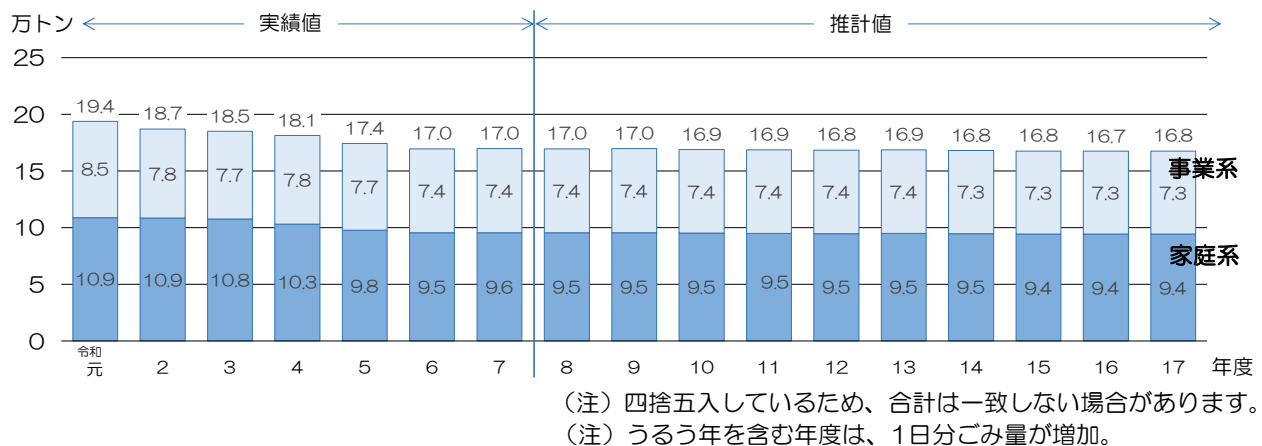


図 2-12 このまま推移した場合のごみの総発生量

第4章 ごみ処理基本計画

1 基本理念・基本方針

(1) 基本理念

東大阪市では、これまで『環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか』の実現』を理念に掲げ、様々な施策に取り組んできました。

循環型都市の形成を実現するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識するとともに、協働によってさらに3Rを推進していくことが求められます。

将来を担う子どもたちによりよい東大阪を残していきたいという想いを込め、「みんなで取り組み 次世代につなぐ 循環型都市 ひがしおおさか」を理念として掲げ、取り組みを進めます。

<基本理念>

「みんなで取り組み 次世代につなぐ 循環型都市 ひがしおおさか」

※3Rとは…

ごみを減らすための重要な取り組みである3Rは次のとおりです。

- ① リデュース (Reduce) 発生抑制 ⇒ 無駄なごみを減らす
- ② リユース (Reuse) 再使用 ⇒ 使用済みになったものを繰り返し使用する
- ③ リサイクル (Recycle) 再生利用 ⇒ ごみとせず資源として再生利用する

循環型社会形成推進基本法において、③リサイクルは、その過程でエネルギーを消費するなど新たな環境負荷が発生することもあるため、まずは①リデュースと②リユースの2Rを推進することが、ごみ減量の取り組みとして重要であるとしています。

(2) 基本方針

基本理念の実現には、市民・事業者・行政が、ごみの発生抑制（リデュース）や製品の再使用（リユース）、そして再生利用（リサイクル）のさらなる推進に向け協働で取り組む必要があります。そのために、以下の3つの基本方針を定めます。また、各基本方針とかがわりのある主なSDGsのゴールを併せて示します。

〔基本方針1〕 ごみの発生抑制・再使用・リサイクル（3R）の推進

市は、家庭から排出されるごみの中に、使い捨てを減らせるものや繰り返し使用できるもの、そして資源にできるものがあることを発信するとともに、市民が自発的に「ものを大切にする」生活が実践できるよう、日々の暮らしを想定したわかりやすい啓発や環境教育の実施に努めます。また市と事業者との連携により、さらに3Rの取り組みを推進できる枠組みの形成をめざします。



〔基本方針2〕 市民・事業者・行政の協働による取り組みの推進

地域や事業者と連携し、「環境に配慮した活動」を実践し、拡大できるような取り組みを進めるとともに、公共施設での取り組みも継続して行います。

また、事業所から発生するごみに対する減量指導、情報提供に努め、事業者の自主的な取り組みによるごみの減量、リサイクルを推進します。



〔基本方針3〕 環境に配慮した適正処理の推進

やむを得ず排出されるごみについては、効率性・安全性・環境に配慮した収集・運搬によって適正処理や再生利用を進めます。また、安定した収集体制の構築を検討し、車両や施設の火災原因となりうる小型充電式電池等の有害・危険物の分別排出について、市民・事業者への啓発を強化します。施設整備にあたっては「環境にやさしい施設づくり」に配慮し、低炭素社会の構築や自然との共生に対応した施設整備をめざします。

そのほか、多発する災害に備え、災害廃棄物処理計画に基づき処理体制の充実を図ります。



※SDGsについては116ページを参照

2 数値目標

(1) ごみの総発生量・発生抑制量などの指標

表 2-16 ごみの総発生量・発生抑制量などの指標

項目	年度	R6(2024) 基準年度	中間目標 R12(2030)	最終目標 R17(2035)
	総発生量 ①	家庭系	95,479 t	94,804 t
事業系		74,218 t	73,690 t	73,337 t
合計		169,697 t	168,494 t	167,683 t
発生抑制量 ②	家庭系	－	4,167 t	7,610 t
	事業系	－	3,233 t	5,785 t
	合計	－	7,400 t	13,396 t
発生抑制後の 総発生量 ③=①－②	家庭系	95,479 t	90,637 t	86,736 t
	事業系	74,218 t	70,457 t	67,552 t
	合計	169,697 t	161,094 t	154,287 t
発生抑制後の 総排出量 (集団回収・独自の 資源化含まず)	家庭系	88,472 t	81,971 t	76,427 t
	事業系	66,676 t	62,180 t	58,259 t
	合計	155,148 t	144,151 t	134,685 t
1人1日あたりの 排出量 (集団回収等含まず)	家庭系ごみ	499 g/人/日	466 g/人/日	437 g/人/日
	事業系ごみ	376 g/人/日	354 g/人/日	333 g/人/日
	合計	876 g/人/日	820 g/人/日	769 g/人/日
処理量	焼却処理量	148,151 t	136,334 t	125,947 t
	最終処分量	22,561 t	20,792 t	19,234 t
資源化率	資源化量	21,458 t	24,650 t	28,212 t
	資源化率	12.6%	15.3%	18.3%
家庭系食品ロス発生量		12,916 t	11,146 t	10,060 t

※各数値の算定にあたっては、38 ページで示す各年の人口を用いて算定しています。

(2) 減量目標

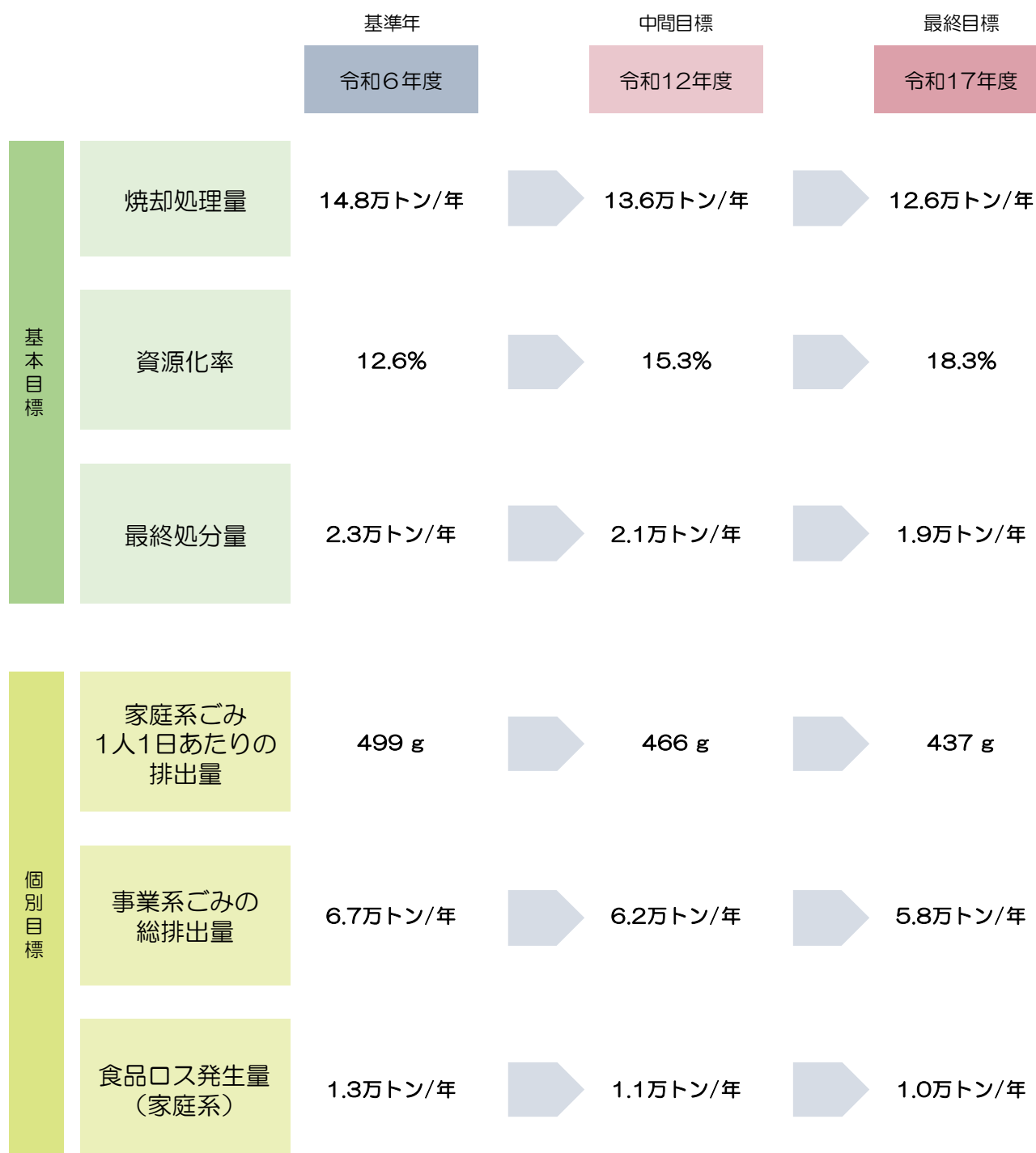


図 2-13 減量目標

3 基本施策

3-1 施策の体系

I ごみの発生抑制・再利用・リサイクル（3R）の推進	
1. 環境教育・情報発信の推進	(1) 環境教育・環境学習の充実 (2) 3Rに関する情報発信の強化
2. ごみの発生抑制（リデュース）・再利用（リユース）の推進 ★	(1) プラスチックごみの削減 (2) 食品ロスの削減 (3) リユース環境の整備 (4) ごみ処理費用の適正負担
3. 分別排出・再資源化（リサイクル）の推進 ★	(1) 資源化可能物の分別の徹底 (2) 新たな資源化可能物の分別・資源化の推進 (3) 資源物の排出環境の整備
II 市民・事業者・行政の協働による取り組みの推進	
1. 地域との協働によるごみ減量・資源化の取り組みの推進 ★	(1) 地域住民団体との連携によるごみ減量・資源化の推進 (2) 集団回収事業の推進
2. 事業者との連携によるごみ減量・資源化の推進 ★	(1) 事業所でのごみ減量・分別排出の促進 (2) 民間事業者との業務連携による取り組みの推進
3. 公共施設における率先行動の充実	(1) 市職員の意識向上 (2) 公共施設におけるごみの減量・分別の徹底
III 環境に配慮した適正処理の推進	
1. 社会情勢の変化に応じた収集・運搬体制の構築 ★	(1) 収集・運搬体制の充実 (2) 安全・安心なごみ収集の取り組みの推進 (3) (仮称)環境センターの整備
2. ごみ処理システムの安定化に向けた施設整備・対応強化	(1) ごみ処理施設の整備と監視体制の維持 (2) 適正処理が困難な物への対応強化 (3) 最終処分場の安定的な確保
3. きれいなまちづくりの推進	(1) 不法投棄の防止 (2) 散乱ごみ防止とまちの美化の推進
4. 災害廃棄物対策の強化	—

★：重点施策

基本理念の実現のため、特に市民・事業者・行政が協働で取り組むべき項目として基本施策Ⅰ-2、Ⅰ-3、Ⅱ-1、Ⅱ-2、Ⅲ-1を重点施策と位置付け、ごみの削減行動や分別排出、資源化に関する事項のほか、収集・運搬の安定的な確保に関する事項を中心に、積極的に取り組んでいくこととします。(上記表のうち★が付いているもの)

3-2 施策の内容

基本方針Ⅰ. ごみの発生抑制・再使用・リサイクル（3R）の推進

基本施策1. 環境教育・情報発信の推進

ごみの減量・資源化を進めるためには、次世代を担う子どもたちをはじめ、あらゆる世代の方々への環境学習、情報発信の推進が求められています。ものを大切にしておみを出さないことや、分別して資源を循環させることなど、環境に配慮して行動する意識を醸成するため、幅広い年齢層への環境教育・学習の機会の充実を図るとともに、多様な広報媒体の活用を進め、対象者に合わせた効果的な情報発信を推進します。

（1）環境教育・環境学習の充実

● 環境教育出前講座等の充実及び利用拡大

循環型社会の形成、地球温暖化、環境保全などをテーマに、市内の小中学校、保育所、自治会等を対象として実施する環境教育出前講座等の学習の機会について充実を図り、環境に配慮する意識の向上に努めます。

- 民間事業者との連携等により、体験型・参加型で楽しく学べる講座メニューなど内容の充実を図ります。
- 周知をさらに徹底し、出前講座の利用の拡大に努めます。
- 市内の小中学生・中学生の児童・生徒を対象としたECOポスターコンクールを継続実施し、子どもの環境に配慮する意識の醸成を図ります。また、応募作品を活用した環境啓発を強化することにより、幅広く市民に環境問題への関心をもってもらい、加えて、ECOポスターコンクールの効果的な周知に繋げることで、環境教育のさらなる充実を図ります。
- 豊かな環境創造基金の活用による学習の振興を推進します。

● 幅広い年齢層への学習機会の創出

家庭におけるごみの分別や商品の購買などに直接関わる年齢層への啓発・学習機会の充実を図り、環境に配慮した行動の実践を促進します。

- 地域住民に向けた環境教育出前講座について周知を図り、利用を促進します。
- 3Rに取り組むためのきっかけづくりとして、市関連イベントにおいて、幅広い年齢層の参加者が楽しみながら学べる場を提供します。
- 関係機関との連携により、幅広い年齢層への学習機会の創出に努めます。

(2) 3Rに関する情報発信の強化

● 多様な広報媒体の活用による効果的な情報発信の強化

ごみの減量・資源化につながる行動の促進を図るため、SNSなど多様な広報媒体を活用し、3Rに関する啓発を強化するとともに、対象者に応じた効果的な情報発信に努めます。

- 市政だよりやリーフレット等の紙媒体、ウェブサイト、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」、各種SNSなど様々な媒体を活用し、発信する内容や対象に応じた広報・啓発を行います。
- ごみ・資源の処理量、分別した資源のゆくえ等を見える化するするとともに、3Rに取り組む意義や成果を分かりやすく伝えることで、自らの行動が社会や環境にも影響を与えるという意識の醸成につながるよう、効果的な情報発信に努めます。

基本施策2. ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進

「持続可能な循環型社会」を構築するためには、3Rのうち、再生利用より優先順位の高いごみの発生抑制（リデュース）と製品の再使用（リユース）の取り組みが重要です。発生抑制については、世界的にも喫緊の課題とされているプラスチックごみや食品ロスの削減を中心として積極的に取り組み、また、民間事業者と連携したリユース活動の普及啓発を推進します。

(1) プラスチックごみの削減

● 使い捨てプラスチックごみの削減に向けた取り組みの推進

プラスチックは、その有用性から現代社会に不可欠な素材である一方、資源の枯渇や気候変動、また不適正な処理による海洋プラスチックごみ問題などを引き起こす要因の一つとされています。本市においては、それらのプラスチック問題について情報発信を強化するとともに、環境省の「プラスチック・スマート」の理念を踏まえ、「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言」に基づき、さらなる使い捨てプラスチックごみの削減などについて取り組みを進めます。

- 環境教育出前講座、各種イベントや様々な広報媒体において、海洋プラスチックごみ問題をはじめとする環境への影響や、削減するための行動事例などについて情報発信を強化します。
- 本市が設置するマイボトル用給水機の周知徹底を図り、マイボトルの利用促進による使い捨てプラスチックの削減を推進します。
- バイオマスや生分解性素材などのプラスチック代替素材を使用した製品の率先調達や、市民への情報提供、使用促進を行い、環境負荷を減らすための製品の普及啓発を図ります。
- 民間事業者との連携によるマイボトル給水機の設置、スーパーマーケットとの連携によるレジ袋削減のキャンペーン実施や啓発物の提供などの取り組みを継続するとともに、協働による新たなプラスチックごみ削減の啓発方法について検討します。

(2) 食品ロスの削減

※「第3部 食品ロス削減推進計画」にて詳述

- 家庭での食品ロス削減に向けた普及啓発
- 事業者における食品ロス削減の推進
- 食品ロス削減に向けた推進体制の整備
- 食品廃棄物の資源循環の推進

(3) リユース環境の整備

● 民間事業者と連携したリユース事業の推進

ごみの減量に向けて、市民の「ものを大切にする」意識の醸成を図るため、民間事業者と連携し、再使用可能なものを繰り返し使用する「リユース」の取り組みを推進します。

- 民間事業者と連携し、リユースショップおよび事業者が実施するインターネットを活用したリユース事業に関する情報発信を強化し、市民のリユースへの意識の向上を図ります。
- リユースの意識づけをさらに推進するため、子ども服や大型ごみ等の新たなリユース環境の整備について検討します。

(4) ごみ処理費用の適正負担

● 家庭ごみ有料化の検討

ごみ処理の有料化を推進している国の方針に従い、ごみ減量の施策の一つとして、家庭系ごみの有料化について検討を行います。

- ごみ減量の状況や各種施策の実施状況を踏まえたうえで、家庭系ごみの有料化について慎重に検討します。

基本施策3. 分別排出・再資源化（リサイクル）の推進

ごみの資源化を進めるため、分別意識の向上を図るとともに、家庭ごみ（燃えるもの）に混入している資源化可能物が分別して排出されるよう、わかりやすい分別を進め、資源物の排出機会の充実を図ります。また、プラスチック製品の回収など、法改正や社会情勢の変化により新たに回収・資源化が求められる品目についても、積極的に検討を進めます。

（1）資源化可能物の分別の徹底

● 古紙やプラスチックごみの分別徹底

令和6年度に実施した家庭ごみの組成調査では、資源化可能物が家庭ごみ（燃えるもの）中に32.5%含まれており、そのうち段ボールや紙製容器包装などの紙類が16.0%、プラスチック製容器包装などのプラスチック類が13.1%を占めていました。これらの分別をさらに徹底することにより、効果的にごみの資源化を推進します。

- 古紙類のうち、家庭ごみに占める割合が大きい段ボールのほか、特に分別が分かりにくい「雑がみ」について啓発方法を工夫し、分別排出の徹底に努めます。
- 古紙類の分別を促進するため、地域の集団回収の日時、回収場所や拠点回収の所在地などの周知徹底を図ります。
- プラスチック製容器包装の分別の徹底に向けて、汚れの落とし方や資源化の必要性などの啓発を強化し、分別意識の向上を図ります。また、ペットボトルの分別については、令和6年度から実施している水平リサイクルに関連付けて啓発します。

（2）新たな資源化可能物の分別・資源化の推進

● プラスチック製品の回収・資源化実施に向けた検討

プラスチック資源循環促進法の趣旨を踏まえ、プラスチック使用製品の分別収集、再商品化の将来的な実施に向けて検討を行います。

- プラスチック製品の一括回収および再商品化については、集積・保管場所の確保や収集体制をはじめ様々な課題があります。国や他市の動向を注視しながら情報収集に努め、将来的な実施に向けて検討を進めます。

● 新たな資源化可能物の回収に向けた情報収集・検討

今後、社会情勢の変化やリサイクル技術の進展により、現在市で回収していない新たな資源化可能物についても情報収集し、本市で実現可能なものは、積極的に回収・資源化に向けた検討を進めます。

(3) 資源物の排出環境の整備

● 回収拠点の整備による排出利便性の向上

資源物の分別を促進するため、回収拠点の整備を行い、排出利便性の向上を推進します。

- 近隣に回収拠点が無い地域について、拠点の設置拡充に努めます。
- 令和6年度より資源化を開始した家庭用廃食油について、積極的に回収拠点の設置を進めます。
- 移動式資源拠点回収(キャラバン回収)の実施について広く周知し、利用を促進します。

● 分かりやすい分別方法の啓発

排出者や居住形態に応じた効果的な広報や、分かりやすい分別について啓発方法の工夫に取り組みます。

- 古紙類やプラスチック製容器包装をはじめ、小型家電や電池類、廃食油など、分別方法や排出場所などを分かりやすくまとめた冊子を作成し、地域に配布するなど啓発方法の工夫に努めます。
- 分別ルールが定着しにくい外国人にも分かりやすいよう、多言語に対応した分別情報の提供を継続して実施します。
- 転入者や単身者など、ごみ排出に関する情報が届きにくい住民に対する情報提供や、マンションの管理人への啓発を実施します。

● 資源物の排出環境の改善

プラスチック製容器包装をはじめとする資源物の排出環境の改善に努めます。

- 資源ステーションにおけるプラスチック製容器包装等の飛散防止ネット、看板などの設置について継続して支援します。
- 近年全国的に問題となっている空き缶等資源ごみの持ち去りについて、他市の対応状況を参考に、有効な持ち去り防止策の検討を行います。

基本方針Ⅱ．市民・事業者・行政の協働による取り組みの推進

基本施策1．地域との協働によるごみ減量・資源化の取り組みの推進

家庭系ごみの減量、資源化を進めるためには、地域と相互理解を深め、協働で取り組みを進める必要があります。地域住民団体と連携を図り、ごみの減量活動や分別排出ルールの徹底などを推進するとともに、地域における再生資源集団回収活動の促進を図ります。

(1) 地域住民団体との連携によるごみ減量・資源化の推進

● 地域ごみ減量推進員および地域ごみ減量協力員との連携による取り組み

地域住民団体から選任される「地域ごみ減量推進員」及び「地域ごみ減量協力員」と環境事業所の地域班を中心とする行政との連携を深め、さらなるごみの減量や分別排出の徹底等に向けた取り組みを進めます。

- 地域住民団体と連携し、地域ごみ減量推進員等を対象とした研修の実施や、地域での活動事例の紹介などを行うことにより、ごみの減量・資源化活動の活性化および意識の向上を図ります。
- 地域住民向けのごみの減量や分別の啓発リーフレットを、地域住民団体と連携し配布するなど、効果的な周知徹底に努めます。
- 地域との連携により、分別排出ルールの徹底を図るとともに、地域のごみ問題について、地域ごみ減量推進員及び地域ごみ減量協力員と協働で解決を図ります。

(2) 集団回収事業の推進

● 集団回収活動の活性化に向けた取り組みの推進

地域住民団体等による古紙等再生資源の集団回収活動では、新聞等の発行部数の減少等に伴い回収量も年々減少しています。奨励金の交付制度を継続実施するとともに、活動の活性化に向けて未実施地域への働きかけなど制度の充実を図ります。

- 集団回収未実施地域および未実施のマンション等集合住宅について、団体登録および活動実施の働きかけを行います。
- 地域における常設型の回収拠点の設置支援など、集団回収における新たな排出環境の整備について検討します。
- 集団回収奨励金交付事業について、他市が実施する制度を研究し、制度の充実を図る方策について検討します。
- 再生資源集団回収推進協議会と連携し、実施団体向けの研修実施や啓発に努めます。

基本施策2. 事業者との連携によるごみ減量・資源化の推進

事業活動に伴い排出されるごみの減量・適正処理の推進に向け、指導や情報提供を行い、事業者の自主的な取り組みを促進します。また民間事業者との業務連携により、持続可能な社会の形成に向けて家庭系ごみにおける新たな品目の資源化など、サーキュラーエコノミー（循環経済）の実現に寄与する取り組みを推進します。

（1）事業所でのごみ減量・分別排出の促進

● 特定事業者へのごみ減量指導および中小規模事業者への情報提供の実施

多量のごみが発生することの多い一定規模以上の「特定事業者」については、より積極的なごみ減量や分別の徹底への協力を要請します。また、中小規模事業者については、取り組みやすい資源化の事例などの情報提供を行い、事業系ごみの減量を推進します。

- 特定事業者の一般廃棄物減量計画書を基に、実態の把握に努め、ごみ減量や資源化の協力を要請します。
- 事業者団体等との連携により、中小規模事業者へのごみ減量・分別排出に関する情報提供を行い、取り組みを促進します。
- 特定事業者の対象規模見直しや産業廃棄物、資源化可能物の混入防止策について検討します。
- 中小規模事業者が排出する古紙等の資源物について、共同回収による資源化など新たな仕組みづくりを検討します。

（2）民間事業者との業務連携による取り組みの推進

● サーキュラーエコノミーの実現に寄与する取り組みの推進

国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」において示されたサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行の実現につながる取り組みを推進します。

- 本市において、民間事業者等との連携により令和6年度より実施している「ペットボトルの水平リサイクル」や「家庭用廃食油のリサイクル」をはじめ、近年注目されているサステナブルファッションや新たな資源化可能物への対応など、サーキュラーエコノミーの実現につながる取り組みについて積極的に進めていきます。

基本施策3. 公共施設における率先行動の充実

3Rの推進にむけた市職員の意識向上、公共施設から発生するごみの減量や再生利用のほか、物品の調達に関する施策を進めます。

(1) 市職員の意識向上

● 日常的な3R行動の実施に向けた啓発

市職員が、庁舎の内外を問わず自発的に3R行動に取り組むよう、庁内連携や啓発に努めます。

- 職員に対し、マイバッグ・マイボトル利用の働きかけを推進します。
- 使い捨てプラスチックごみの排出抑制に関する啓発を進めます。
- 庁舎内でのごみの分別徹底に関する啓発を継続します。

(2) 公共施設におけるごみの減量・分別の徹底

● 業務で発生するごみの減量や再利用等

市が実施する事業や業務により発生するごみの減量・分別・資源化の率先行動に努めます。

- 庁内に向けて、市のイベント等で使用できる来客向けのマイボトル用給水機の貸し出しを行い、部署間の垣根を越えたプラスチックごみ減量の取り組みに努めます。
- 市主催イベントにおいて、ごみの発生抑制を図る運営や発生したごみの分別を徹底します。
- 役目を終えた庁内備品の他部署での再使用など、既に部署間で実施されているリユースの取り組みがさらに浸透するよう、啓発に取り組めます。
- 公共施設から発生する古紙類や機密文書のリサイクルを継続し、紙ごみの抑制に引き続き取り組みます。
- 公共施設から発生する剪定枝や幹材のチップ化によるリサイクルを継続します。

● 環境に配慮した取り組みの継続

物品購入時における環境配慮商品の率先購入を継続します。

- 業務上必要な物品については、環境物品等調達基準に基づく購入の周知を継続します。
- 業務における使い捨てプラスチック商品の利用抑制について啓発を進めます。

基本方針Ⅲ. 環境に配慮した適正処理の推進

基本施策1. 社会情勢の変化に応じた収集・運搬体制の構築

ごみの収集や運搬過程におけるリスクを減らすとともに、分別収集の見直しを含めた体制の構築を検討することにより、引き続き安定した体制を維持します。

(1) 収集・運搬体制の充実

● 将来を見据えた体制の維持

社会情勢の変化に対応できるよう、安定した収集・運搬体制の維持に取り組みます。

- さらなる高齢化の進行、障害者への対応を見据え「ふれあい収集」の充実を図ります。
- プラスチック製品の一括回収など法改正に伴う対応を想定し、収集体制のあり方を検討します。

● 収集時における安全等への配慮

安全・安心な収集作業の実現に向け、取り組みを継続します。

- 収集を委託する業者との情報共有により、安全な収集業務の実施に努めます。
- 環境に配慮した収集機材等の導入を検討します。

(2) 安全・安心なごみ収集の取り組みの推進

● 分別排出に関する周知の徹底

火災原因となる危険物の分別排出について、周知を徹底します。

- 小型充電式電池（内蔵する家電を含む）やスプレー缶、ガスボンベ等の分別排出に関する周知徹底を継続し、収集・運搬時における火災発生リスクの低減に取り組みます。

● 火災発生時の対応

収集・運搬時に発生した火災等については、安全に配慮のうえ対応します。

- 収集員や周辺的安全確保を優先し、火災等発生時における適切な対応に努めます。
- 状況に応じて、東大阪都市清掃施設組合と連携した対応を行います。

(3) (仮称) 環境センターの整備

- 令和11年度の供用開始に向けた準備

4つの環境事業所及び美化推進課について、様々な課題に対応するため2か所に統合・再編します。

- 効率性の高いごみ収集拠点を整備します。
- 多様化する資源物の排出ニーズに対応した回収・保管拠点を整備します。
- 危機事象時において迅速に対応できる収集拠点を整備します。

基本施策2. ごみ処理システムの安定化に向けた施設整備・対応強化

将来にわたって安定的なごみ処理システムを確保するため、関係機関との連携を深めます。

(1) ごみ処理施設の整備と監視体制の維持

- 新工場の整備や施設の見直しに向けた取り組み

現在整備中の新工場に関する情報共有のほか、将来を見据えた施設整備に対し連携して取り組みます。

- 新工場の整備状況について適宜進捗を確認し、状況把握に努めます。
- 新たな資源化物への対応を見据え、連携を図ります。

- 施設の適正な維持管理の推進

東大阪都市清掃施設組合や大東市と連携し、適正かつ安定的な体制確保に努めます。

- 事業系ごみ搬入時の監視を継続し、排出事業者への指導を行います。
- 安定的なごみ処理体制の構築に向け、情報交換を図ります。
- ごみ処理施設における処理上の課題について、市民・事業者への環境教育や啓発を進めます。
- 今後の社会状況などに応じ、資源物の分別・収集・保管機能を充実させます。

(2) 適正処理が困難な物への対応強化

- 回収や処理が困難な廃棄物への対応

市での回収や処理が困難な廃棄物については、関係機関と連携した対応に努めます。

- 広域的な処理体制の整備に向け、関係機関に要望します。
- 事業者との連携を含め、多方面に向けた検討を進めます。
- 販売店での引き取りの利用や処理手数料の必要性など、市民への周知を推進します。

(3) 最終処分場の安定的な確保

● 継続利用に向けた要望や取り組みの推進

本市で発生するごみは、焼却などの処理を行ったのち、海上にある最終処分場に埋め立てられていますが、受け入れ可能量には限りがあるため、継続利用に向けた取り組みを進めます。

- 大阪湾広域臨海環境整備センターの継続利用について、関係機関に要望します。

● 本市でできる取り組みの推進

長期安定的な最終処分場の利用においては、各自治体での最終処分量の削減に向けた取り組みも重要です。このことから、本市においてもごみ量の削減に積極的に取り組みます。

- ごみの減量推進による最終処分量の縮減を図り、最終処分場の長期安定利用に資するよう努めます。

基本施策3. きれいなまちづくりの推進

不法投棄への早期対応や市民・事業者との連携による美化活動により、きれいなまちづくりを進めます。

(1) 不法投棄の防止

● 不法投棄に対する体制強化と早期対応

監視体制の強化や市民・事業者との連携により不法投棄を防止するとともに、不法投棄された廃棄物については早期対応を実施します。

- 啓発物、監視カメラの設置により不法投棄を防止します。
- 市内巡回パトロールの継続により不法投棄を未然に防止するとともに、不法投棄を確認した際の早期対応に取り組みます。

(2) 散乱ごみ防止とまちの美化の推進

● 各主体との連携による活動の推進

市民・事業者とともにまちの美化活動を推進し、散乱するごみの防止に努めます。

- 自治会等の地域団体、学校園、事業者との連携による市内一斉清掃（クリーンアップ大作戦）を継続して実施します。
- 地域で実施されている清掃活動への支援を行います。

- 条例に基づく取り組みの強化や啓発に努めます。
- ポイ捨て禁止看板などの活用によるまちの美化推進に取り組みます。

基本施策4. 災害廃棄物対策の強化

災害廃棄物への対応における連携体制の確保に努め、発災時を想定した取り組みを進めます。

● 関係機関との連携強化と発災時の協力要請

災害廃棄物処理における関係機関との協力・連携体制を深めるとともに、災害発生時におけるごみの出し方について情報提供を行い、市民への協力を求めます。

- 国・府が進める災害廃棄物処理の方針に基づき、発災時の廃棄物処理体制の充実に努めます。
- 近隣自治体や関連事業者等との連携強化を図ります。
- 東大阪市災害廃棄物処理計画に基づき、廃棄物処理体制を構築します。
- 「災害廃棄物処理ハンドブック」を活用し市民に啓発するとともに、発災時における排出について協力を要請します。

3-3 市民・事業者・各種団体・行政の減量目標達成に向けた主な行動例

市民の行動例

1. 買い物をするとき

- マイバッグを活用します。
- 過剰な包装は断ります。
- 詰め替え商品を選びます。
- レンタル品や中古品を利用します。
- トイレトペーパーや文房具などは、再生品を選びます。
- 環境に配慮した商品を選びます。

2. 普段の生活の中で

- 賞味期限切れで捨てられる食品や食べ残し（食品ロス）を減らします。
- 使えるものは修理して再使用するなど、ものを大切にします。
- 外出時には、水筒などのマイボトルを持参します。
- 地域や学校などのごみ減量活動に参加します。
- 使い捨て容器の使用を控えます。
- 野菜などの食材はできるだけ無駄なく使い切るなど、エコクッキングを心がけます。
- 生ごみは水を切ってから排出します。
- まだ使えるものは、必要としている人に譲ります。
- プラスチック製容器包装とペットボトルの分別排出に努めます。
- 古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）や古着、アルミ缶などは、地域の集団回収に排出します。
- リチウムイオン電池など、発火し火災につながる廃棄物を安全に処理できるよう分別排出します。
- 水銀使用製品（蛍光管・乾電池・血圧計・体温計など）・小型充電式電池・小型家電などは、公共施設や回収協力店に設置されている回収ボックスに排出します。

事業者・各種団体の行動例

1. すべての事業者（各種団体）

- 環境に関する情報提供に努めます。
- ごみ減量・リサイクルの意識を向上するため、環境やごみに関する社員教育に努めます。
- 環境マネジメントシステムを導入します。
- 再生品の使用を推進します。
- 市のごみ減量施策に協力します。

2. オフィス・事務所

- コピー用紙の使用量を減らします。
- できるだけ再生紙を購入し、発生した紙ごみは分別し、再生資源業者に引き渡してリサイクルします。
- あきかん・あきびん、プラスチック製容器包装、ペットボトルなどの分別を徹底します。
- グリーン購入に努めます。

3. 製造業

- 製品の小型化や製造工程の見直しなどによる資源使用量の極小化に努めます。
- 繰り返し使える通箱・パレットの使用など、運搬資材や梱包資材の省資源化・再使用を進めます。
- ごみ減量・リサイクルに適した商品・再生品であることの表示に努めます。
- 再使用可能な部品を積極的に使用します。
- 再生資源を積極的に利用します。
- リサイクルに関する技術開発を推進します。

4. 販売業

- マイバッグの活用を推奨し、レジ袋など使い捨てプラスチックごみを削減します。
- 過剰包装を控え、簡易包装を推進します。
- 量り売りなど、消費者が容器包装の少ない販売方法を選択できる仕組みを整備します。
- 店頭回収の実施や回収品目の拡大に取り組みます。
- 食品廃棄物のリサイクルを推進します。（食品リサイクル法に基づく事業者）
- 廃食用油などの分別排出、リサイクルを推進します。
- 店頭キャンペーン実施などを行い、プラスチックごみや食品ロス削減に向けた啓発を行います。

5. 飲食業・ホテル・旅館業・サービス業

- 使い捨て物品の使用を削減します。
- 調理の工夫により、無駄な生ごみを減らします。
- 食品廃棄物のリサイクルを推進します。（食品リサイクル法に基づく事業者）
- 廃食用油などの分別排出、リサイクルを推進します。

行政の行動例

市役所での取り組み

- 職員のごみ減量・リサイクルに対する意識を向上するため、職員向けの啓発に取り組みます。
- 環境への取り組みに関する情報提供に努めます。
- 会議等におけるペーパーレス化のさらなる推進のほか、コピー用紙の使用量抑制に努め、コピーする場合は両面コピーや裏紙の使用を徹底します。
- 市が主催、後援するイベントでは、ごみを出さないイベントの実施に努めるとともに、使い捨てプラスチックの使用削減に努め、発生したごみについては、分別を徹底します。
- あきかん・あきびん、プラスチック製容器包装、ペットボトル、古紙類の分別を徹底します。
- 機密文書のリサイクルを推進します。
- 公共施設から発生する資源の再生利用に努めます。
- 環境物品の購入（グリーン購入）を徹底します。
- 会議における使い捨てプラスチックの使用削減を進めます。
- マイバッグやマイカップ・マイボトルを率先して活用します。
- 飲食時における食べ切りなど、食品ロス削減に努めます。

4 計画の進行管理

(1) 基本的な考え方

計画を円滑・着実に、また、より高次の取り組みへの展開をめざすため、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。

また、計画推進のために、市民・事業者との連携強化による計画推進体制を充実します。

(2) PDCAサイクルに基づく計画の進行管理

本計画に基づき、一般廃棄物処理実施計画（毎年度作成）、分別収集計画などを策定し、具体的な施策を実施します。進捗状況に関する点検・評価の結果は、市政だよりや市ウェブサイトなどを活用し、広く市民に公表していきます。

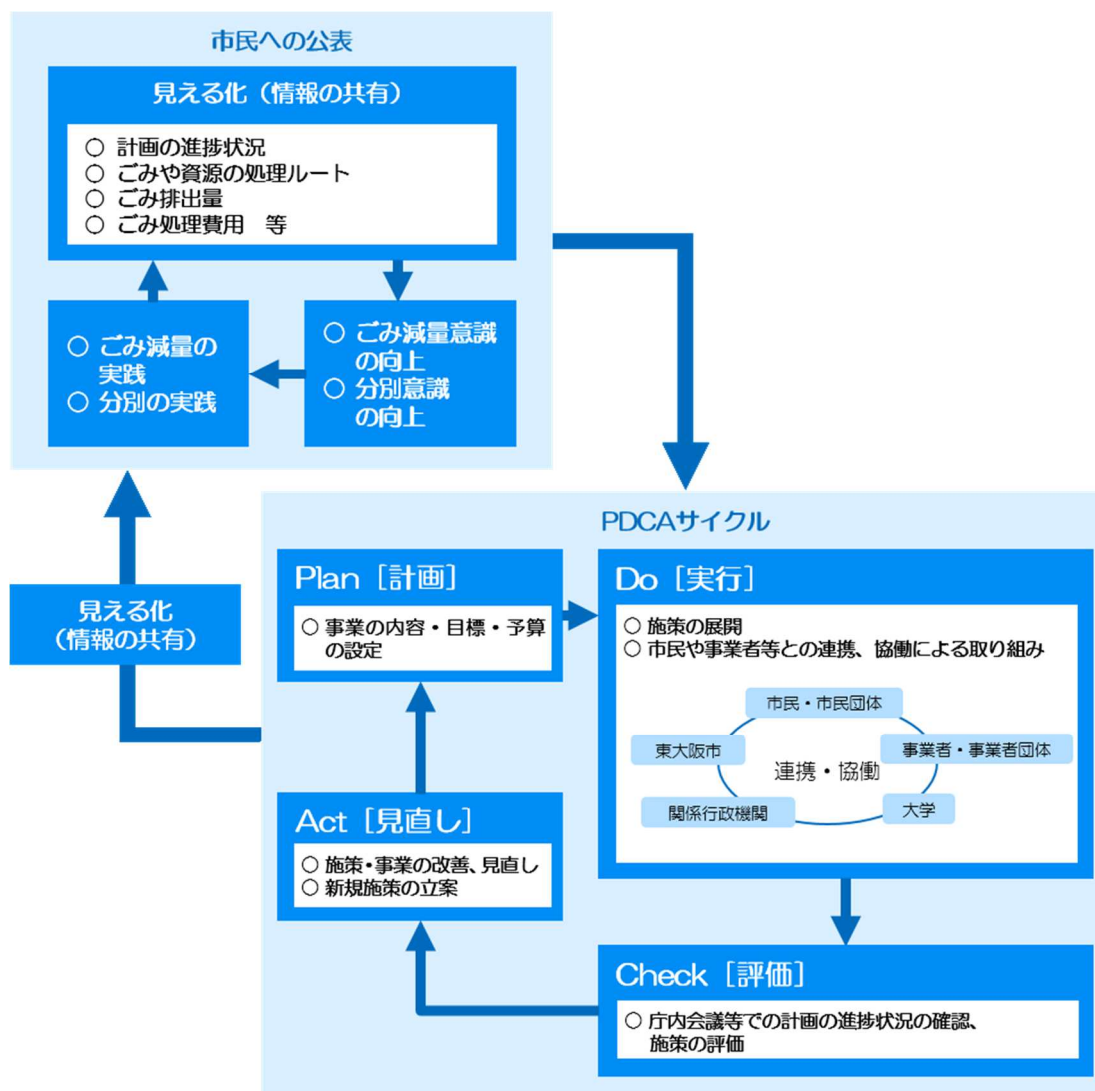


図 2-14 計画の進行管理方法

第3部

食品ロス削減 推進計画

第1章 食品ロスについて

1 計画策定の趣旨

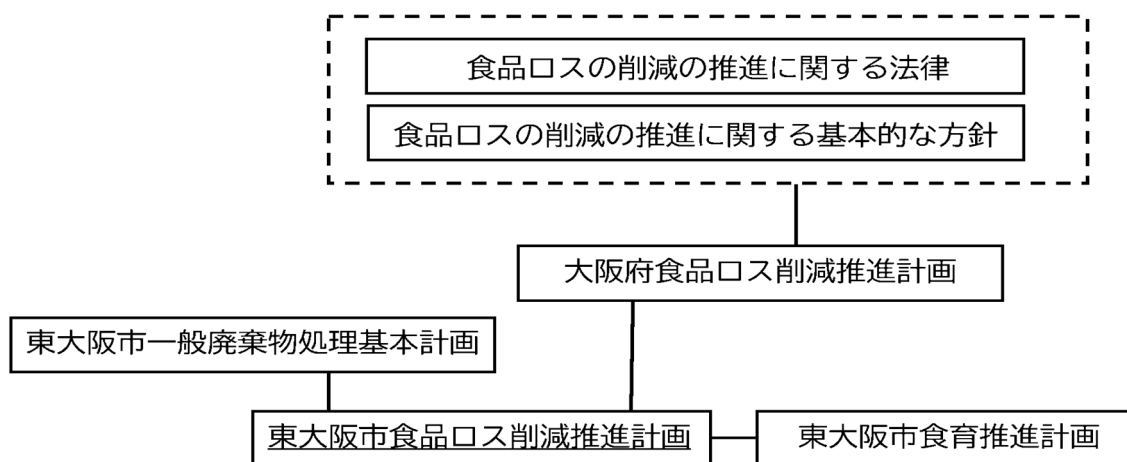
食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず廃棄されてしまう食品のことです。家庭からの食べ残しや事業者による販売期限切れ商品など様々な要因で、我が国では非常に多くの食品ロスが発生しています。食品ロスは、資源の無駄遣いであるだけでなく、廃棄に関するエネルギー負担が生じることから、社会的・経済的に大きな損失を生み出しています。

本市においても、家庭ごみの中に多くの食品廃棄物が含まれており、本来食べられる状態の食品が数多く廃棄されている現状が確認されています。食品ロス削減は、ごみの減量による焼却費用の抑制、温室効果ガスの削減など、環境負荷の低減が期待される重要な取り組みです。

本市では令和4年3月に東大阪市食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減を計画的に推進するための取り組みを進めてきました。このたび、一般廃棄物処理基本計画の改定に伴い本計画を改定することにより、市民・事業者・行政といった各主体の役割をより明確にし、一体となった行動を推進することで、次世代を見据えた循環型都市の実現に寄与することを目指します。

2 計画の位置付け

本計画は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条第1項の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」や「大阪府食品ロス削減推進計画」を踏まえて策定します。また、本計画は「東大阪市一般廃棄物処理基本計画」の一部として食品ロス削減に関する事項を定めており、ごみ処理基本計画における施策に関連付けたうえで、「東大阪市第3次環境基本計画」、「東大阪市一般廃棄物処理実施計画」、「第4次東大阪市食育推進計画」等本市の諸計画と整合性を図っています。



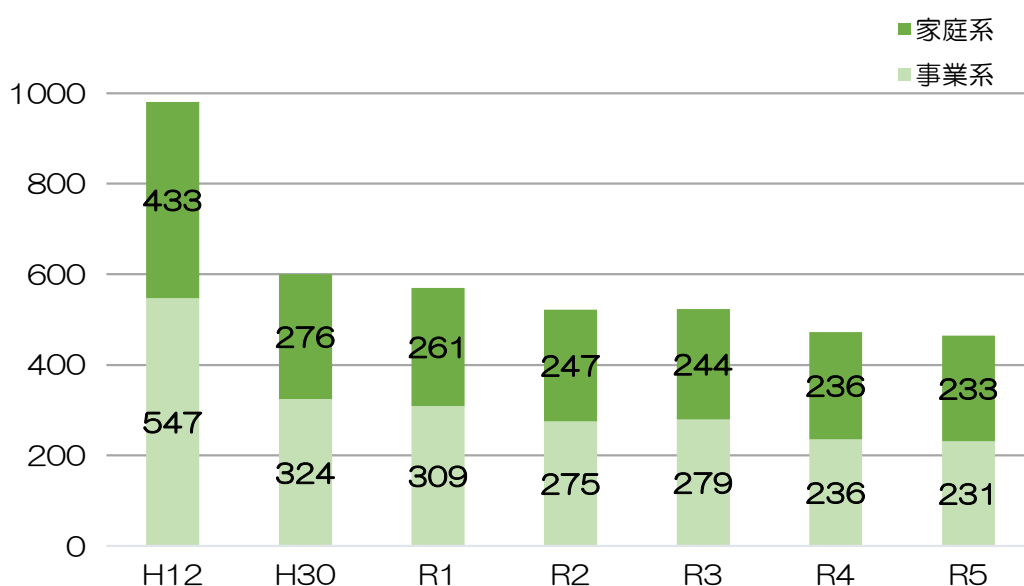
- 関係法令 ・ 循環型社会形成推進基本法
・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等

図 3-1 計画の位置付け

第2章 食品ロスの現状と課題

1 食品ロスの発生量(全国の状況)

農林水産省・環境省の推計によれば、全国の食品ロス発生量は令和5年度実績で464万トンとされています。このうち家庭系は233万トン、事業系は231万トンであり、ほぼ半々の割合で発生しています。家庭系食品ロスは、主に「食べ残し」「手つかず食品」「過剰除去」を要因として発生しています。一方で事業系食品ロスは、製造段階の規格外品や販売段階の期限切れ、外食店舗での食べ残しなどが主な要因です。



【出典 環境省ウェブサイトから抜粋し作成】

図3-2 全国の食品ロス発生量(推計)

2 本市における食品ロスの発生量

本市では、年間約14.3万トン(令和6年度実績)の可燃ごみが排出されております。その中でも、食品ロスと推計されるものは約2.4万トン(家庭系 約1.3万トン・事業系 約1.1万トン)と見込まれています。これは市民一人あたりに換算すると年間約49.4kgであり、全国平均よりも多くなっています。

食品ロス削減のためには市民一人ひとりの行動変容が不可欠です。

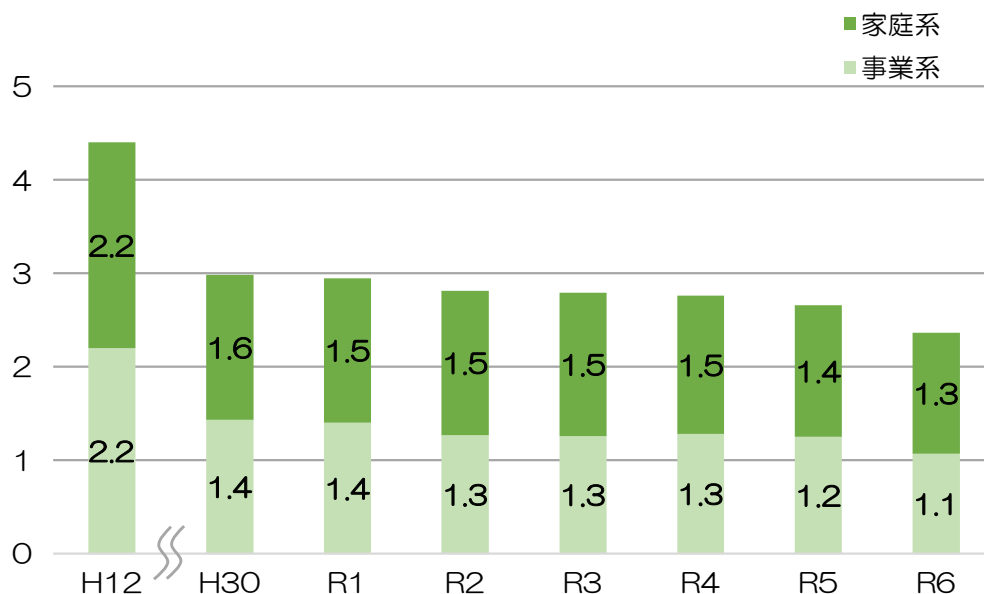


図 3-3 本市の食品ロス発生量 (推計) 【本市作成】

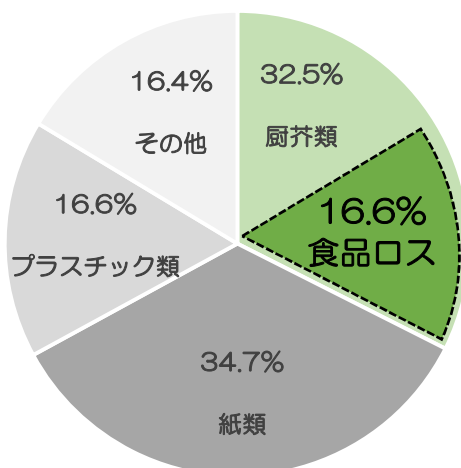
※推計方法

(家庭系) 5年ごとに実施しているごみの組成調査結果から家庭ごみに占める食品ロスの割合を出し、各年度のごみ排出量に乗じて算定 (R5までは17.8%、R6は16.6%)

(事業系) 他の自治体が発した事業系ごみの組成調査結果を参考に算定 (R5まで19.95%、R6は17.7%)

3 家庭ごみの中に含まれる食品廃棄物の内訳

本市が令和6年度に実施した家庭ごみの組成調査では、家庭ごみの中に食品廃棄物が32.5%含まれていました。そのうち、手付かず食品が6.3%、食べ残し等が10.2%、それらを合計した食品ロスが16.6%、その他、調理くずが13.5%を占めていました。令和元年度調査時の食品ロスの割合である17.8%と比較すると、1.2%減少していますが、近隣の政令指定都市及び中核市と比較すると本市はやや高い割合となっています。



※小数第2位で四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります。

図 3-4 家庭ごみの中の資源化可能物の割合

4 市民の食品ロスに関する意識

本市が令和7年4月に実施した市民アンケート調査によると、本市において「食品ロス削減のために、普段から取り組んでいることがある」と回答した人は98.2%でした。

なお、令和7年8月に消費者庁が実施した全国調査では、85.0%、令和6年11月に実施した大阪府の調査では94.6%となっています。

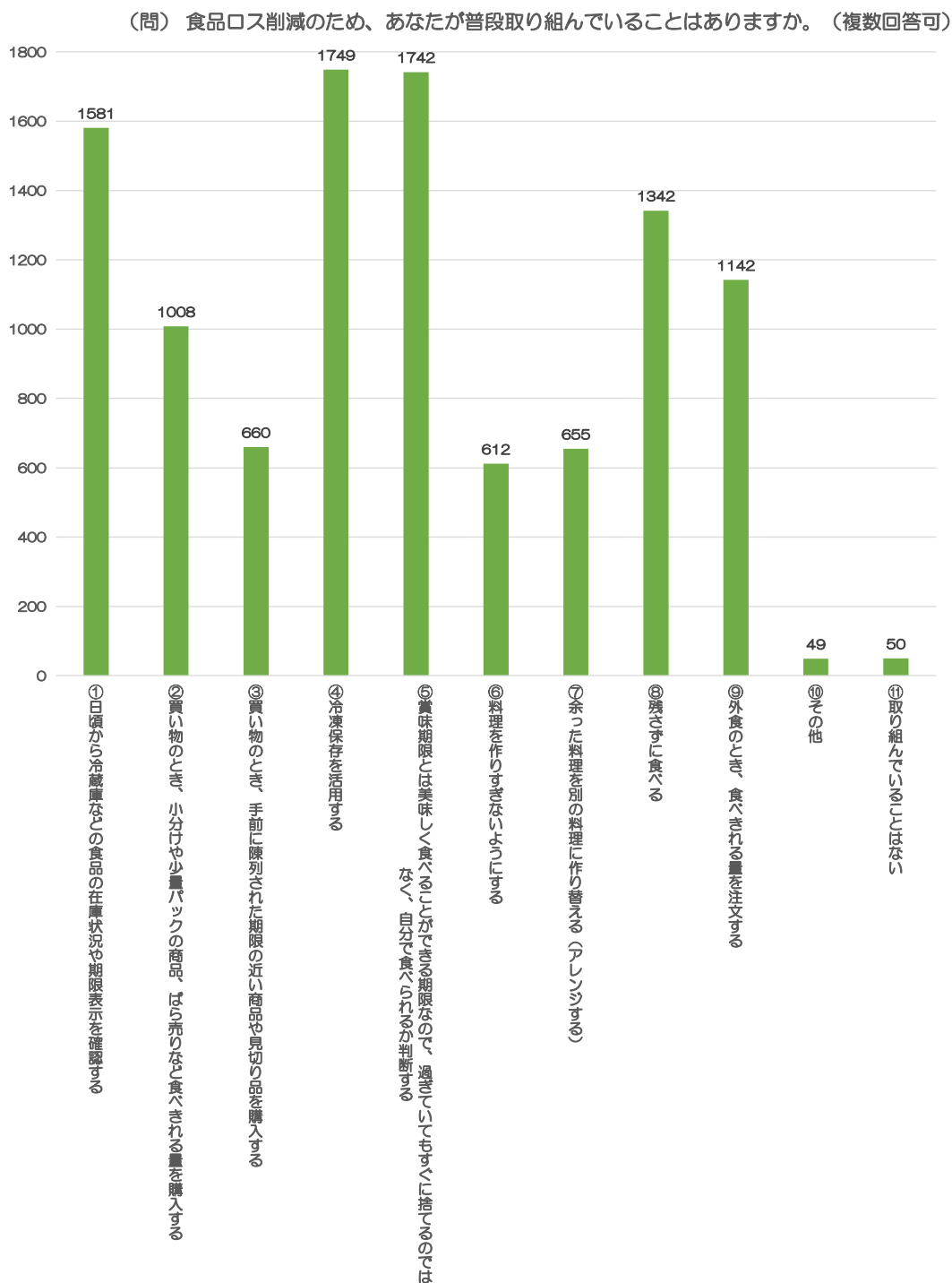


図 3-5 市民アンケート結果

第3章 基本理念・基本方針・基本目標

1 基本理念

ごみ処理基本計画で掲げる「みんなで取り組み 次世代につなぐ 循環型都市 ひがしおおさか」を食品ロス削減推進計画においても基本理念とします。

前計画においては、市民・事業者・行政等の各主体が協力して取り組みを進めていくものとしており、本計画においても、これまで以上に各主体が役割を認識し、協力して取り組むことで、将来に向けた循環型都市の形成を目指します。

2 基本方針

基本理念の実現に向け、次の基本方針を定めます。

基本方針1. 家庭での食品ロス削減に向けた普及啓発

- 環境教育、情報発信による意識の醸成
- 家庭での削減に向けた行動の促進

基本方針2. 事業者における食品ロス削減の推進

- 事業者との連携による食品ロス削減の推進
- 事業者の取り組みに対する消費者理解の促進

基本方針3. 食品ロス削減に向けた推進体制の整備

- 各種団体等との協働による取り組み
- 庁内関係部局間での連携した取り組み

基本方針4. 食品廃棄物の資源循環の推進

- 適正な再生利用の取り組み促進

3 基本目標

国は、令和7年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」において、2030年（令和12年）度までに2000年（平成12年）度比で家庭系食品ロスの50%減の早期達成、事業系食品ロスの60%減の目標を掲げました。

本市においても、家庭系食品ロスについては前計画と同様、令和12年度までに平成12年度比で50%減を目標としたうえで、計画期間の最終年度にはさらなる削減をめざします。

事業系食品ロスについては、前計画において家庭系食品ロスと同様平成12年度比で50%減を目標に掲げており、令和6年度推計で半減目標は達成しております。一方で、本市ではこれまで事業系ごみに関する組成調査を実施していないため、他の自治体の実施した調査結果を参考に本市事業系食品ロスの発生量を推計してきました。しかしながら、この方法では本市における実態を正しく把握しているものではなく、施策実施の効果測定に用いる根拠としても十分であるとはいえないことから、本計画では事業系食品ロスに関する数値目標は設定しないこととします。

なお、事業系食品ロスの発生傾向は今後も把握していく必要があるため、これまで同様、他の自治体の調査結果を参考とした推計は継続し、推移を追ってまいります。

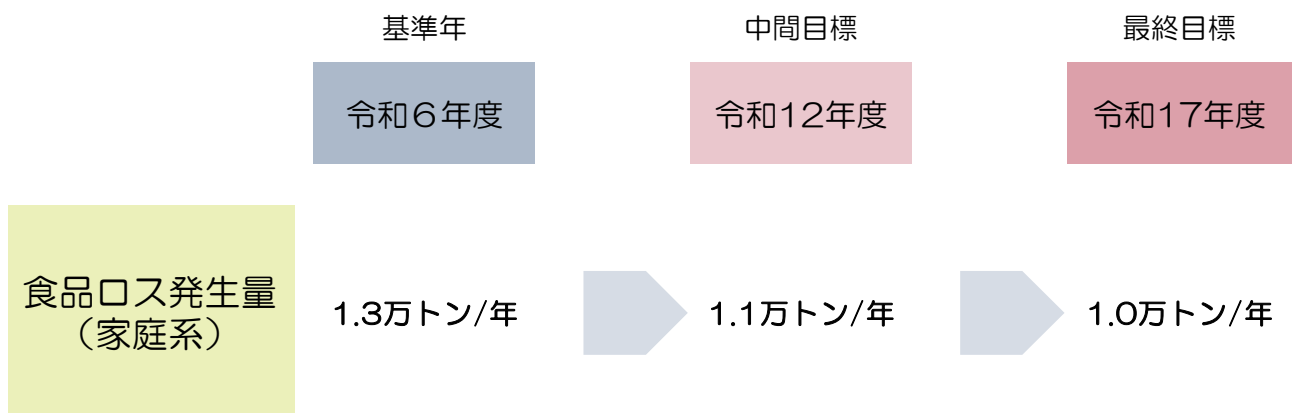


図 3-6 数値目標

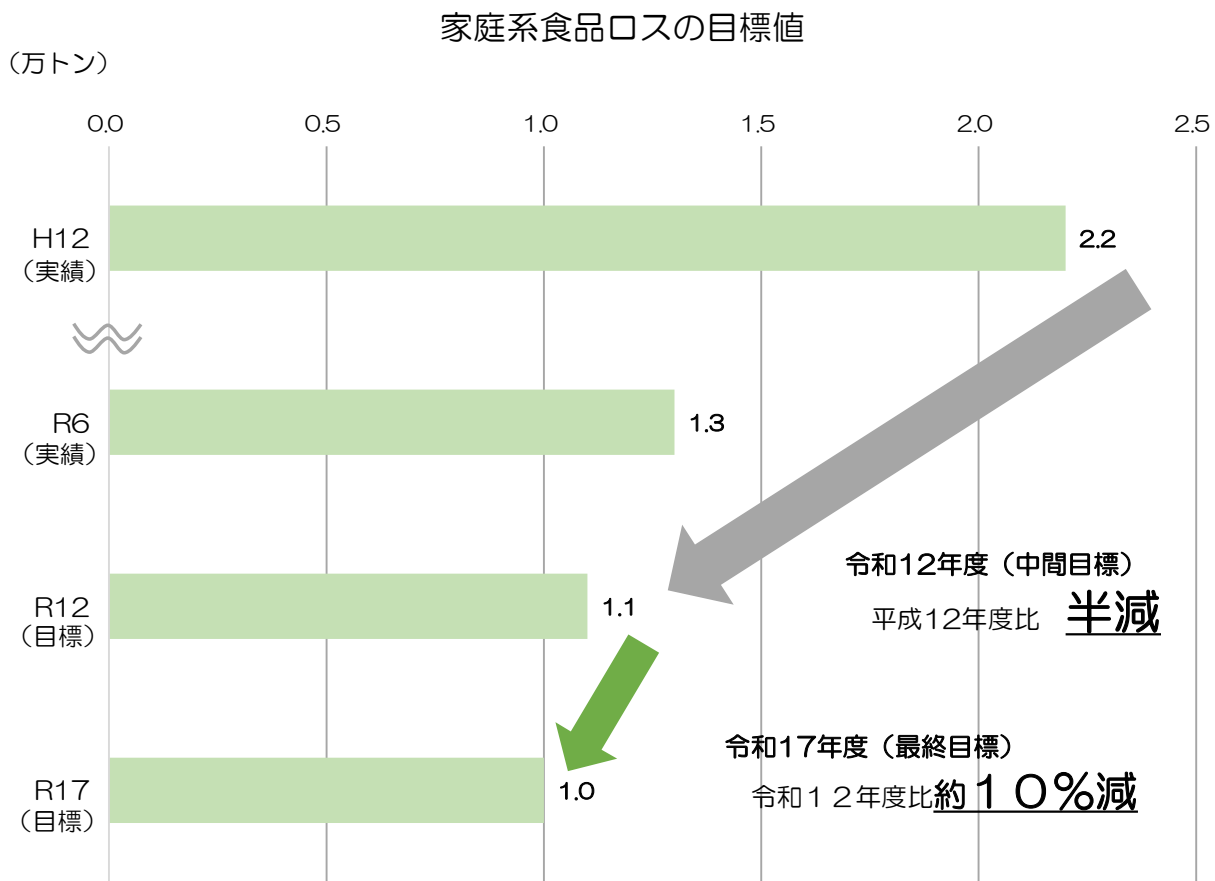


図3-7 家庭系食品ロスの目標値

第4章 目標達成に向けた取り組み

1 施策の体系

基本理念

「みんなで取り組み 次世代につなぐ 循環型都市 ひがしおおさか」

基本方針

I. 家庭での食品ロス削減に向けた普及啓発

II. 事業者における食品ロス削減の推進

III. 食品ロス削減に向けた推進体制の整備

IV. 食品廃棄物の資源循環の推進

基本施策

- 1. 環境教育、情報発信による意識の醸成
- 2. 家庭での削減に向けた行動の促進

- 3. 事業者との連携による食品ロス削減の推進
- 4. 事業者の取り組みに対する消費者理解の促進

- 5. 各種団体等との協働による取り組み
- 6. 庁内関係部局間での連携した取り組み

- 7. 適正な再生利用の取り組み促進

2 施策の内容

基本方針1. 家庭での食品ロス削減に向けた普及啓発

市民（消費者）が、食品ロスの問題について意識を高め、削減の必要性に対する理解を深めるため、環境教育、情報発信等により食品ロスについて考える機会を創出するとともに、食品ロスを発生させないよう一人ひとりの自発的な行動を促すため、具体的に取り組める内容について周知徹底を図るなど、家庭における食品ロス削減に向けた普及啓発に取り組みます。

● 環境教育、情報発信による意識の醸成

- 学校園や地域団体を対象に、食品ロスをテーマとした環境教育出前講座について継続して実施するとともに、利用拡大に向けて周知に努めます。
- 環境教育出前講座のほか、幅広い世代に対する学習機会の創出に努めることで食品ロス削減の必要性について市民への理解を進めます。
- ECOポスターコンクール受賞作品の活用など、本市取り組みの成果を用いた効果的な啓発を行います。
- SNS等を活用した情報発信、食品ロス削減月間（10月）に合わせた取り組みやイベントにおける啓発等を継続するとともに、意識の醸成を図る新たな取り組みを検討することにより、食品ロス削減の機運を高め、市民の自主的な取り組みを促します。

● 家庭での削減に向けた行動の促進

- 食材に応じた適切な保存や冷蔵庫内の定期的な在庫管理、エコレシピの利用など、食材の使い切りを促進するため、食品ロス削減リーフレット等を活用し、家庭で実践できる取り組みについて啓発を進めます。
- 期限内に使い切ることが困難になった手付かず食品の廃棄を削減するため、フードドライブへの理解と関心が深まるよう啓発を行うとともに、市及び事業者等が実施するフードドライブの周知に努め、積極的な活用を促します。

基本方針2. 事業者における食品ロス削減の推進

市内の事業者との連携協力のもと、製造、販売等の各段階における食品ロス削減を推進するとともに、事業者が実施する食品ロス削減の取り組みに対する市民（消費者）の理解を促進し、取り組みのさらなる活性化を図ります。

● 事業者との連携による食品ロス削減の推進

- 業種ごとの食品ロス削減に向けた取り組み例など情報提供に努めます。
- 事業者に対し、てまえどりや少量販売等、食品ロス削減につながる取り組みへの理解を促します。
- 東大阪市食べきり協力店の登録店舗を拡大し、食品ロス削減に取り組む飲食店、食品小売店、宿泊施設について広く周知することにより、市全体の機運を高めるとともに、連携して食品ロス削減の取り組みを進めます。
- 啓発資材の提供や店頭での啓発活動など、事業者と連携した取り組みに努めます。
- 売れ残りや規格外品などの未利用食品について、フードバンク等への寄附やフードシェアリングなどによる有効活用の検討を促します。
- フードドライブを実施する市内小売店等に関する情報の発信に努め、未利用食品の有効活用を推進します。

● 事業者の取り組みに対する消費者理解の促進

- てまえどりや量り売りなど事業者が行う食品ロス削減につながる手法について市民の理解を深め、利用の検討を促します。
- 食べきり協力店の利用や会食時における「30・10運動（※）」の実践など、市民の食品ロス削減に関する意識の醸成を図るとともに、店舗で発生する食品ロスの削減につながるよう支援します。

※30・10運動

会食や宴会において、最初の30分間と最後の10分間は自席で料理を楽しみ、食品ロスを減らすことを促す取り組み

基本方針3. 食品ロス削減に向けた推進体制の整備

食品ロス削減推進のため、各種団体、行政等各主体が積極的に対策に取り組むとともに、相互に連携し、食品ロス削減に関する施策を効果的に推進するための体制を整備します。

● 各種団体等との協働による取り組み

- 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の活動を通じて、先進的な取り組みや優良事例に関する情報をウェブサイトやSNS等も活用して紹介し、意識の醸成に努めます。

- 東大阪市地域ごみ減量推進協議会と連携し、食品ロスに関する知識を深め、各地域内で食品ロス削減に向けた取り組みが実践できるよう自治会への啓発を進めます。
- 市内でフードドライブやフードバンクを実施する団体等と連携し、活動の紹介や相互に情報共有を行い、資源の市内循環の推進に努めます。
- 市内の大学で食品ロス削減に関する活動に取り組む学生と連携し、啓発に取り組みます。

● 庁内関係部局間での連携した取り組み

- 市で実施したフードドライブにより集まった食品を必要とされる団体等へ配布し、資源の市内循環を意識した取り組みを継続します。
- 賞味期限の迫った災害用の備蓄食料は、地域の防災訓練時の啓発や子ども食堂への提供など有効利用に努めます。
- 本庁舎内にある店舗の事業者と連携し、食品ロス削減の啓発を継続します。
- 食品を取扱う市所管施設について、食品ロス削減を意識した取り組みを継続します。
- 食育の取り組みと連携し、食品ロス削減に向けた啓発を進めます。
- 学校給食での食べ残し等について、食品ロス削減の必要性について理解を深め、啓発に取り組みます。
- 庁内各部署と連携し、関連のある事業者に対して食べきり協力店の登録のほか、食品ロス削減の取り組みに関する働きかけ、情報提供を行います。

基本方針 4. 食品廃棄物の資源循環の推進

食品ロス削減の対策を実施した上で生じる食品廃棄物については、適正な再生利用の促進に取り組みます。

● 適正な再生利用の取り組み促進

- 食品リサイクルに取り組む意欲のある食品関連事業者の参考となるよう、食品リサイクル施設について、市ウェブサイトに掲載するなど、情報提供を行います。
- 特定事業者（多量排出事業者）に対し、食品リサイクルに関する情報提供を行います。

3 各主体の役割

(1) 市民の役割

市民は消費者として、食品ロスの影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で、自ら何ができるかを考え、行動することが求められます。自身の消費行動により発生した食品ロスが、環境や他の国々・地域にも影響を及ぼすことを踏まえ、各発生段階における食品ロスの削減について、自主的に取り組む必要があります。

発生段階	求められる行動（例）
買物	<ul style="list-style-type: none">・購入してすぐ食べるなら「てまえどり」を実施する。・量り売りなどを積極的に活用し、使い切れる分だけ購入する。・品質に問題のない規格外品や訳あり品の購入を検討する。・恵方巻やクリスマスケーキなどの季節商品は予約販売を活用し、欠品を許容する意識を持つ。
保存	<ul style="list-style-type: none">・食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使いきるようにする。・賞味期限について理解を深め、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。・自然災害等の発生に備え、家庭において食品を備蓄する場合には、普段から食品を少し多めに買い置きしておき、古いものから消費し、消費した分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」を実践する。・家庭で余っている未開封の未利用食品は、フードドライブ活動を通じて寄附するよう努める。
調理	<ul style="list-style-type: none">・家にある余った食材を鍋物や汁物に活用して使いきる。・食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。・食べきれぬ量を調理する。・食べきれなかったものは、リメイク等の工夫をする。
外食	<ul style="list-style-type: none">・食べきれぬ量を注文する。・会食時には「30・10運動」を実践する。・外食の際、料理が残った場合は、食品衛生上の留意事項を理解した上で、自己責任の範囲で持ち帰ることを検討する。

(2) 事業者の役割

事業者は、サプライチェーン全体で食品ロス削減の必要性について理解と関心を深め、自らの事業活動に関し、食品ロスの削減について積極的に取り組むとともに、本市が実施する食品ロス削減に関する施策に協力することが求められます。

発生段階	求められる行動（例）
製造 (食品製造業者)	<ul style="list-style-type: none"> 原料の無駄のない利用や製造・出荷工程における適正管理 食品の製造・加工方法の見直し、容器包装の工夫による賞味期限の延長 賞味期限の大括り化（年月表示など） サプライチェーン全体での適正受注の推進 消費実態に合わせた容量の適正化 製造時に生じる端材や型崩れ品等の規格外品の有効活用
流通 (卸売業者)	<ul style="list-style-type: none"> 納品期限の緩和等商慣習の見直し 受発注リードタイムの調整、適正発注の推進等による売れ残りの削減
販売等 (小売業者、 外食事業者)	<p>【小売業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 納品期限の緩和等商慣習の見直し 需要予測に基づく仕入れや販売等の工夫 季節商品の予約制など、需要に応じた販売の実施 消費期限や賞味期限の近い食品の購入を促し、売り切るための取り組みの促進（値引き・ポイント付与等） 小分けや少量販売等の実施 <p>【外食事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者において量の選択ができる販売方法の実施 「30・10運動」の実施呼びかけ 利用者が食べきれなかった場合の持ち帰り等措置 <p>※国の「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で、可能な範囲で持ち帰りできるような措置を行う。</p>
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 食品の品質に影響がない理由による廃棄の見直し フードシェアリング等の活用による売り切りの工夫 国の「食品寄附ガイドライン」に基づいた積極的な未利用食品の提供 食品ロス削減に向けた体制整備及び取り組み内容や進捗状況に関する開示 食品廃棄物のリサイクル検討

(3) 本市の役割

- 市民一人ひとりが食品ロスの問題を「自分ごと化」し、行動変容につなげられるよう普及啓発を行います。
- 国、大阪府の動向を踏まえ、率先して食品ロスの削減に関する各種施策を実施するとともに、市内における食品ロスの発生状況把握に努めます。
- 市民や事業者等と連携を図り、それぞれが行う取り組みに協力します。

4 計画の進捗管理

本計画を着実に推進するためには、目標の達成状況や施策の実施状況を定期的に把握・評価し、適宜改善や新たな施策の展開につなげていくことが重要です。

このため、PDCAサイクルに基づき、計画の適切な進行管理を行っていきます。

※計画の進行管理方法に関するイメージ図は 60 ページを参照。

第4部

生活排水処理 基本計画

第1章 生活排水処理の現状と基本的課題

1 はじめに

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく「一般廃棄物処理計画」の、生活排水処理に係る基本方針を示す「生活排水処理基本計画」として位置付けるとともに、水質汚濁防止法第14条の9第1項の規定に基づく「生活排水対策推進計画」を盛り込む計画としています。

なお、「東大阪市総合計画」、「東大阪市環境基本計画」等の上位計画と調整・整合を図り、国及び大阪府が策定した指針等を基に、地域の実情に適した整備方策、効率的・効果的な生活排水処理に係る計画の策定を行っています。

2 東大阪市の地理的特性

(1) 面積・位置

本市の面積は、61.78 km² (6,178 ha) で、淀川と大和川にはさまれた大阪府の中央部の東側に位置し、西は大阪市、南は八尾市、北は大東市と接し、東は生駒山地で奈良県と境を接しています。

(2) 地形・水系

本市の東部に南北に生駒山地がつらなり、小扇状地があり、西方は平野が広がっています。生駒山頂は海拔642m、平野部は標高5～6m前後となっています。

平地には、恩智川が生駒の山麓に沿って谷川の水を集めながら北上し、第二寝屋川と長瀬川が西部の市街地のなかを南から北西へ流れています。また、寝屋川が北部をかすめて西へ流れています。



図 4-1 本市の位置

3 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理の概要

本市では、下水道を中心として、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみとりにより生活排水の処理を行っています。

令和6年度末において、し尿及び生活雑排水※を併せて適正に処理している人口（以下「生活雑排水処理人口」という。）は、東大阪全域の住民基本台帳人口（以下「行政区域内人口」という。）の約98%にあたる、467,923人となっており、生活排水の適正処理率は年々増加しています。また、下水道が整備された区域における下水道接続の啓発により、くみとり人口や浄化槽処理人口は減少しています。それに伴って、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、年々減少傾向にあり、今後も減少が見込まれます。

なお、下水道計画処理区域（以下「計画処理区域」という。）に指定されていない山間部では、くみとり又は単独処理浄化槽でし尿が処理されており、生活雑排水は未処理のまま公共用水域（以下「河川等」という。）に放流されています。生活雑排水を未処理のまま放流することは、環境への負荷が大きいことから、早期に合併処理浄化槽での処理を行うことが必要です。

なお、生活排水の処理形態別人口は表4-1のとおり推移しています。

※ 生活雑排水とは生活排水のうち、し尿及び水洗便所排水を除くもので、台所、洗濯、風呂等から出る汚水のことをいいます。

表4-1 生活排水の処理形態別人口の推移 (人)

処理形態別人口	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活雑排水処理人口	473,675	470,848	469,146	467,825	467,923
合併処理浄化槽人口	529	510	497	470	463
下水道人口	473,146	470,338	468,649	467,355	467,460
生活雑排水未処理人口	10,988	10,472	10,148	9,859	9,558
単独処理浄化槽人口	8,378	8,000	7,865	7,770	7,649
くみとり人口	2,610	2,472	2,283	2,089	1,909
行政区域内人口	484,663	481,320	479,294	477,684	477,481

(2) 生活排水処理の流れ

生活排水は、し尿と生活雑排水に分けられます。

○生活雑排水処理の流れ

生活雑排水は、下水道に接続されている世帯では下水道を通過して下水処理場（処理区別に4箇所）にて処理され、合併処理浄化槽を設置している世帯では浄化槽にて処理され、処理水が河川等に放流されます。なお、単独処理浄化槽やくみとり便槽等を設置している世帯では、生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されます。

○し尿処理の流れ

し尿は、下水道に接続されている世帯では下水道を通過して下水処理場にて処理され、合併処理浄化槽・単独処理浄化槽を設置している世帯においては各々の浄化槽にて処理され、処理水が河川等に流されます。くみとり便槽の世帯では、バキューム車にて収集運搬され下水道放流施設（東大阪市東事業所）にて希釈された後に下水道へ放流されます。なお、浄化槽の清掃過程において生じる浄化槽汚泥も、くみとり便槽のし尿と同様の処理がなされます。

なお、生活排水処理のフロー図は、図 4-2 となっています。

○下水道放流施設

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、下水道放流施設である東大阪市東事業所において、し渣を除去し、希釈された後に下水道へ放流されます。下水道放流施設の概要は表 4-2 のとおりです。

表 4-2 下水道放流施設

名称	東大阪市東事業所
所在地	東大阪市布市町三丁目3番1号
竣工年月日	平成18年1月20日
建築面積	約322m ²
延床面積	約805m ²
施設規模	鉄筋コンクリート造 地下1階 鉄骨造ALC板 地上2階建
処理方式	下水道直接投入方式（前処理＋希釈）
希釈水	工業用水
運転時間	24時間（365日）

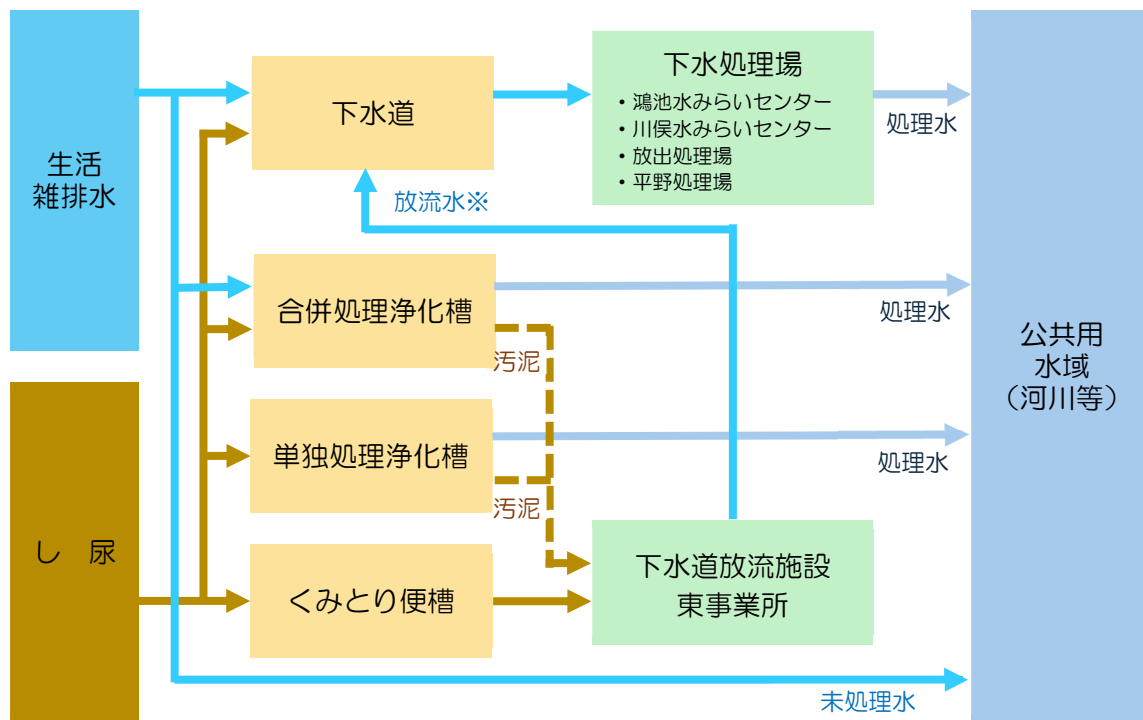


図 4-2 生活排水処理の流れ

※ 東事業所から排出される放流水は川俣水みらいセンターで処理されます。

表 4-3 処理設備別の生活排水の種類及び設置主体

処理設備	生活排水の種類	設置主体
下水道	し尿・生活雑排水	東大阪市・大阪市・大阪府
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
くみとり便槽※	し尿	個人等

※ くみとり便槽から収集運搬されたし尿は下水道放流施設にて希釈され下水道に放流されます。

(3) 河川の状況

市内を流れる主要河川である恩智川、第二寝屋川、長瀬川の3河川について、直近の10年間のBOD（生物化学的酸素要求量）の測定値を表4-4に、また、過去からの推移を図4-3に示しています。

恩智川では近年BODが横ばい又は減少傾向、長瀬川や第二寝屋川上流でも低い値で推移しています。第二寝屋川下流では、近年増減を繰り返していますが長期的には減少傾向を示しています。なお、いずれの河川も環境基準値以下で推移しています。

表4-4 主要河川のBODの測定値 (mg/L)

河川	測定地点	類型	基準値	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
恩智川	上流三池橋	C	5以下	35	35	49	41	37	36	30	40	27	29
第二寝屋川	上流巨摩橋	D	8以下	18	14	16	27	19	25	15	16	14	22
	下流 新金吾郎橋	D	8以下	32	40	51	77	49	44	73	61	47	62
長瀬川	下流新田橋	D)	(8以下)	16	16	19	20	24	21	26	16	15	19

注1：恩智川はH28まではD類型でH29以降C類型に変更されています。

注2：長瀬川は類型指定されていませんが第二寝屋川へ流入するため第二寝屋川と同一類型としています。

注3：測定値は75%値を示しています。

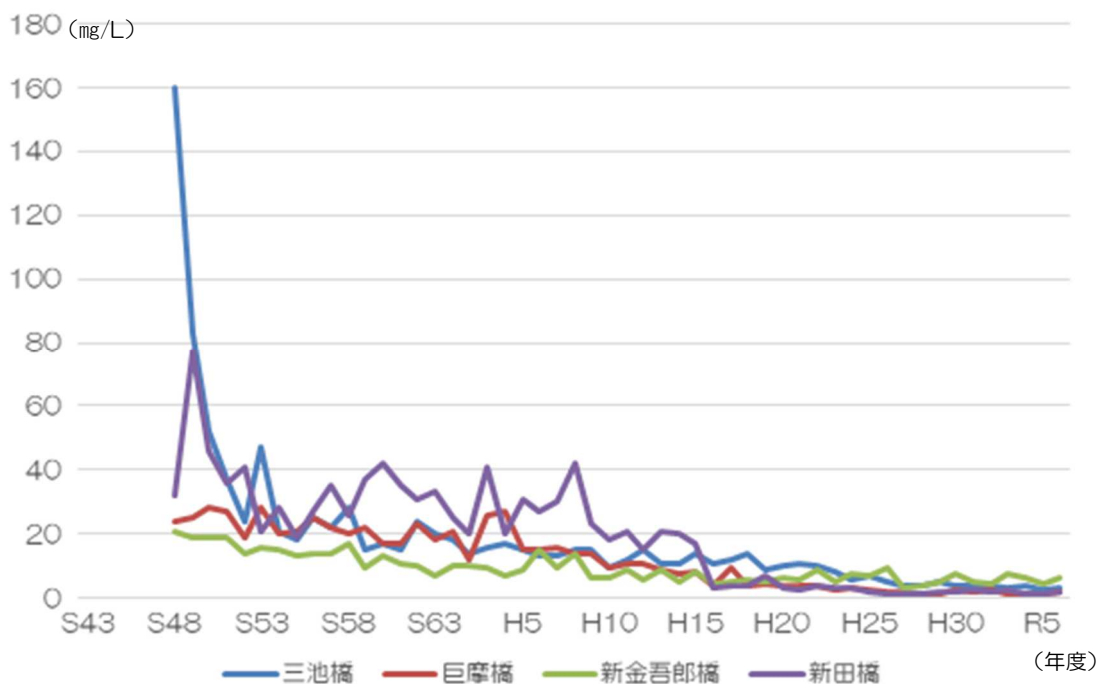


図4-3 主要河川のBODの推移

4 計画策定に当たっての基本的課題

生活排水処理基本計画を策定するに当たっての基本的課題を以下に示します。

(1) 下水道整備の状況

令和6年度の本市の下水道普及率は99.9%であり、概成されていますが、わずかに残る未整備地区については、早期に整備を行います。

(2) 下水道への速やかな接続

計画処理区域内において今なお残るくみとり便槽、単独処理浄化槽世帯等に関しては、下水道への早期接続を促します。また、法令に定められた下水道への接続義務がある世帯等に対しては、接続への指導の強化などの取り組みを行う必要があります。

(3) 浄化槽の適正な維持管理の徹底

現時点において浄化槽で処理を行っている世帯の浄化槽管理者に対して、定期的な保守点検、清掃及び定期検査についての啓発を進めるなど、適正な維持管理に努める必要があります。

(4) 市内河川の水質維持

市内河川の水質は一定の改善が進み、環境基準を満たしています。このきれいな河川を維持するため引き続き監視を行うとともにウェブサイト等で河川の水質についての情報提供を行います。

第2章 生活排水処理基本計画

1 基本方針

(1) 達成目標

市内を流れる河川は、前節の図 4-3 に示したように、近年、水質の改善が図られています。これは、下水道整備に伴って家庭等からの生活排水が下水道及び合併処理浄化槽等で適切に処理されたためだと考えられます。

しかしながら、くみとり便槽の世帯等を中心として、依然として未処理の生活雑排水等が河川等へ放流されることが見込まれることから、今後、生活雑排水の適切な処理を促進する必要があります。

(2) 基本方針

基本方針を定めるに当たり、本市の地域特性等を以下のように整理しました。

①計画処理区域内

○ほとんどの地域で下水道が整備されています。

○下水道に未接続の世帯等の把握に努めます。

○下水道未接続の世帯等に対しては接続を促します。なお、現在設置されている浄化槽については適正な管理指導を行います。

○下水道が整備されていない区域で、下水道整備を進めます。

②計画処理区域外

○山間部では、世帯が点在しているため、合併処理浄化槽での処理を促します。

○既に設置されている単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換を促します。

2 基本計画

(1) 今後のし尿・浄化槽汚泥処理の見通し

計画処理区域内については、早期に下水道による生活排水処理率100%を目指して下水道整備及び下水道接続への啓発を進めます。

下水道未接続世帯等については、適切な生活排水処理の啓発と指導を行うとともに、今後もしばらくはし尿処理等についても継続する必要があることから、当面は現在と同様に、収集されたし尿及び浄化槽汚泥は下水道への希釈投入により適切な処理を実施します。

なお、前計画である第7期計画の実績から将来のし尿・浄化槽汚泥処理量の推移の予測を図4-4、表4-5に示します。また、上位計画である「大阪湾流域別下水道整備総合計画」と整合を図り、令和30年度に生活雑排水処理人口を行政区域内人口で除した割合（以下「生活排水適正処理率」という。）を100%とした生活排水の処理形態別人口の予測を表4-6に示します。

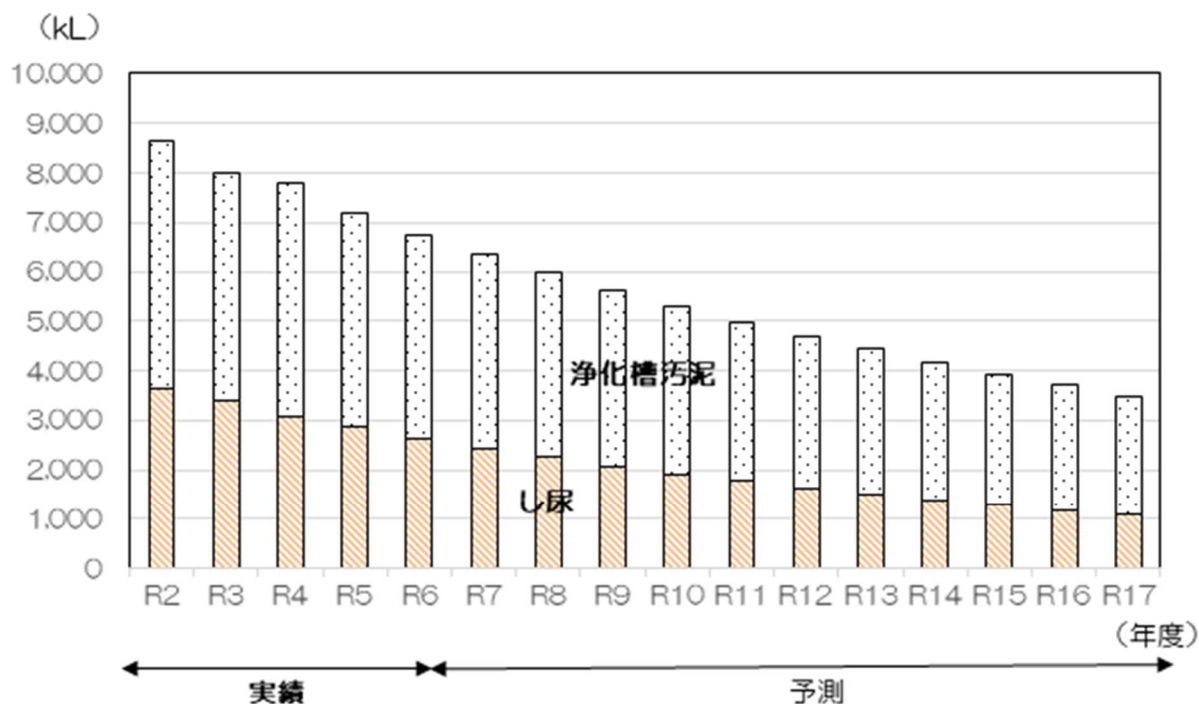


図4-4 し尿・浄化槽汚泥の処理量の予測

表4-5 し尿・浄化槽汚泥の処理量の予測 (kL)

項目	実績	予測	
	令和6年度	令和12年度	令和17年度
し尿	2,641	1,636	1,096
浄化槽汚泥	4,091	3,066	2,400

表4-6 生活排水の処理形態別人口の予測 (人)

処理形態別人口	令和6年度 (実績)	令和12年度 (予測)	令和17年度 (予測)	令和30年度 (予測)
生活雑排水処理人口	467,923	454,087	438,216	400,000
合併処理浄化槽人口	463	348	255	60
下水道人口	467,460	453,739	437,961	399,940
生活雑排水未処理人口	9,558	6,913	4,784	0
単独処理浄化槽人口	7,649	5,534	3,832	0
くみとり人口	1,909	1,379	952	0
行政区域内人口	477,481	461,000	443,000	400,000

(2) 処理目標

生活排水適正処理率を指標とし、市域の生活排水適正処理化（計画区域内は下水道の接続、計画処理区域外は合併処理浄化槽の設置）に努めます。

生活排水の処理目標として、生活排水適正処理率を令和12年度に98.5%、令和17年度に98.9%、令和30年度に100%を達成することを目指します。

なお、処理目標にかかる適正処理率及び人口の内訳を表4-7に示しています。

表4-7 処理目標にかかる適正処理率及び人口の内訳

年度	令和6年度（実績）	令和12年度	令和17年度	令和30年度
生活排水適正処理率	98.0 %	98.5 %	98.9 %	100 %
行政区域内人口	477,481 人	461,000 人	443,000 人	400,000 人
生活雑排水処理人口	467,923 人	454,087 人	438,216 人	400,000 人

(3) 処理計画

①下水道整備の推進と下水道への速やかな接続の促進

○計画処理区域内に残る下水道の未整備区域については、整備推進を図ります。

○計画処理区域内の下水道未接続世帯等については、早期に下水道に接続するよう訪問・郵送による啓発や情報提供を進めます。

②し尿・浄化槽汚泥の収集運搬

○くみとり便槽におけるし尿の収集運搬は、現行の業務委託の継続により対応し、くみとり便槽世帯が減少する状況下においても安定した収集運搬体制を確保します。

○浄化槽汚泥の収集運搬については、現行どおり許可業者が実施するものとし、今後も適正で安定した収集運搬体制を確保します。また、災害時には災害協定に基づいて協力要請を行い対応します。

③合併処理浄化槽の設置

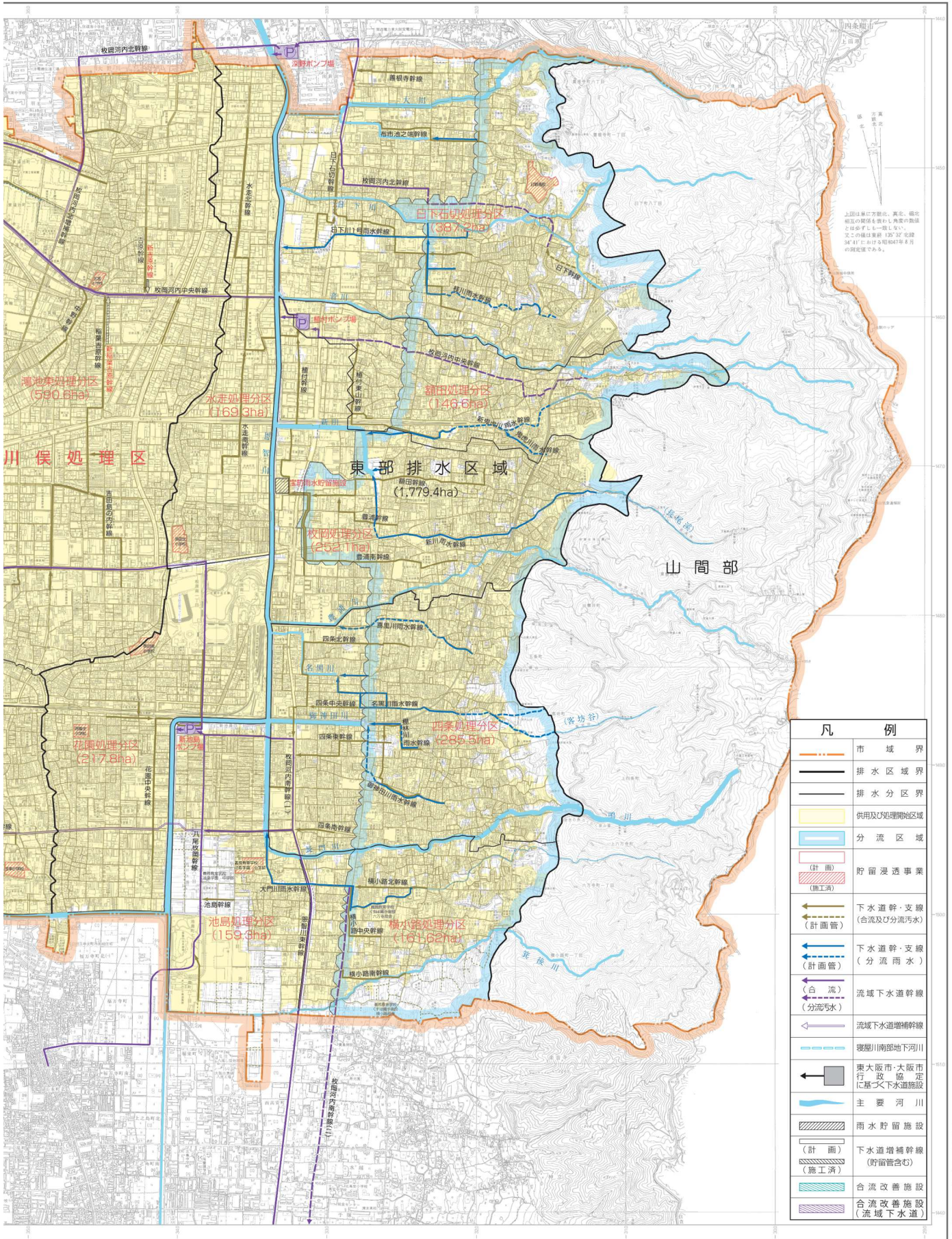
○計画処理区域外については、合併処理浄化槽の設置により、適切な生活雑排水の処理を促進します。また、現在設置されている単独処理浄化槽については、訪問や郵送等による啓発により合併処理浄化槽への転換を促し、生活雑排水の処理を促進します。

④浄化槽の適正な維持管理の徹底

○浄化槽で処理を行っている世帯の浄化槽管理者に対して、定期的な保守点検、清掃及び定期検査について、訪問や郵送等による啓発を進め、適正な維持管理を促します。

⑤市民への広報・啓発活動

○生活排水の適正処理（下水道への接続、合併処理浄化槽の設置等）、浄化槽の適正管理及び処理能力の維持について情報提供、啓発活動及び環境教育等に努めます。



凡 例	
	市 域 界
	排 水 区 域 界
	排 水 分 区 界
	供用及び処理開始区域
	分 流 区 域
	(計 画) 貯留浸透事業 (施工済)
	下水道幹・支線 (合流及び分流汚水)
	(計 画 管)
	下水道幹・支線 (分 流 雨 水)
	(計 画 管)
	(合 流)
	流域下水道幹線 (分流汚水)
	流域下水道増補幹線
	寝屋川南部地下河川
	東大阪市・大阪市 行政協定 に基づき下水道施設
	主要 河 川
	雨水貯留施設
	(計 画) 下水道増補幹線 (貯留管含む) (施工済)
	合流改善施設
	合流改善施設 (流域下水道)

下水道計画図

資料編

資料1 ごみ処理実績

		平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
人口		501,778	499,577	497,066	494,745	492,381
世帯数		231,499	232,552	233,702	234,960	236,206
総発生量		216,963	213,887	212,872	202,375	198,961
家庭系		120,407	117,446	115,921	113,146	112,735
事業系		96,556	96,442	96,951	89,229	86,226
総排出量（集団回収含まず）		191,263	189,627	187,415	180,447	177,910
家庭系		105,218	103,035	102,326	100,445	101,140
事業系		86,046	86,591	85,089	80,002	76,771
総排出量（集団回収含む）		205,935	203,512	200,477	192,607	189,088
総排出量（資源化物含まず）		183,990	182,601	180,286	173,345	170,693
家庭系		98,090	96,183	95,325	93,544	94,105
事業系		85,900	86,419	84,961	79,801	76,588
一般ごみ		175,515	174,472	171,796	164,931	162,259
家庭系		90,959	89,387	88,223	86,481	86,479
事業系		84,557	85,086	83,573	78,450	75,780
粗大ごみ		8,475	8,129	8,490	8,413	8,433
家庭系		7,132	6,796	7,102	7,063	7,626
事業系		1,343	1,333	1,388	1,350	808
資源化物		7,273	7,025	7,129	7,102	7,217
かんびん		3,849	3,698	3,679	3,636	3,601
家庭系		3,703	3,526	3,551	3,442	3,463
事業系		146	173	128	194	138
ペットボトル		877	820	883	916	964
白色トレイ		0	0	0	0	0
プラ容器包装		2,416	2,366	2,420	2,405	2,468
古紙類		103	108	113	104	100
蛍光灯・乾電池		28	27	28	27	32
小型家電		3.4	5.3	6.8	7.0	7.8
剪定枝					6.9	45.0
総資源化量		32,751	31,179	32,371	28,959	28,875
収集後資源化量		7,051	6,918	6,914	7,031	7,825
かん・びん		3,263	3,415	3,156	3,045	3,061
ペットボトル		807	747	811	842	891
その他プラ		2,253	2,048	2,160	2,232	2,358
古紙類		103	108	113	104	100
蛍光灯・乾電池		28	27	28	27	32
小型家電			5	7	7	8
剪定枝					7	45
古紙・古布（直接搬入から）		18	19	14	9	2
金属（破砕施設から）		466	438	460	611	1,319
金属（焼却灰中から）		113	111	165	147	9
ごみとなる前の再生利用量		25,699	24,261	25,457	21,928	21,050
家庭系		15,189	14,410	13,595	12,701	11,595
事業系		10,510	9,850	11,863	9,227	9,455
食品リサイクル		37	8	23	57	47
集団回収（紙パック回収事業含む）		14,671	13,885	13,062	12,160	11,178
集団回収（紙パック回収事業除く）		14,671	13,885	13,062	12,160	11,178
新聞		9,039	8,538	7,938	7,326	6,640
雑誌		2,476	2,356	2,237	2,081	1,919
ダンボール		1,995	1,931	1,838	1,761	1,701
古布		818	762	745	673	613
アルミ缶		158	156	146	149	145
Rびん		13	10	8	6	6
紙パック		172	133	151	162	154
紙パック回収事業		0	0	0	0	0
自家処理		518	525	532	541	413
コンポスト		283	284	287	295	161
電動生ごみ処理機		235	241	245	247	252
庁内等古紙リサイクル		12	70	68	63	60
特定事業者		10,461	9,773	11,771	9,107	9,348
小型家電宅配便回収		10,461				4
リサイクル率（対収集後資源）		3.7%	3.6%	3.7%	3.9%	4.4%
リサイクル率（大阪府基準）		10.5%	10.2%	10.0%	10.0%	10.0%
リサイクル率（対資源化総量）		15.1%	14.6%	15.2%	14.3%	14.5%
10月	人・1日総出量（総排出）	1,044 g/日	1,040 g/日	1,030 g/日	999 g/日	990 g/日
	人・1日排出量（家庭系）	574 g/日	565 g/日	562 g/日	556 g/日	563 g/日
	人・1日排出量（事業系）	470 g/日	475 g/日	468 g/日	443 g/日	427 g/日

平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
490,364	494,640	492,488	488,721	487,999	486,255	485,357
237,886	230,057	232,339	233,223	235,588	237,531	240,742
202,277	193,764	187,027	184,972	181,407	174,333	169,697
115,099	108,909	108,596	107,520	103,122	97,646	95,479
87,179	84,855	78,431	77,452	78,285	76,687	74,218
181,929	175,517	169,859	168,361	165,481	159,334	155,148
103,956	98,570	99,464	98,713	94,847	90,131	88,472
77,974	76,947	70,395	69,648	70,634	69,203	66,676
192,706	185,512	178,654	176,849	173,425	166,531	161,843
174,681	168,235	162,296	160,765	158,103	152,360	148,421
96,874	91,472	92,071	91,344	87,709	83,339	81,896
77,807	76,763	70,225	69,421	70,394	69,021	66,525
164,008	162,243	155,164	154,031	152,091	146,495	142,808
87,240	86,992	86,781	86,219	83,195	79,052	77,805
76,768	75,251	68,383	67,812	68,896	67,443	65,003
10,673	5,992	7,132	6,734	6,012	5,865	5,613
9,633	4,480	5,290	5,125	4,514	4,287	4,091
1,040	1,512	1,842	1,609	1,498	1,578	1,522
7,248.37	7,282	7,563	7,596	7,378	6,974	6,727
3,442	3,309	3,409	3,329	3,138	2,830	2,624
3,355	3,219	3,340	3,217	3,034	2,807	2,602
86	90	69	112	104	23	22
1,045	1,093	1,153	1,181	1,196	1,175	1,177
0	0	0	0	0	0	0
2,528	2,626	2,731	2,796	2,720	2,620	2,597
107	115	116	121	136	140	144
33	33	38	41	40	37	44
14.0	12	15	13	12	13	12
79.7	94	101	115	136	159	129
28,251	25,721	25,083	24,180	23,502	22,038	21,458
7,904	7,474	7,915	7,569	7,576	7,039	6,909
2,872	2,815	2,823	2,622	2,579	2,411	2,206
939	988	1,031	1,039	1,043	1,019	1,034
2,308	2,403	2,502	2,541	2,542	2,360	2,379
107	115	116	121	136	140	144
33	33	38	41	40	38	44
14	12	15	13	12	13	12
80	94	101	115	136	159	129
3	3	4	3	3	2	2
1,511	994	1,264	1,048	1,060	865	925
37	17	21	26	25	32	34
20,348	18,247	17,168	16,611	15,926	14,999	14,549
11,143	10,339	9,132	8,807	8,275	7,515	7,007
9,205	7,908	8,036	7,804	7,651	7,484	7,542
53	45	46	47	82	67	43
10,777	9,995	8,795	8,488	7,944	7,197	6,695
10,777	9,995	8,795	8,488	7,944	7,197	6,695
6,159	5,674	4,708	4,510	4,189	3,700	3,324
1,962	1,758	1,676	1,530	1,401	1,269	1,184
1,676	1,634	1,652	1,676	1,639	1,562	1,538
678	622	449	466	435	403	396
152	148	150	144	134	124	117
4	4	4	5	3	3	2
145	155	156	157	143	135	133
0	0	0	0	0	0	0
358	330	316	302	302	296	293
106	78	64	50	50	44	41
252	252	252	252	252	252	252
71	75	60	90	142	153	151
9,081	7,788	7,930	7,667	7,427	7,264	7,348
8	14	21	17	29	22	19
4.3%	4.3%	4.7%	4.5%	4.6%	4.4%	4.5%
9.7%	9.4%	9.4%	9.1%	8.9%	8.5%	8.4%
14.0%	13.3%	13.4%	13.1%	13.0%	12.6%	12.6%
1,016 g/日	970 g/日	945 g/日	944 g/日	929 g/日	895 g/日	876 g/日
581 g/日	544 g/日	553 g/日	553 g/日	532 g/日	506 g/日	499 g/日
436 g/日	425 g/日	392 g/日	390 g/日	397 g/日	389 g/日	376 g/日

資料2 ごみ減量フレーム

				実績		計画		
				R6 2024年度 365日		R7 2025年度 365日		
人口(人)				485,357	485,549			
ごみ・資源 総発生量	家庭系	行政収集等	家庭系ごみ	一般ごみ	t	77,805	77,837	
					g/人/日	439.2	439.20	
				不燃の小物	t	2,101	2,109	
					g/人/日	11.9	11.90	
				大型ごみ	t	1,990	1,985	
					g/人/日	11.2	11.20	
				中計	t	81,896	81,931	
					g/人/日	462.3	462.3	
				資源化物	かん・びん	t	2,602	2,605
						g/人/日	14.7	14.70
					ペットボトル	t	1,177	1,170
						g/人/日	6.6	6.60
					プラスチック製 容器包装	t	2,597	2,605
						g/人/日	14.7	14.70
					古紙類	t	144	144
						g/人/日	0.81	0.81
					蛍光灯	t	11	11
						g/人/日	0.06	0.06
			乾電池等	t	33	34		
				g/人/日	0.19	0.19		
			小型家電	t	12	12		
				g/人/日	0.07	0.07		
			小計	t	6,576	6,581		
				g/人/日	37.1	37.1		
			民間自主的 資源化	集団回収	新聞	t	3,324	3,325
						g/人/日	18.8	18.76
					雑誌	t	1,184	1,184
						g/人/日	6.7	6.68
					ダンボール	t	1,538	1,538
						g/人/日	8.7	8.68
					古布	t	396	397
						g/人/日	2.24	2.24
					アルミ缶	t	117	117
	g/人/日	0.66			0.66			
Rびん	t	2			2			
	g/人/日	0.01			0.01			
紙パック	t	133			133			
	g/人/日	0.75			0.75			
小計	t	6,695			6,696			
	g/人/日	37.8	37.8					
小型家電 宅配便回収	t	19	19					
	g/人/日	0.11	0.11					
自家処理	コンポスト	t	41	41				
		g/人/日	0.23	0.23				
	電動式	t	252	252				
		g/人/日	1.42	1.42				
小計	t	293	293					
	g/人/日	1.65	1.70					
合計		t	95,479	95,520				
		g/人/日	539.0	539.0				

中間目標									最終目標
R8 2026年度 365日	R9 2027年度 366日	R10 2028年度 365日	R11 2029年度 365日	R12 2030年度 365日	R13 2031年度 366日	R14 2032年度 365日	R15 2033年度 365日	R16 2034年度 365日	R17 2035年度 366日
484,822	484,095	483,368	482,641	481,914	481,187	480,460	479,733	479,006	478,279
77,721	77,817	77,488	77,371	77,255	77,349	77,022	76,905	76,788	76,882
439.20	439.20	439.20	439.20	439.20	439.20	439.20	439.20	439.20	439.20
2,106	2,108	2,100	2,096	2,093	2,096	2,087	2,084	2,081	2,083
11.90	11.90	11.90	11.90	11.90	11.90	11.90	11.90	11.90	11.90
1,982	1,984	1,976	1,973	1,970	1,972	1,964	1,961	1,958	1,961
11.20	11.20	11.20	11.20	11.20	11.20	11.20	11.20	11.20	11.20
81,809	81,909	81,564	81,440	81,318	81,417	81,073	80,950	80,827	80,926
462.3	462.3	462.3	462.3	462.3	462.3	462.3	462.3	462.3	462.3
2,601	2,605	2,594	2,590	2,586	2,589	2,578	2,574	2,570	2,573
14.70	14.70	14.70	14.70	14.70	14.70	14.70	14.70	14.70	14.70
1,168	1,169	1,164	1,163	1,161	1,162	1,157	1,156	1,154	1,155
6.60	6.60	6.60	6.60	6.60	6.60	6.60	6.60	6.60	6.60
2,601	2,605	2,594	2,590	2,586	2,589	2,578	2,574	2,570	2,573
14.70	14.70	14.70	14.70	14.70	14.70	14.70	14.70	14.70	14.70
143	144	143	143	142	143	142	142	142	142
0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
34	34	34	33	33	33	33	33	33	33
0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07
6,570	6,580	6,552	6,542	6,531	6,539	6,511	6,502	6,491	6,499
37.1	37.1	37.1	37.1	37.1	37.1	37.1	37.1	37.1	37.1
3,320	3,324	3,310	3,305	3,300	3,304	3,290	3,285	3,280	3,284
18.76	18.76	18.76	18.76	18.76	18.76	18.76	18.76	18.76	18.76
1,182	1,184	1,179	1,177	1,175	1,176	1,171	1,170	1,168	1,169
6.68	6.68	6.68	6.68	6.68	6.68	6.68	6.68	6.68	6.68
1,536	1,538	1,531	1,529	1,527	1,529	1,522	1,520	1,518	1,519
8.68	8.68	8.68	8.68	8.68	8.68	8.68	8.68	8.68	8.68
396	397	395	395	394	394	393	392	392	392
2.24	2.24	2.24	2.24	2.24	2.24	2.24	2.24	2.24	2.24
117	117	116	116	116	116	116	116	115	116
0.66	0.66	0.66	0.66	0.66	0.66	0.66	0.66	0.66	0.66
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
133	133	132	132	132	132	132	131	131	131
0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75
6,686	6,695	6,665	6,656	6,646	6,653	6,626	6,616	6,606	6,613
37.8	37.8	37.8	37.8	37.8	37.8	37.8	37.8	37.8	37.8
19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11
41	41	41	41	40	41	40	40	40	40
0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23
251	252	251	250	250	250	249	249	248	249
1.42	1.42	1.42	1.42	1.42	1.42	1.42	1.42	1.42	1.42
292	293	292	291	290	291	289	289	288	289
1.70	1.70	1.70	1.70	1.60	1.70	1.60	1.70	1.60	1.70
95,376	95,496	95,092	94,948	94,804	94,919	94,518	94,376	94,231	94,346
539.0	539.0	539.0	539.0	539.0	539.0	539.0	539.0	539.0	539.0

					実績	計画	
					R6 2024年度 365日	R7 2025年度 365日	
	事業系	収集・直接搬入等	事業系ごみ	許可業者	t	60,471	60,487
					g/人/日	341.3	341.3
				直接搬入	t	4,120	4,129
					g/人/日	23.3	23.3
				公共施設	t	412	408
					g/人/日	2.30	2.30
				小計	t	65,003	65,024
					g/人/日	366.9	366.9
				粗大ごみ (直接搬入)	t	1,522	1,524
					g/人/日	8.6	8.6
	中計	t	66,525	66,548			
		g/人/日	375.5	375.5			
		資源化物	公共機密文書	t	43	43	
				g/人/日	0.24	0.24	
			公共一般古紙	t	108	108	
				g/人/日	0.61	0.61	
			小計	t	151	151	
				g/人/日	0.85	0.85	
		民間自主的資源化	特定事業者	資源化物	t	7,348	7,355
					g/人/日	41.5	41.50
		特定事業者以外	かん・びん	t	22	21	
				g/人/日	0.12	0.12	
		食品リサイクル	厨芥類	t	43	43	
				g/人/日	0.24	0.24	
		堆肥化	剪定枝	t	129	129	
				g/人/日	0.73	0.73	
	合計		t		74,218	74,247	
				g/人/日	418.9	418.9	
総発生量 (予測量)	家庭系	t			95,479	95,520	
				R 6 = 1 0 0	100	100	
			g/人/日		539	539.0	
	事業系	t			74,218	74,247	
				R 6 = 1 0 0	100	100	
			g/人/日		418.9	418.9	
	合計		t			169,697	169,767
					R 6 = 1 0 0	100	100
				g/人/日		957.9	957.9
	食品ロス 発生量 (内数)	t	家庭系			12,916	12,921
事業系			食品ロス組成率 17.7%		10,703	10,706	
小計					23,619	23,627	
家庭系			食品ロス組成率の設定		16.6%	16.6%	
発生抑制量	家庭系	一般ごみの減量			t	-	-
		プラスチックの使用抑制					
			プラスチック小型成形品		t	-	-
			レジ袋		t	-	-
		食品ロス			t	-	-
		小計			t		
			g/人/日				

中間目標									最終目標
R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度
365日	366日	365日	365日	365日	366日	365日	365日	365日	366日
60,396	60,471	60,215	60,125	60,034	60,108	59,853	59,762	59,672	59,745
341.3	341.3	341.3	341.3	341.3	341.3	341.3	341.3	341.3	341.3
4,123	4,128	4,111	4,105	4,098	4,103	4,086	4,080	4,074	4,079
23.3	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3	23.3
407	408	406	405	405	405	403	403	402	403
2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30
64,926	65,007	64,732	64,635	64,537	64,616	64,342	64,245	64,148	64,227
366.9	366.9	366.9	366.9	366.9	366.9	366.9	366.9	366.9	366.9
1,522	1,524	1,517	1,515	1,513	1,515	1,508	1,506	1,504	1,505
8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6
66,448	66,531	66,249	66,150	66,050	66,131	65,850	65,751	65,652	65,732
375.5	375.5	375.5	375.5	375.5	375.5	375.5	375.5	375.5	375.5
42	43	42	42	42	42	42	42	42	42
0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24
108	108	108	107	107	107	107	107	107	107
0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61
150	151	150	149	149	149	149	149	149	149
0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85
7,344	7,353	7,322	7,311	7,300	7,309	7,278	7,267	7,256	7,265
41.50	41.50	41.50	41.50	41.50	41.50	41.50	41.50	41.50	41.50
21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12
42	43	42	42	42	42	42	42	42	42
0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24
129	129	129	129	128	129	128	128	128	128
0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73
74,134	74,228	73,913	73,802	73,690	73,781	73,468	73,358	73,248	73,337
418.9	418.9	418.9	418.9	418.9	418.9	418.9	418.9	418.9	418.9
95,376	95,496	95,092	94,948	94,804	94,919	94,518	94,376	94,231	94,346
100	100	100	99	99	99	99	99	99	99
539.0	539.0	539.0	539.0	539.0	539.0	539.0	539.0	539.0	539.0
74,134	74,228	73,913	73,802	73,690	73,781	73,468	73,358	73,248	73,337
100	100	100	99	99	99	99	99	99	99
418.9	418.9	418.9	418.9	418.9	418.9	418.9	418.9	418.9	418.9
169,510	169,724	169,005	168,750	168,494	168,700	167,986	167,734	167,479	167,683
100	100	100	99	99	99	99	99	99	99
957.9	957.9	957.9	957.9	957.9	957.9	957.9	957.9	957.9	957.9
12,902	12,918	12,863	12,844	12,824	12,840	12,786	12,766	12,747	12,762
10,690	10,703	10,658	10,642	10,626	10,639	10,594	10,578	10,562	10,575
23,592	23,621	23,521	23,486	23,450	23,479	23,380	23,344	23,309	23,337
16.6%	16.6%	16.6%	16.6%	16.6%	16.6%	16.6%	16.6%	16.6%	16.6%
386	772	1,158	1,544	1,931	2,314	2,697	3,080	3,463	3,844
62	124	185	247	308	390	472	554	636	716
50	100	150	200	250	270	290	310	330	348
336	672	1,008	1,344	1,678	1,846	2,030	2,233	2,457	2,702
834	1,668	2,501	3,335	4,167	4,820	5,489	6,177	6,886	7,610
4.7	9.4	14.2	18.9	23.7	27.4	31.3	35.3	39.4	43.5

			実績	計画			
			R6 2024年度 365日	R7 2025年度 365日			
発生抑制量	事業系	一般ごみの減量	t	-	-		
		プラスチックの使用抑制	プラスチック小型成形品	t	-	-	
			レジ袋	t	-	-	
			食品ロス	t	-	-	
		小計	t				
		合計	t	g/人/日			
発生抑制後の総発生量	家庭系	t		95,479	95,520		
		R 6 = 1 0 0	100	100			
		g/人/日	539	539			
	事業系	t		74,218	74,247		
		R 6 = 1 0 0	100	100			
		g/人/日	418.9	418.9			
合計	t		169,697	169,767			
		R 6 = 1 0 0	100	100			
		g/人/日	957.9	957.9			
資源化目標量 (集団回収含む)	家庭系	古紙類	集団回収	g/人/日	34.9	34.9	
			資源化量	t	6,179	6,180	
			拠点回収	g/人/日	0.81	0.81	
		資源化量	t	144	144		
		小計	t	6,323	6,324		
		プラスチック類	ペットボトル	分別収集	g/人/日	6.6	6.6
				資源化量	t	1,177	1,170
			プラスチック製容器包装	分別収集	g/人/日	14.7	14.7
		資源化量	t	2,597	2,605		
		小計	t	3,774	3,775		
		布類	集団回収	g/人/日	2.24	2.24	
				資源化量	t	396	397
			拠点回収	g/人/日	0.00	0.00	
		資源化量	t	0	0		
		小計	t	396	397		
		かん・びん	集団回収	g/人/日	0.67	0.67	
				資源化量	t	119	119
			分別収集	g/人/日	14.7	14.7	
		資源化量	t	2,602	2,605		
		小計	t	2,721	2,724		
		その他	蛍光管	拠点回収	g/人/日	0.06	0.06
				資源化量	t	11	11
			乾電池等	拠点回収	g/人/日	0.19	0.19
				資源化量	t	33	34
			小型家電	宅配便回収	g/人/日	0.110	0.110
				資源化量	t	19	19
			自家処理	g/人/日	0.07	0.07	
資源化量	t			12	12		
コンポスト	資源化量		t	41	41		
電動式	資源化量		t	252	252		
小計	t	368	369				
中計	t		13,582	13,589			
		R 6 = 1 0 0	100	100			

中間目標									最終目標
R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
2026年度 365日	2027年度 366日	2028年度 365日	2029年度 365日	2030年度 365日	2031年度 366日	2032年度 365日	2033年度 365日	2034年度 365日	2035年度 366日
236	472	708	944	1,178	1,593	2,008	2,423	2,838	3,255
32	64	96	128	162	194	226	258	290	323
3	6	9	12	15	18	21	24	27	30
376	752	1,128	1,504	1,878	1,934	1,992	2,052	2,114	2,177
647	1,294	1,941	2,588	3,233	3,739	4,247	4,757	5,269	5,785
3.7	7.3	11.0	14.7	18.4	21.2	24.2	27.2	30.1	33.0
1,481	2,962	4,442	5,923	7,400	8,559	9,737	10,935	12,154	13,396
8.4	16.7	25.2	33.6	42.1	48.6	55.5	62.4	69.5	76.5
94,542	93,828	92,591	91,613	90,637	90,099	89,029	88,199	87,345	86,736
99	98	97	96	95	94	93	92	91	91
534.3	529.6	524.8	520	515.3	511.6	507.7	503.7	499.6	495.5
73,487	72,934	71,972	71,214	70,457	70,042	69,221	68,601	67,979	67,552
99	98	97	96	95	94	93	92	92	91
415.3	411.6	407.9	404.2	400.6	397.7	394.7	391.8	388.8	385.9
168,029	166,762	164,563	162,827	161,094	160,141	158,249	156,799	155,325	154,287
99	98	97	96	95	94	93	92	92	91
949.5	941.2	932.7	924.3	915.8	909.3	902.4	895.5	888.4	881.4
36.7	38.5	40.3	42.1	43.9	45.7	47.5	49.3	51.1	52.9
6,494	6,821	7,110	7,417	7,722	8,048	8,330	8,633	8,934	9,260
1.06	1.31	1.56	1.81	2.06	2.31	2.56	2.81	3.06	3.30
188	232	275	319	362	407	449	492	535	578
6,682	7,053	7,385	7,736	8,084	8,455	8,779	9,125	9,469	9,838
6.7	6.8	6.9	7.0	7.1	7.2	7.3	7.4	7.5	7.9
1,186	1,205	1,217	1,233	1,249	1,268	1,280	1,296	1,311	1,383
15.0	15.3	15.6	15.9	16.2	16.5	16.8	17.1	17.4	18.0
2,654	2,711	2,752	2,801	2,850	2,906	2,946	2,994	3,042	3,151
3,840	3,916	3,969	4,034	4,099	4,174	4,226	4,290	4,353	4,534
2.35	2.46	2.57	2.68	2.79	2.90	3.01	3.12	3.23	3.30
416	436	453	472	491	511	528	546	565	578
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
416	436	453	472	491	511	528	546	565	578
0.69	0.71	0.73	0.75	0.77	0.79	0.81	0.83	0.85	0.88
122	126	129	132	135	139	142	145	149	154
15.1	15.5	15.9	16.3	16.7	17.1	17.5	17.9	18.3	18.7
2,672	2,746	2,805	2,871	2,938	3,012	3,069	3,134	3,200	3,273
2,794	2,872	2,934	3,003	3,073	3,151	3,211	3,279	3,349	3,427
0.07	0.08	0.09	0.10	0.11	0.12	0.13	0.14	0.15	0.15
12	14	16	18	19	21	23	25	26	26
0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.23
34	34	34	33	33	33	33	33	33	40
0.120	0.130	0.140	0.150	0.160	0.170	0.180	0.190	0.200	0.160
21	23	25	26	28	30	32	33	35	28
0.08	0.09	0.10	0.11	0.12	0.13	0.14	0.15	0.16	0.15
14	16	18	19	21	23	25	26	28	26
41	41	41	41	40	41	40	40	40	40
251	252	251	250	250	250	249	249	248	249
373	380	385	387	391	398	402	406	410	409
14,105	14,657	15,126	15,632	16,138	16,689	17,146	17,646	18,146	18,786
104	108	111	115	119	123	126	130	134	138

						実績	計画		
						R6 2024年度 365日	R7 2025年度 365日		
資源化 目標量	事業系	特定事業者	古紙類, 厨芥類, びん・缶類等	民間引き渡し	総資源化量 t	7,348	7,355		
				民間引き渡し	総資源化量 t	0	0		
			かん・びん	ピット前回収	総資源化量 t	22	21		
		小計 t					22	21	
		食品リサイクル	厨芥類	民間引き渡し	総資源化量 t	43	43		
		堆肥化	剪定枝	民間引き渡し	総資源化量 t	129	129		
		庁内古紙 (機密 & 一般)	古紙類	民間引き渡し	総資源化量 t	151	151		
		中計 t					7,693	7,699	
		R 6 = 1 0 0					100	100	
		合計					総資源化量 t	21,275	21,288
R 6 = 1 0 0					100	100			
総排出量等	家庭系	施設搬入等 t	家庭系ごみ	一般ごみ		77,805	77,837		
					R 6 = 1 0 0	100	100		
				不燃の小物		2,101	2,109		
				大型ごみ (大型ごみ・その他)		1,990	1,985		
			小計					81,896	81,931
			g/人/日					462.3	462.3
			R 6 = 1 0 0					100	100
			資源化物	分別収集	かん・びん		2,602	2,605	
					ペットボトル		1,177	1,170	
					プラスチック製容器包装		2,597	2,605	
		小計					6,376	6,380	
		R 6 = 1 0 0					100	100	
		拠点回収		古紙類		144	144		
				古布類		0	0		
				蛍光灯		11	11		
				乾電池等		33	34		
				小型家電		12	12		
			小計					200	201
		R 6 = 1 0 0					100	101	
		中計					6,576	6,581	
		R 6 = 1 0 0					100	100	
		民間自主的 t	集団回収	古紙類		6,179	6,180		
				古布類		396	397		
かん・びん				119	119				
小計					6,695	6,696			
R 6 = 1 0 0					100	100			
小型家電宅配便回収	小型家電			19	19				
自家処理	コンポスト			41	41				
	電動式			252	252				
	中計					7,007	7,008		
R 6 = 1 0 0					100	100			
合計 t					95,479	95,520			
R 6 = 1 0 0					100	100			

中間目標									最終目標
R8 2026年度 365日	R9 2027年度 366日	R10 2028年度 365日	R11 2029年度 365日	R12 2030年度 365日	R13 2031年度 366日	R14 2032年度 365日	R15 2033年度 365日	R16 2034年度 365日	R17 2035年度 366日
7,367	7,379	7,391	7,403	7,416	7,484	7,552	7,620	7,688	7,758
134	268	402	536	670	804	938	1,072	1,206	1,344
21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
155	289	423	557	691	825	959	1,093	1,227	1,365
42	43	42	42	42	42	42	42	42	42
129	129	129	129	128	129	128	128	128	128
150	151	150	149	149	149	149	149	149	149
7,843	7,991	8,135	8,280	8,426	8,629	8,830	9,032	9,234	9,442
102	104	106	108	110	112	115	117	120	123
21,948	22,648	23,261	23,912	24,564	25,318	25,976	26,678	27,380	28,228
103	106	109	112	115	119	122	125	129	133
76,349	75,079	73,389	71,912	70,436	69,342	67,832	66,508	65,160	63,906
98	96	94	92	91	89	87	85	84	82
2,106	2,108	2,100	2,096	2,093	2,096	2,087	2,084	2,081	2,083
1,982	1,984	1,976	1,973	1,970	1,972	1,964	1,961	1,958	1,961
80,437	79,171	77,465	75,981	74,499	73,410	71,883	70,553	69,199	67,950
454.5	446.8	439.1	431.3	423.5	416.8	409.9	402.9	395.8	388.2
98	97	95	93	92	90	89	87	86	84
2,672	2,746	2,805	2,871	2,938	3,012	3,069	3,134	3,200	3,273
1,186	1,205	1,217	1,233	1,249	1,268	1,280	1,296	1,311	1,383
2,654	2,711	2,752	2,801	2,850	2,906	2,946	2,994	3,042	3,151
6,512	6,662	6,774	6,905	7,037	7,186	7,295	7,424	7,553	7,807
102	104	106	108	110	113	114	116	118	122
188	232	275	319	362	407	449	492	535	578
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	14	16	18	19	21	23	25	26	26
34	34	34	33	33	33	33	33	33	40
14	16	18	19	21	23	25	26	28	26
248	296	343	389	435	484	530	576	622	670
124	148	172	195	218	242	265	288	311	335
6,760	6,958	7,117	7,294	7,472	7,670	7,825	8,000	8,175	8,477
103	106	108	111	114	117	119	122	124	129
6,494	6,821	7,110	7,417	7,722	8,048	8,330	8,633	8,934	9,260
416	436	453	472	491	511	528	546	565	578
122	126	129	132	135	139	142	145	149	154
7,032	7,383	7,692	8,021	8,348	8,698	9,000	9,324	9,648	9,992
105	110	115	120	125	130	134	139	144	149
21	23	25	26	28	30	32	33	35	28
41	41	41	41	40	41	40	40	40	40
251	252	251	250	250	250	249	249	248	249
7,345	7,699	8,009	8,338	8,666	9,019	9,321	9,646	9,971	10,309
105	110	114	119	124	129	133	138	142	147
94,542	93,828	92,591	91,613	90,637	90,099	89,029	88,199	87,345	86,736
99	98	97	96	95	94	93	92	91	91

					実績	計画		
					R6 2024年度 365日	R7 2025年度 365日		
	事業系	施設搬入等 t	事業系ごみ	許可業者収集	60,471	60,487		
					R 6 = 1 0 0	100	100	
				直接搬入	4,120	4,129		
				公共施設	412	408		
				粗大ごみ（直接搬入）	1,522	1,524		
					小計	66,525	66,548	
						R 6 = 1 0 0	100	100
			資源化物	かん・びん	22	21		
				堆肥化（剪定枝）	129	129		
					小計	151	150	
					R 6 = 1 0 0	100	99	
			民間自主的 t	特定事業者（一般系資源化物+びん類・かん類）	7,348	7,355		
				特定事業者以外の事業所（古紙類）	0	0		
				食品リサイクル	43	43		
				公共機密文書・公共一般古紙	151	151		
		小計	7,542	7,549				
			R 6 = 1 0 0	100	100			
		合計	t	74,218	74,247			
			R 6 = 1 0 0	100	100			
発生抑制後の総排出量 （集団回収等民間自主的資源化量含まず）			家庭系ごみ総排出量	t	88,472	88,512		
		家庭系ごみ1人1日あたり	目標	g/人/日	499.4	499.4		
		事業系ごみ総排出量	目標	t	66,676	66,698		
		事業系ごみ1人1日あたり		g/人/日	376.4	376.3		
		合計①	t		155,148	155,210		
				g/人/日	875.8	875.8		
発生抑制後の総排出量 （集団回収等民間自主的資源化量含む）			家庭系ごみ総排出量	t	95,479	95,520		
		家庭系ごみ1人1日あたり	目標	g/人/日	539.0	539.0		
		事業系ごみ総排出量	目標	t	74,218	74,247		
		事業系ごみ1人1日あたり		g/人/日	418.9	418.9		
		合計①	t		169,697	169,767		
				g/人/日	957.9	957.9		
食品ロス発生量 目標			家庭系食品ロス発生量	t	12,916	12,921		
			事業系食品ロス発生量	t	10,703	10,706		
			合計	t	23,619	23,627		
目標	焼却処理量 施設投入量	t	一般ごみ	家庭系	77,805	77,837		
				事業系	65,003	65,024		
					古紙類回収	2	2	
					小計	142,806	142,859	
					事業系粗大ごみから直接焼却	5	5	
					専断破碎後可燃物	109	109	
					破碎後の可燃物	4,574	4,578	
					選別後の可燃物	657	657	
					合計	t	148,151	148,208
						R 6 = 1 0 0	100	100
処理後の流れ （ピット投入前古紙回収含む）			資源化物	t	2	2		
			古紙・古布		34	30		
			焼却灰中金属		36	32		
			小計		148,151	148,208		
		焼却処理量	t		836.3	836.3		
				g/人/日				
		最終処分量（焼却灰）	t		22,439	22,454		

中間目標									最終目標
R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
2026年度 365日	2027年度 366日	2028年度 365日	2029年度 365日	2030年度 365日	2031年度 366日	2032年度 365日	2033年度 365日	2034年度 365日	2035年度 366日
59,592	58,883	57,803	56,909	56,015	55,390	54,394	53,580	52,765	52,123
99	97	96	94	93	92	90	89	87	86
4,123	4,128	4,111	4,105	4,098	4,103	4,086	4,080	4,074	4,079
407	408	406	405	405	405	403	403	402	403
1,522	1,524	1,517	1,515	1,513	1,515	1,508	1,506	1,504	1,505
65,644	64,943	63,837	62,934	62,031	61,413	60,391	59,569	58,745	58,110
99	98	96	95	93	92	91	90	88	87
21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
129	129	129	129	128	129	128	128	128	128
150	150	150	150	149	150	149	149	149	149
99	99	99	99	99	99	99	99	99	99
7,367	7,379	7,391	7,403	7,416	7,484	7,552	7,620	7,688	7,758
134	268	402	536	670	804	938	1,072	1,206	1,344
42	43	42	42	42	42	42	42	42	42
150	151	150	149	149	149	149	149	149	149
7,693	7,841	7,985	8,130	8,277	8,479	8,681	8,883	9,085	9,293
102	104	106	108	110	112	115	118	120	123
73,487	72,934	71,972	71,214	70,457	70,042	69,221	68,601	67,979	67,552
99	98	97	96	95	94	93	92	92	91
87,197	86,129	84,582	83,275	81,971	81,080	79,708	78,553	77,374	76,427
492.7	486.1	479.4	472.7	466.0	460.4	454.5	448.6	442.6	436.6
65,794	65,093	63,987	63,084	62,180	61,563	60,540	59,718	58,894	58,259
371.8	367.4	362.7	358.1	353.5	349.6	345.2	341.0	336.9	332.8
152,991	151,222	148,569	146,359	144,151	142,643	140,247	138,270	136,269	134,685
864.6	853.5	842.1	830.8	819.5	809.9	799.7	789.7	779.4	769.4
94,542	93,828	92,591	91,613	90,637	90,099	89,029	88,199	87,345	86,736
534.3	529.6	524.8	520.0	515.3	511.6	507.7	503.7	499.6	495.5
73,487	72,934	71,972	71,214	70,457	70,042	69,221	68,601	67,979	67,552
415.3	411.6	407.9	404.2	400.6	397.7	394.7	391.8	388.8	385.9
168,029	166,762	164,563	162,827	161,094	160,141	158,249	156,799	155,325	154,287
949.5	941.2	932.7	924.3	915.8	909.3	902.4	895.5	888.4	881.4
12,566	12,246	11,855	11,500	11,146	10,994	10,756	10,533	10,290	10,060
10,314	9,951	9,530	9,138	8,748	8,705	8,602	8,526	8,448	8,398
22,880	22,197	21,385	20,638	19,894	19,699	19,357	19,058	18,739	18,457
76,349	75,079	73,389	71,912	70,436	69,342	67,832	66,508	65,160	63,906
64,122	63,419	62,320	61,419	60,518	59,898	58,883	58,063	57,241	56,605
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
140,469	138,496	135,707	133,329	130,952	129,238	126,712	124,568	122,400	120,508
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
109	109	109	108	108	108	108	108	108	108
4,571	4,576	4,557	4,551	4,544	4,550	4,530	4,523	4,517	4,522
671	685	698	711	725	740	752	764	777	804
145,825	143,871	141,076	138,704	136,334	134,641	132,107	129,968	127,807	125,947
98	97	95	94	92	91	89	88	86	85
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
29	29	28	28	27	27	26	26	26	25
31	31	30	30	29	29	28	28	28	27
145,825	143,871	141,076	138,704	136,334	134,641	132,107	129,968	127,807	125,947
824.1	812.0	799.6	787.4	775.1	764.5	753.3	742.2	731.0	719.5
22,092	21,797	21,373	21,014	20,655	20,398	20,014	19,690	19,363	19,081

				実績	計画		
				R6 2024年度 365日	R7 2025年度 365日		
破碎処理量	破碎処理量と処理後の流れ t	粗大ごみ収集量	家庭系	4,091	4,094		
			事業系	1,522	1,524		
			小計	5,613	5,618		
		破碎処理量 (施設投入前回収、専断破碎機投入、焼却施設直投含む)			5,613	5,618	
		施設投入前選別可燃物 (事業系粗大ごみのうち焼却炉直投)			5	5	
		剪断破碎処理 (破碎後焼却処理)			109	109	
		破碎可燃物焼却 (焼却炉直投 & 処理後可燃物)			4,574	4,578	
		(内訳)	焼却施設直投 (可燃粗大)		752	750	
			破碎処理後可燃物		3,822	3,828	
		破碎後選別金属			925	926	
資源選別処理量	資源化施設処理量と処理後の流れ t	かん・びん	家庭系	2,602	2,605		
			事業系	22	21		
			小計	2,624	2,626		
		かん・びん収集量			2,624	2,626	
		選別施設処理量			2,624	2,626	
		選別後の流れ	選別後後可燃物		296	296	
			選別後不燃物		122	122	
			かん・びん資源化量		2,206	2,208	
		ペットボトル	ペットボトル収集量			1,177	1,170
			選別施設処理量			1,177	1,170
			選別後の流れ	選別後後可燃物		143	142
		ペットボトル資源化量			1,034	1,028	
		プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装収集量			2,597	2,605
			選別施設処理量			2,597	2,605
			選別後の流れ	選別後後可燃物		218	219
		プラスチック製容器包装資源化量			2,379	2,386	
		合計		施設投入量		6,398	6,401
				焼却処理量		657	657
				最終処分量		122	122
		資源化量		5,619	5,622		
目標	最終処分量 t	焼却残灰		22,439	22,454		
		資源選別後の不燃物		122	122		
	合計 t			22,561	22,576		
				R6 = 100	100		

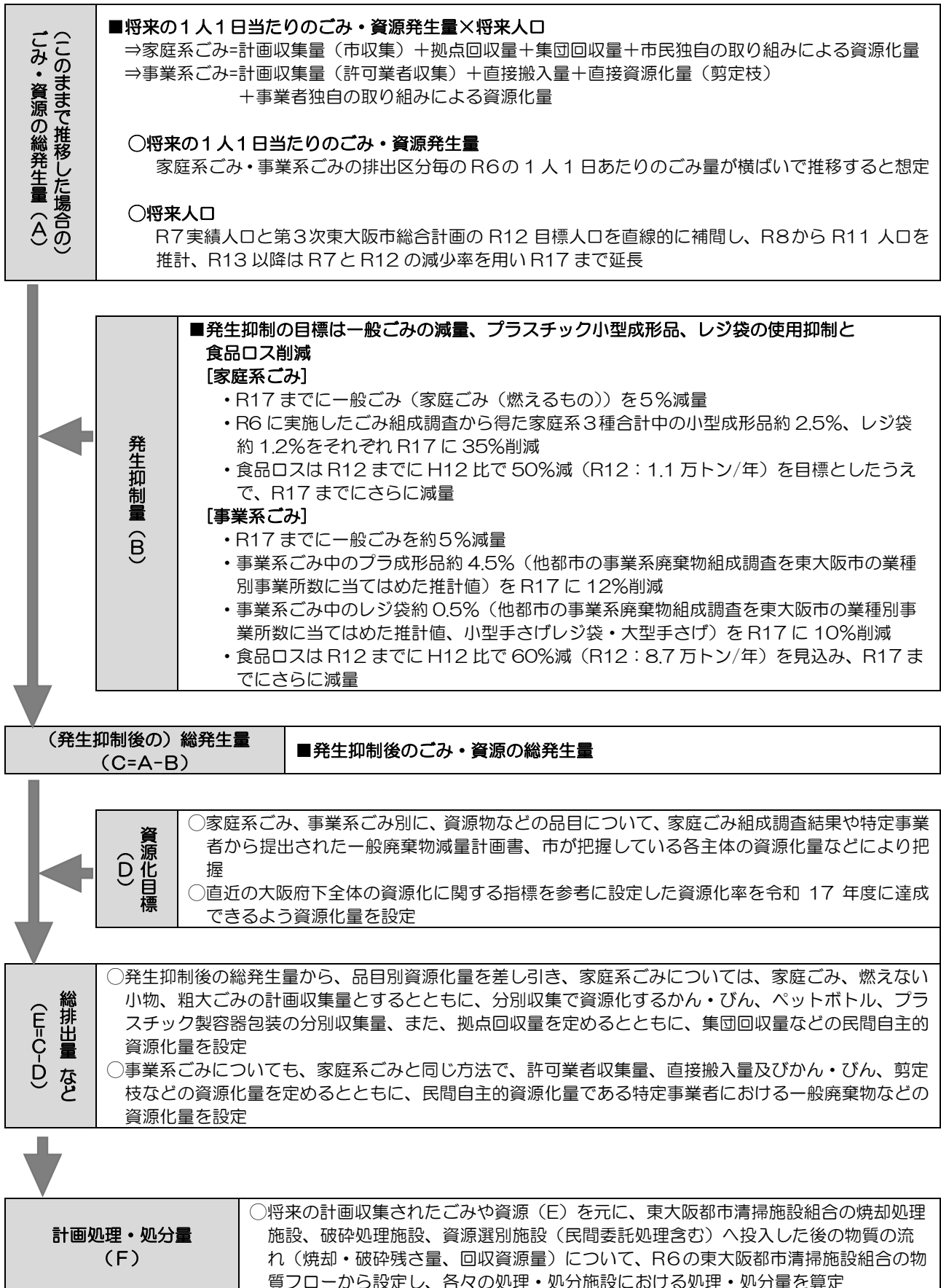
中間目標									最終目標
R8 2026年度 365日	R9 2027年度 366日	R10 2028年度 365日	R11 2029年度 365日	R12 2030年度 365日	R13 2031年度 366日	R14 2032年度 365日	R15 2033年度 365日	R16 2034年度 365日	R17 2035年度 366日
4,088	4,092	4,076	4,069	4,063	4,068	4,051	4,045	4,039	4,044
1,522	1,524	1,517	1,515	1,513	1,515	1,508	1,506	1,504	1,505
5,610	5,616	5,593	5,584	5,576	5,583	5,559	5,551	5,543	5,549
5,610	5,616	5,593	5,584	5,576	5,583	5,559	5,551	5,543	5,549
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
109	109	109	108	108	108	108	108	108	108
4,571	4,576	4,557	4,551	4,544	4,550	4,530	4,523	4,517	4,522
749	750	747	746	744	745	742	741	740	741
3,822	3,826	3,810	3,805	3,800	3,805	3,788	3,782	3,777	3,781
925	926	922	920	919	920	916	915	913	914
2,672	2,746	2,805	2,871	2,938	3,012	3,069	3,134	3,200	3,273
21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
2,693	2,767	2,826	2,892	2,959	3,033	3,090	3,155	3,221	3,294
2,693	2,767	2,826	2,892	2,959	3,033	3,090	3,155	3,221	3,294
304	312	319	326	334	342	349	356	363	372
125	129	131	135	137	141	143	147	150	153
2,264	2,326	2,376	2,431	2,488	2,550	2,598	2,652	2,708	2,769
1,186	1,205	1,217	1,233	1,249	1,268	1,280	1,296	1,311	1,383
1,186	1,205	1,217	1,233	1,249	1,268	1,280	1,296	1,311	1,383
144	146	148	150	152	154	156	157	159	168
1,042	1,059	1,069	1,083	1,097	1,114	1,124	1,139	1,152	1,215
2,654	2,711	2,752	2,801	2,850	2,906	2,946	2,994	3,042	3,151
2,654	2,711	2,752	2,801	2,850	2,906	2,946	2,994	3,042	3,151
223	227	231	235	239	244	247	251	255	264
2,431	2,484	2,521	2,566	2,611	2,662	2,699	2,743	2,787	2,887
6,533	6,683	6,795	6,926	7,058	7,207	7,316	7,445	7,574	7,828
671	685	698	711	725	740	752	764	777	804
125	129	131	135	137	141	143	147	150	153
5,737	5,869	5,966	6,080	6,196	6,326	6,421	6,534	6,647	6,871
22,092	21,797	21,373	21,014	20,655	20,398	20,014	19,690	19,363	19,081
125	129	131	135	137	141	143	147	150	153
22,217	21,926	21,504	21,149	20,792	20,539	20,157	19,837	19,513	19,234
98	97	95	94	92	91	89	88	86	85

			実績	計画
			R6 2024年度 365日	R7 2025年度 365日
目標	施設からの 資源化量 t	焼却施設投入前古紙・古布	2	2
		焼却灰中金属	34	30
		破碎後金属	925	926
		小計	961	958
	施設による 資源化量 t	缶・びん	2,206	2,208
		ペットボトル	1,034	1,028
		プラスチック製容器包装材	2,379	2,386
		古紙類	144	144
		蛍光灯・乾電池等	44	45
		小型家電	12	12
		剪定枝	129	129
	小計	5,948	5,952	
	民間自主的 資源化量 t ②	集団回収	6,695	6,696
		食品リサイクル	43	43
		自家処理(コンポスト等)	293	293
		機密(公共)・公共一般古紙	151	151
		小型家電宅配便回収	19	19
		特定事業者以外の事業所 古紙回収	0	0
		特定事業者	7,348	7,355
	小計	14,549	14,557	
	総資源化量合計 ③	t	21,458	21,467
	総発生量(①+②)	t	169,697	169,767
	資源化率 ③/(①+②)	t	12.6%	12.6%

中間目標									最終目標
R8 2026年度 365日	R9 2027年度 366日	R10 2028年度 365日	R11 2029年度 365日	R12 2030年度 365日	R13 2031年度 366日	R14 2032年度 365日	R15 2033年度 365日	R16 2034年度 365日	R17 2035年度 366日
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
29	29	28	28	27	27	26	26	26	25
925	926	922	920	919	920	916	915	913	914
956	957	952	950	948	949	944	943	941	941
2,264	2,326	2,376	2,431	2,488	2,550	2,598	2,652	2,708	2,769
1,042	1,059	1,069	1,083	1,097	1,114	1,124	1,139	1,152	1,215
2,431	2,484	2,521	2,566	2,611	2,662	2,699	2,743	2,787	2,887
188	232	275	319	362	407	449	492	535	578
46	48	50	51	52	54	56	58	59	66
14	16	18	19	21	23	25	26	28	26
129	129	129	129	128	129	128	128	128	128
6,114	6,294	6,438	6,598	6,759	6,939	7,079	7,238	7,397	7,669
7,032	7,383	7,692	8,021	8,348	8,698	9,000	9,324	9,648	9,992
42	43	42	42	42	42	42	42	42	42
292	293	292	291	290	291	289	289	288	289
150	151	150	149	149	149	149	149	149	149
21	23	25	26	28	30	32	33	35	28
134	268	402	536	670	804	938	1,072	1,206	1,344
7,367	7,379	7,391	7,403	7,416	7,484	7,552	7,620	7,688	7,758
15,038	15,540	15,994	16,468	16,943	17,498	18,002	18,529	19,056	19,602
22,108	22,791	23,384	24,016	24,650	25,386	26,025	26,710	27,394	28,212
168,029	166,762	164,563	162,827	161,094	160,141	158,249	156,799	155,325	154,287
13.2%	13.7%	14.2%	14.7%	15.3%	15.9%	16.4%	17.0%	17.6%	18.3%

資料3 計画フレームの考え方

(1) 計画フレーム設定の流れ



(2) 減量目標（基本目標・個別目標）設定の考え方

ア 基本目標設定の考え方

本市の焼却処理量は、基準年度である令和6年度時点で14.8万トンであり、前計画の令和7年度目標である15.4万トンを達成し、令和12年度目標である14.1万トンに近づいています。前計画で順調に進んだごみの減量傾向を継続させながら、組成調査の結果から家庭ごみ中の減量が見込める品目を考慮したうえ、本計画の最終目標年度である令和17年度に基準年度である令和6年度と比較して約15%減とすることを基本とし、これに基づいて家庭系1人1日あたりのごみ量や事業系ごみの総排出量を設定しました。

資源化量は、資源化物の多くを占める古紙類の回収量の低下、ペットボトルや容器包装プラスチック類の店頭回収の普及により、特に家庭系ごみの資源化量が低下しています。資源化量の低下は全国的に見ても同様の傾向ですが、本市は大阪府内他都市と比較して資源化量が少ないことから、資源化量の底上げを目指すべく、直近における大阪府下全体の資源化に関する指標を参考に最終目標年度の資源化率目標を設定しました。

最終処分量は、焼却処理量の減量目標の考え方と同様に設定しました。

イ 個別目標設定の考え方

家庭系ごみ1人1日あたりのごみ排出量については、国の令和12年度目標である「1人1日あたりの家庭系ごみ排出量478g」（家庭系ごみの排出量（資源ごみや集団回収量を除いた家庭から出る1人1日あたりのごみ量）を達成することを前提に、焼却処理量の目標設定に沿うよう設定しました。

事業系ごみの総排出量は、基準年度である令和6年度時点6.7万トンで、前計画の令和7年度目標である6.9万トンを達成し、同じく前計画の令和12年度目標である6.5万トンに近づいていることから、事業系一般ごみの減量やごみ中に含まれるプラスチック成形品やレジ袋の削減（108ページの発生抑制量（B））、個別目標に設定していないものの事業系の食品ロス発生量の削減を見込み、市全体の焼却処理量の令和17年度目標である12.6万トン/年が達成できるよう令和17年度目標を5.8万トン/年に設定しました。

食品ロス発生量（家庭系）は、国の目標である令和12年度（2030年度）に平成12年度（2000年度）比50%削減とし、最終目標年度には令和12年度比で約10%削減となる1.0万トン/年に設定しました。

あ 行

■一部事務組合

自治体が行っている業務の一部を複数の自治体で共同して行う際に設置する団体のこと。東大阪市では、大東市とごみ処理を共同で行うために東大阪都市清掃施設組合を設立している。

■一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、一般家庭から生じた「家庭系ごみ」と、事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類される。

■一般廃棄物処理計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」に基づき、市町村が策定する計画で、一般廃棄物の発生量及び処理の見込み、一般廃棄物の排出抑制に関する事項、分別収集する一般廃棄物の種類及び分別の区分などについて定める。

一般廃棄物処理計画には、長期的な方針を定める基本計画と毎年度策定する実施計画がある。

■SNS（エス・エヌ・エス）

SNS は、ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略。登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。

■温室効果ガス

太陽光はほとんどが可視光であり、大気を素通りして地表面で吸収される。可視光を吸収して加熱された地表面は、赤外線を熱放射するが、その一部は大気に吸収され、地表を適当な温度に保っている。この大気中で赤外線を吸収する物質が温室効果ガスであり、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、対流圏オゾン、フロンがその代表である。近年、化石燃料の使用増加などに

伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により地球の温暖化が進んでいる。

■大阪湾フェニックス計画

近畿圏の内陸部では、個々の自治体や事業主が最終処分場を確保することが極めて困難なことから、長期安定的に、また広域的に廃棄物を適正処理するための計画である。

■大阪湾広域臨海環境整備センター

近畿2府4県の市町村から出た廃棄物の広域的な処分・再生利用を図るため、昭和56年に制定された「広域臨海環境整備センター法」に基づき、昭和57年3月に「大阪湾広域臨海環境整備センター」が設立され、フェニックス処分場が整備された。

か 行

■家電リサイクル法

正式には「特定家庭用機器再商品化法」。平成13年4月施行。特定家電製品について、製造、小売業者による「引き取り義務」「（メーカー）の再商品化実施義務」が明示された。なお、特定家電製品は、施行時は「冷蔵庫」、「エアコン」、「テレビ（ブラウン管式）」、「洗濯機」であったが、平成16年4月に冷凍庫が加わり、平成21年4月の改正により、「液晶テレビ・プラズマテレビ」、「衣類乾燥機」も追加された。

その仕組みは、消費者は対象機器の適正な引き渡し及び収集・運搬、再商品化費用の負担の義務がある。小売店は自ら過去に販売した対象機器及び買い換えの際に引き取りを求められた対象機器について引き取る義務がある。また、家電メーカーは自ら過去に製造・輸入した対象機器の引き取り及び引き取った対象機器のリサイクルの義務がある。

■合併処理浄化槽

し尿（トイレからの汚水）と生活雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を合わせて処理

する浄化槽のこと。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

■環境マネジメントシステム

(EMS ; Environmental Management System)

組織活動や製品及びサービスの環境負荷低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステムのこと。組織が自ら環境方針を設定し、計画を立案し(Plan)、それを実施・運用し(Do)、点検・是正措置を行い(Check)、見直す(Act)という一連の行為により、環境負荷低減を継続的に実施できる仕組みをいう。

国際的な環境マネジメントシステムにISO(国際標準化機構)が策定したISO14001があり、その他の規格として、エコアクション21やKESなどがある。

■環境基本法

平成5年に制定された環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示す法律。平成4年の国連環境開発会議(地球サミット)で合意したリオ宣言を前提に、3章46条と付則からなる。基本理念として「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つを定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしている。

■気候変動

地域の季節の移り変わりや雨の降り方などを「気候」というが、この気候が何らかの要因で変化することを「気候変動」という。近年では、エネルギーの使用などにより発生する二酸化炭素などの温室効果ガスが原因となって生じる地球温暖化により気候が変化することを指している。

■許可業者(一般廃棄物収集運搬)

市町村長から許可を受けた収集運搬業者のこと。東大阪市では、事業系ごみの収集・運搬を主に許可業者が行っている。

■グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質などだけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。グリーン購入は、環境保全型商品の市場を生み出し、製造者側に環境保全型商品の開発・供給のインセンティブを与えることになり、持続可能な社会経済システムにおいて極めて重要な鍵を握っている。平成8年4月にグリーン購入に率先して取り組む企業、行政機関、民間団体などによる「グリーン購入ネットワーク」が設立され、必要な情報の収集・提供、ガイドラインづくり、意識啓発などが行われている。

■グリーン購入法

正式には「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」。平成13年1月施行。国などの公的機関が率先して環境物品など(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進するとともに、環境物品などに関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することをめざしている。また、国などの各機関の取り組みに関することのほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めている。

■小型家電

→小型家電リサイクル法

■小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)

レアメタルや貴金属などの有用な金属を多く含むものの、資源化が十分でない使用済小型家

電（使用済小型電子機器）の再生利用の促進について定めた法律であり、資源化目標などについて定めている。

■コンポスト

厨芥類などの生ごみや落ち葉を発酵させた有機肥料のこと。たい肥のこと。

さ行

■災害廃棄物

災害時に発生する廃棄物のうち、特に災害が原因となって発生する廃棄物のこと。住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）などに伴い排出される廃棄物がある。災害廃棄物の処理に当たっては、住民の健康や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のために迅速な処理が必要であり、あらかじめ仮置場などを検討しておくなどの対応が求められる。

■再資源化事業等高度化法（資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律）既存の廃棄物処理法や個別のリサイクル法は、廃棄物等の「適正処理」を主な目的としており、再生材の質や量を確保する視点が不足していることから、製品製造業等が求める高品質な再生材の安定供給を目的に、令和6年に新たに制定。

■最終処分

中間処理により減量化を行った廃棄物のうち、資源化できないものを処理すること。最終処分場での埋立処分を指す。

■最終処分場

廃棄物は、資源化される場合を除き、最終的にはほとんどの場合、埋立処分される。この最終的な埋立処分を行う施設を最終処分場という。

■在宅医療廃棄物

家庭から排出される使用済み注射針や点滴バッグなどの医療廃棄物のことで、感染性の廃棄物である可能性があることから、適正な収集・処理の点で課題となっている。

■サーキュラーエコノミー

従来の3Rの取り組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のこと。「循環経済」ともいう。

■サステナブルファッション

衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取り組みのこと。

■サプライチェーン

商品の企画・開発から、原材料や部品などの調達、生産、在庫管理、配送、販売、消費までのプロセス全体を指し、商品が最終消費者に届くまでの「供給の連鎖」である。

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、「廃棄物処理法」の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要がある。

■残さ

廃棄物処理施設において、焼却や破砕、選別を行った後に発生するもの。例えば、焼却後に発生する焼却灰や、集塵装置、ボイラー、ガス冷却室、再燃焼室などで捕集されたばいじん(飛灰)を指す。

■資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

①事業者による製品の回収・リサイクル対象の強化、②製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）、③回収した製品からの部品等の再使用（リユース）のための対策を行うことにより、循環型経済システムの構築を目的とする。

■集団回収奨励金交付事業

日常生活に伴って排出される廃棄物の中から再生可能な資源（新聞・雑誌など）の集団回収を行う地域住民団体に対して奨励金を交付することにより、ごみの減量と資源の有効利用を図ると共に、ごみ問題の意識向上を図ることを目的とする。

■循環型社会

廃棄物などの発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り抑制される社会をいう。

■循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

省庁ごとに個別に取り組みられてきた廃棄物処理及び再資源化関連法を総括する基本的枠組み法として、平成12年5月に制定された。併せて「廃棄物処理法」と「リサイクル法」（再生資源利用促進法）の改正、「建設リサイクル法」（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）、「食品リサイクル法」（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）、「グリーン購入法」（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）も一体的に成立している。

■循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づいて、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めた計画。

本計画は、概ね5年ごとに見直しを行うものとされており、直近では令和6年に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定されている。

■浄化槽汚泥

合併あるいは単独処理浄化槽の清掃時に引き出される汚泥のこと。

■食育

食育基本法では、「食育」を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

■食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律。

■食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。家庭では、調理時に野菜などの皮をむきすぎる過剰除去や、食べ残し、食べる前に消費期限などが切れて廃棄することが原因で発生する。事業所では、食品製造業や卸売業、小売店で売れ残り、飲食店で食べ残しなど、提供期限切れによる廃棄などが原因で発生する。

■食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）

本来食べられるのに廃棄される「食品ロス」を削減するために、国や自治体、事業者、消費者が連携し、国民運動として食品ロス削減に総合的に取り組むことを定めている。令和元年制定。

■生活排水

トイレから排出されるし尿と、台所、洗濯、風呂など日常生活から排出される生活雑排水のこと。

■生分解性

物質が微生物の動きにより分子レベルまで分解する性質のことで、最終的には二酸化炭素と水となって自然界へと循環していくこと。

■剪定枝

公園の樹木や街路樹、庭木などの生育や樹形の管理を目的に切りそろえられた枝の切りくず。

た 行

■単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽のこと。し尿と生活雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を合わせて処理する装置は合併処理浄化槽という。

■地域ごみ減量推進員・地域ごみ減量協力員

地域におけるごみの減量、その他清潔なまちづくりを行うことを目的に、主に各地域の自治会長が市長から委嘱されている。また、自治会から推薦を受けた方を、推進員とともに取組を進める協力員として、おおよそ50世帯に1人、任命している。

■厨芥

台所から出る野菜のくずや食べ物の残りなどのごみ。

■中間処理

収集したごみの焼却、不燃ごみの破砕、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理すること。

■低炭素社会

地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会システム。

■出前講座

行政、教育機関、NPOなどが、市民や市民グループなどからの求めに応じて、その内容（あらかじめメニューは設定）に合った講師を派遣し、講座を行うこと。

■適正処理困難物

自治体の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らして、その適正な処理が全国各地で困難であると認められるものを環境大臣が指定する。またこれ以外にも、市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例により市長が指定することができる。

は 行

■バイオマス

バイオマスとは、「動植物から生まれた、再利用可能な有機性の資源（石油などの化石燃料を除く）」のこと。主に木材、海草、生ごみ、紙、動物の死骸・ふん尿、プランクトンなどを指す。化石燃料と違い、バイオマスは太陽エネルギーを使って水と二酸化炭素から生物が生成するものなので、持続的に再生可能な資源であることが大きな特徴。バイオマスの種類は(1)廃棄物系バイオマス、(2)未利用バイオマス、(3)資源作物に大別される。

■廃棄物

占有者が自ら利用し、又は、他人に有償で売却することができないため不要になった物をいう。廃棄物処理法では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）」と定義し、処理される体系によって、産業廃棄物と一般廃棄物に分類される。

■廃棄物処理法

正式には「廃棄物の清掃及び処理に関する法律」。廃棄物の定義や処理責任、処理方法や処理施設に係る基準など、廃棄物の減量化と適正処理に関する基本的な法律である。

■フードシェアリングサービス

食品ロス削減の取り組みの1つ。「そのままでは、食品ロスになってしまう食品」と「食べたいと思う消費者」をウェブやスマートフォンアプリでマッチングするサービスのこと。例えば、食料品店が「その日のうちに売れないと捨てられてしまう食品」をスマートフォンアプリに登録すると、その食品を購入したい消費者がアプリ上で通常の価格よりも安価に購入できる。

■フードドライブ

家庭で余っている食品を学校や職場に持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設などに寄贈する活動。なお、ドライブは「運動」という意味である。

■フードバンク

中身には問題のない包装の破損などにより販売できない食品や、入れ替え時期が迫った防災備蓄品など、安全に食べることができるが捨てられてしまう食品を企業などから引き取り、必要としている人や福祉施設などに無償で提供する活動。

■不法投棄

「廃棄物処理法」に違反して、同法に定めた処分場以外に廃棄物を投棄すること。

■プラスチック資源循環促進法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）

プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進することを目的に、令和3年に制定された法律。

■ふれあい収集

地域や身近な人などにごみ出しの協力が得られない方で、ごみを集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者や体の不自由な方に対して、玄関先でごみの収集を行う制度。

や行

■容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）平成7年6月に成立、平成9年度より施行。容器包装を製造・利用する特定事業者が再生利用の義務を課している。また、市町村は容器包装リサイクル法の対象品目の発生量、回収量、分別方法、収集方法などに関する計画を3年毎に5年を1期とする計画（分別収集計画）の策定が求められている。平成18年6月に改正され、容器包装を一定量以上利用する事業者に対する排出抑制の取り組み状況報告の義務付け、再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰則の強化、質の高い分別収集・再商品化を促進するため、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設などの見直しが行われた。

資料5 SDGs（エス・ディー・ジーズ、Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの15年間で貧困や不平等・格差、気候変動、資源枯渇、自然破壊などの様々な世界的問題を根本的に解決し、持続可能で「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすための世界共通の17の目標です。

東大阪市一般廃棄物処理基本計画は、SDGsが掲げるゴールと施策の関係を明らかにすることで、市民・事業者のみならずとも持続可能な社会の実現に貢献します。



持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール

東大阪環循第10694号

令和7年2月19日

東大阪市廃棄物減量等推進審議会
会長 小幡 範雄 様

東大阪市長 野田 義和

東大阪市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問）

標記のことについて、令和8年度を初年度とする令和17年度までの東大阪市一般廃棄物処理基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市町村は一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村区域内の一般廃棄物に関する計画を策定することとされており、環境省が掲示している「ごみ処理基本計画策定指針」においては、目標年次を10年から15年先として、概ね5年ごとに改定することとされています。

本市では、令和3年3月に東大阪市一般廃棄物処理基本計画を策定し、市民・事業者・各種団体と協働でごみの減量・リサイクルの取組みを進めてきました。結果、家庭系ごみ・事業系ごみともに減少傾向にありますが、排出されるごみの中には依然として資源化できるものが多く含まれているため、更なる分別の徹底が必要です。また、焼却残渣の埋立処分場である大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス最終処分場）では、廃棄物の受け入れを令和14年度で終了予定としていることから最終処分場の余命年度を引き延ばすため、ごみの排出量及び焼却処理量の削減が求められております。

つきましては、本市の現状と課題、国・府の動向等を踏まえ、今後の循環型社会の形成に向けた基本的な考え方や施策展開の方向性等を盛り込んだ東大阪市一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めるものです。

(敬称略、順不同)

区分	団体名	氏名
学識経験者	立命館大学	小幡 範雄 (会長)
	近畿大学総合社会学部	内海 秀樹 (副会長)
	大阪教育大学理数情報教育系	石川 聡子
	大阪樟蔭女子大学健康栄養学部	岡本 尚子
団体役員	東大阪市自治協議会	宮谷 和枝
	東大阪市消費者団体協議会	伊東 早苗
	東大阪市再生資源集団回収推進協議会	村田 俊明
	東大阪商工会議所	岡本 義克
	東大阪市小売商業団体連合会	西田 勝
	東大阪清掃事業協同組合	山形 康樹
市民代表	市民公募	長田 美咲
	市民公募	金野 佳子
関係行政機関 の職員	東大阪都市清掃施設組合	飯田 武男
その他	イオンリテール株式会社	伊野 宏

事務局 環境部

(注) 委嘱期間 令和7年2月19日から令和9年2月18日まで

資料8 東大阪市廃棄物減量等推進審議会 開催状況

開催日時	会議の内容
<p><令和6年度 第1回> 令和7年2月19日(水) 10:30~</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 審議会会長の選任 2. 審議会副会長の指名 3. 東大阪市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問） 4. 東大阪市一般廃棄物処理基本計画について 5. その他
<p><令和7年度 第1回> 令和7年5月30日(金) 10:00~</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現行計画（第7期）の取組み状況について 2. 計画策定に伴う基礎調査業務の報告について（令和6年度実施） 3. その他
<p><令和7年度 第2回> 令和7年8月22日(金) 14:00~</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般廃棄物処理基本計画（第8期）策定の方向性について 2. 今後のスケジュールについて 3. その他
<p><令和7年度 第3回> 令和7年11月13日(木) 10:00~</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活排水処理基本計画素案の概要について（報告） 2. 食品ロス削減推進計画素案の概要について（報告） 3. 第7期計画の数値推移と達成状況について 4. 東大阪市一般廃棄物処理基本計画素案の概要について 5. 計画推進に係る基本計画、実施計画および概要版の関係について 6. スケジュール等の事務連絡
<p><令和7年度 第4回> 令和8年2月10日(火) 10:00~</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 計画素案に関するパブリックコメントの実施結果について 2. 東大阪市一般廃棄物処理基本計画の策定について（答申案） 3. 計画の概要版について 4. その他

令和8年2月26日

東大阪市長 野田 義和 様

東大阪市廃棄物減量等推進審議会
会長 小幡 範雄

東大阪市一般廃棄物処理基本計画の策定について（答申）

令和7年2月19日付東大阪環循第10694号により、本審議会に対して諮問のありました東大阪市一般廃棄物処理基本計画の策定について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり結論を得ましたのでここに答申します。

なお、計画の策定及び推進にあたっては下記の点に十分留意されるよう申し添えます。

記

東大阪市のゴミ排出量は年々減少傾向にあるものの、大阪府内他都市と比較すると依然として多い状況にある。令和3年3月に策定された東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第7期）では、計画目標において、令和6年度時点で資源化率を除き各指標での達成がなされているところであるが、計画の策定に際し実施された組成調査では、分別、資源化されるべきプラスチック製容器包装やリサイクル可能な紙類のほか、食品ロスが多く確認されており、これらを合わせると家庭ごみの約半分を占めているという結果であった。

また、本市のみならず日本各地でリチウムイオン電池をはじめとした危険物が原因と見られる収集車両や焼却場での火災が発生しており、大規模災害への備えも見据えた、安全で安定的な収集・運搬体制の構築が必要である。

行政においてはこうした課題を解決するため、市民や事業者に対し、ごみの減量や分別排出、資源化への取組の重要性について深い理解が得られるよう、正しい情報をわかりやすく届けることが求められる。これまで以上に、市民・事業者による主体的な取組の実践につながることをめざし、様々な世代や対象に向けた環境教育やアクセスしやすい情報発信を意識し、充実した内容による丁寧な啓発に取り組みされるとともに、持続可能な循環経済の実現に向けた連携にも努められたい。

ごみの減量は行政による取組だけで実現できるものではなく、市民や事業者との協働が不可欠である。各主体と連携しながら取組を進め、次の世代によりよい東大阪を残すべく邁進されたい。

資料 10 東大阪市一般廃棄物処理基本計画策定委員会（庁内組織）委員名簿

（順不同）

職 名	氏名
環境部次長	山口 昌宏 (委員長)
環境部次長	生田 信也 (副委員長)
公民連携協働室次長	島崎 大輔
企画財政部 企画室 企画課長	稲岡 幸憲
企画財政部 資産経営室 管理課長	名部 賢一
都市魅力産業スポーツ部 商業課長	道籙 康夫
環境部 環境企画課長	中川 貴裕
環境部 循環社会推進課長	吉原 数磨
環境部 環境事業課長	谷川 泰彦
環境部 美化推進課長	松倉 慎一
学校教育部 学校教育推進室参事	吉本 博明

事務局 環境部 循環社会推進課

資料 11 東大阪市一般廃棄物処理基本計画策定委員会（庁内組織）開催状況

開催日時	会議の内容
<第1回> 令和7年8月5日(火) 10:00~	1. 東大阪市一般廃棄物処理基本計画の概要について 2. 現計画（第7期）の進捗状況と課題について 3. 次期計画（第8期）の策定概要について 4. 今後のスケジュール
<第2回> 令和7年11月10日(月) 14:00~	1. 第7期計画の数値推移と達成状況について 2. 東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第8期）素案について 3. スケジュールなど事務連絡について

東大阪市一般廃棄物処理基本計画

令和8年3月

東大阪市 環境部 循環社会推進課

〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号

電話: 06(4309)3199 FAX: 06(4309)3829

東大阪市一般廃棄物処理基本計画

令和 8 年 3 月

東大阪市 環境部 循環社会推進課

〒577-8521 東大阪市荒本北 1 丁目 1 番 1 号

電話 : 06(4309)3199 FAX : 06(4309)3829
